竹田市歴史的風致維持向上計画

夏越祭の神輿御神幸

史跡「岡城跡」

重要文化財「白水溜池堰堤水利施設」

久住高原の野焼き

平 成 26 年 4 月

竹　田　市

目　　次

はじめに

⑴　計画策定の背景と目的 ・・・

⑵　重点区域の区域 ・・・

はじめに

⑴　計画策定の背景と目的

竹田市は大分県の南西部に位置し、くじゅう連山・阿蘇外輪山・祖母傾山系の山々に囲まれた、水と緑があふれる自然豊かな地域である。

市の北部から西部にかけては、久住山阿蘇山から延びる緩やかな高原地域で、多くの観光客が訪れる久住高原や長湯温泉がある。この地域では、夏でも冷涼な気候を活かしたトマトやキャベツなどの栽培が行われており、高原野菜の一大産地になっている。南部は、祖母山から続く起伏の激しい山間地域を形成している。山々から湧き出る豊富な湧水を活用し、農業用水として供給する重要文化財白水溜池堰堤水利施設や、明正井路水路橋等の農業関係近代化遺産が、山間谷間の傾斜地を利用した棚田に用水を導引しており、現在もその美しい農山村の風景を引き継いでいる。東部は、高原地域や山間地域から派生する多くの河川が集結しており、河川沿いに平坦部や盆地が形成されている。

市街地中心に位置する盆地は、近世以降岡藩の城下町として整備され、奥豊後の政治・経済・文化の拠点として栄え、田能村竹田や瀧廉太郎などの文人・先哲を数多く輩出する土壌を培ってきた。城下町は、今なお往時の町並みが残され、長い間に積み重ねられてきた重厚な歴史と文化を日常の中で感じ取ることができる。

本市は、こうした多くの自然・文化・歴史遺産を保持してきたが、人口減少に伴い、地域に残された歴史・文化などを後世に継承していくことが年々難しくなっている。過疎化や高齢化による人口の減少は、周辺農村部に留まらず、中心市街地では空洞化現象が重なり人口は急減しており、歴史・文化遺産の継承がさらに厳しい状況となっている。

こうした状況は同時に、城下町を形成してきた中心市街地そのものの衰退を表わしており、中心市街地の再生は、市の最重要施策として喫緊の課題に位置付けられている。

中心市街地は、商業、事務的業務、密集居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中でその地域の文化や伝統を培い、様々な分野の生活機能を有してきた。中心市街地に感ずる情感は、その町の性格を表現するものであり、まさに「地域の顔」ともいうべき存在である。しかしながら近年では、公共公益施設の郊外拡散、モータリゼーションの進展、大規模集客商業施設の郊外進出などにより、本市中心市街地の衰退は著しいものがある。

中心市街地が、地域経済や地域社会の発展に果たす役割は大きく、将来の趨勢に多大な影響を及ぼすことは明らかである。こうしたことから市では、平成 21 年度に本市のまちづくり施策の方向性を示す「竹田市新生ビジョン」を策定、その中で「城下町再生プロジェクト」構想

の立上げを行った。構想立案には、東京大学景観研究室の協力を得るなど、構想のイメージとする“情感まちづくり”に向けた調査研究を重ねてきた。

平成25年度から本構想の具現化に向け、10年後の城下町の将来像を示す「都市再生まちづくり基本計画」の策定、まちづくりのハード事業を具体的に進める「都市再生整備計画」の作成などに着手した。

将来の「地域の顔」がつくる表情を、より豊かな笑顔にするため、今が大きな転機となっている城下町竹田の再生について、市行政の総力を挙げた取り組みが開始されている。

このような状況を踏まえ、平成20年5月に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく「歴史的風致維持向上計画」の策定は、本市にとって必然の事象である。

城下町再生プロジェクトは、ハード・ソフト両面による将来のまちづくり戦略であるが、この舞台は400年の歴史を持つ竹田城下町である。この城下町を主要舞台とするからには、市内に残された歴史的環境を維持向上させ、そして後世に継承していくまちづくりを同時に進めることが肝要であり、その方針を示すことが前提となった。

計画策定に当たっては、竹田市総合計画、竹田市新生ビジョン、都市計画マスタープランなどの上位計画、また、文化財保護施策などにおける目標像及び方針、各計画等の取り組みの現状を整理し、歴史的風致に関する取り組みの方向が整合しているかという観点から整理を行う。

今回策定する「竹田市歴史的風致維持向上計画」では、地域住民と行政が連携し、文化財と周辺環境を一体として保全するために必要な方針を定め、竹田市における固有の歴史及び伝統を反映した歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的とする。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年とする。

(3) 計画の策定体制

「歴史的風致維持向上計画」の策定に向け、文化財保護部局及びまちづくり関連部局の連携が不可欠であるため、先に組織されている「城下町再生プロジェクト庁内連絡会議」の中に計画検討チームを設置し、計画の策定及び推進に係る庁内の連絡調整を行うこととした。その上で、計画検討チーム及び学識経験者や県担当課による竹田市歴史的風致維持向上計画検討委員会を組織し、計画策定の方向性を協議した。

また、検討委員会は計画策定のため、必要に応じて学識経験者及び関係機関で組織した竹田

市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）及び竹田市文化財保護調査委員会・竹田市史跡等環境保存審議会において協議し、また、市民の意見を本計画に反映すべくパブリックコメントを実施、広く意見を聴収した上で策定を行った。

〈竹田市歴史的風致維持向上計画検討委員会〉平成 23 年 3 月 22 日設立（敬称略）

区　　分	氏　　名	所属団体
学識経験者	平　井　　聖	東京工業大学名誉教授
	豊　田　寛　三	別府大学学長
	段　上　達　雄	別府大学教授
	三　島　伸　雄	佐賀大学准教授
市民代表	山　浦　一　光	NPO法人竹田まちなみ会会長
	板　井　良　助	岡城・歴史まちづくりの会会長
	広　田　　敦	竹田市文化財保護調査委員会会長
	早　川　　和	竹田市史跡等環境保存審議会会長
行政	宮　本　吉　朗	大分県景観まちづくり室長
	佐　藤　英　一	大分県教育庁文化課長
	◎野　田　良　輔	竹田市副市長
	吉　野　英　勝	竹田市教育委員会教育長
事務局	阿　南　智　博	竹田市建設課長
	菅　　孝　司	竹田市農政課長
	釘　宮　恒　憲	竹田市企画情報課長
	林　　寿　徳	竹田市商工観光課長
	吉　野　健　一	竹田市教育委員会文化財課長

◎は会長

〈竹田市歴史的風致維持向上協議会〉　　平成 26 年 3 月 16 日（敬称略）

区　　分	氏　　名	所属団体
学識経験者	平　井　　聖	東京工業大学名誉教授
	豊　田　寛　三	別府大学学長
	段　上　達　雄	別府大学教授
	三　島　伸　雄	佐賀大学教授
市民代表	永　井　　剛	NPO法人竹田まちなみ会会長
	板　井　良　助	岡城・歴史まちづくりの会会長
	広　田　　敦	竹田市文化財保護調査委員会会長
	早　川　　和	竹田市史跡等環境保存審議会会長
行政	宮　本　吉　朗	大分県景観まちづくり室長
	佐　藤　英　一	大分県教育庁文化課長
	◎野　田　良　輔	竹田市副市長
	吉　野　英　勝	竹田市教育委員会教育長
	阿　南　智　博	竹田市建設課長
	菅　　孝　司	竹田市農政課長
	釘　宮　恒　憲	竹田市企画情報課長
	林　　寿　徳	竹田市商工観光課長
	吉　野　健　一	竹田市教育委員会文化財課長
オブザーバー	長　江　　亮	国交省九州地方整備局建政部都市・住宅整備課長

◎は会長

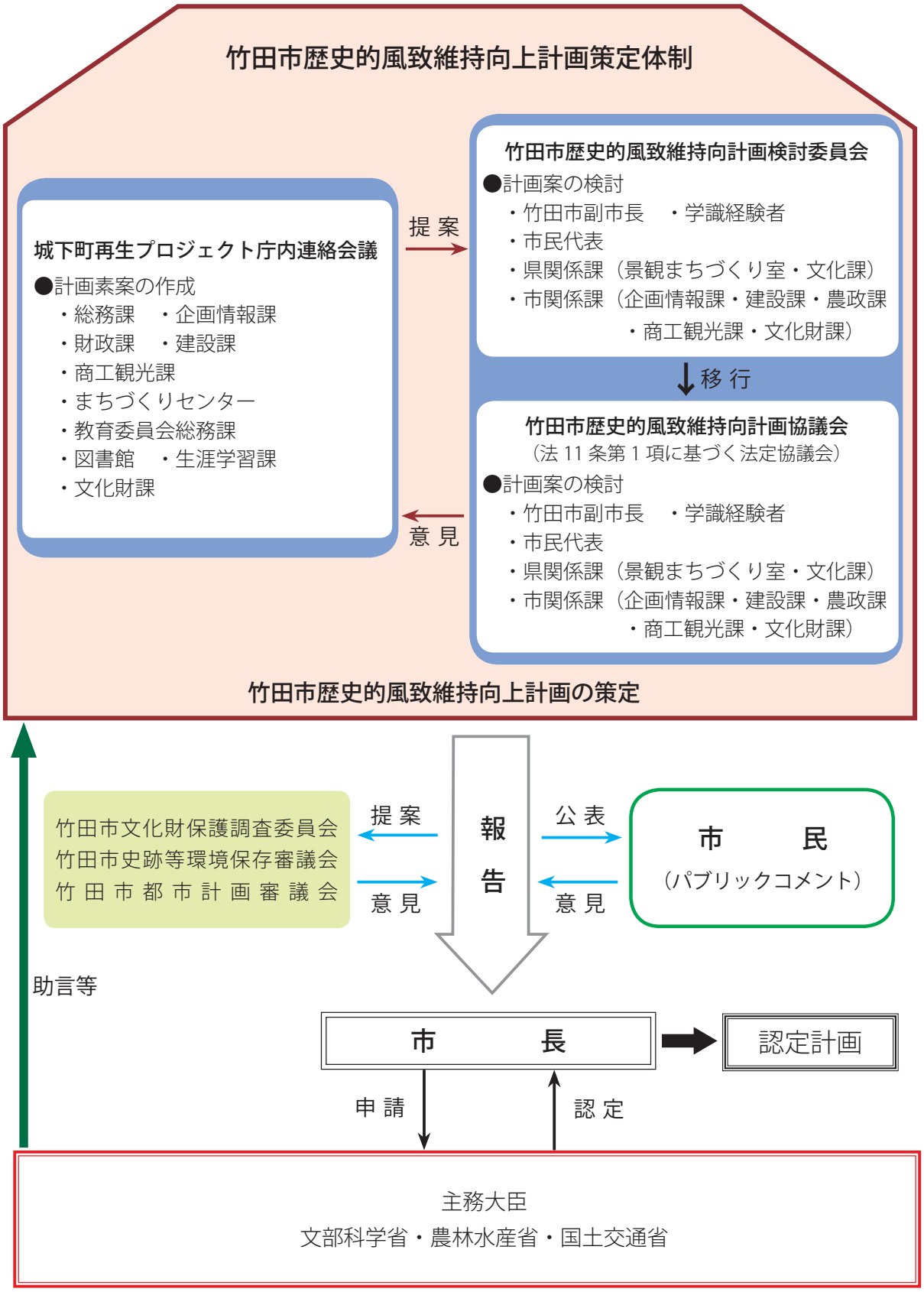
竹田市歴史的風致維持向上計画策定体制
城下町再生プロジェクト庁内連絡会議
●計画素案の作成
・総務課　・企画情報課
・財政課　・建設課
・商工観光課
・まちづくりセンター
・教育委員会総務課
・図書館　・生涯学習課
・文化財課
提 案
意 見
竹田市歴史的風致維持向計画検討委員会
●計画案の検討
・竹田市副市長　・学識経験者
・市民代表
・県関係課（景観まちづくり室・文化課）
・市関係課（企画情報課・建設課・農政課
・商工観光課・文化財課）
移 行
竹田市歴史的風致維持向計画協議会
（法 11 条第 1 項に基づく法定協議会）
●計画案の検討
・竹田市副市長　・学識経験者
・市民代表
・県関係課（景観まちづくり室・文化課）
・市関係課（企画情報課・建設課・農政課
・商工観光課・文化財課）
竹田市歴史的風致維持向上計画の策定
竹田市文化財保護調査委員会
竹田市史跡等環境保存審議会
竹 田 市 都 市 計 画 審 議 会
提 案
意 見
報
告
公 表
意 見
市　民
（パブリックコメント）
助言等
市　長
認定計画
申 請
認 定
主務大臣
文部科学省・農林水産省・国土交通省

⑷　計画策定の経緯

平成 22 年 8 月 25 日	竹田市史跡等環境保存審議会
平成 22 年 9 月 30 日	竹田市文化財保護調査委員会
平成 22 年 12 月 27 日	第 1 回城下町再生プロジェクト庁内連絡会議 （～平成 26 年 1 月 29 日までに 27 回開催）
平成 23 年 3 月 22 日	第 1 回竹田市歴史的風致維持向上計画検討委員会
3 月 23 日	現地視察
平成 23 年 8 月 2 日	竹田市文化財保護調査委員会
平成 24 年 7 月 9 日	竹田市文化財保護調査委員会
平成 25 年 3 月 5 日	竹田市文化財保護調査委員会
平成 25 年 3 月 14 日	第 2 回竹田市歴史的風致維持向上計画検討委員会
平成 25 年 11 月 27 日	竹田市都市計画審議会
平成 25 年 12 月 19 日	住民説明会
平成 26 年 2 月 17 日	住民説明会
平成 26 年 2 月 19 日	竹田市史跡等環境保存審議会
平成 26 年 2 月 21 日～ 3 月 2 日	パブリックコメント
平成 26 年 3 月 16 日	第 3 回竹田市歴史的風致維持向上計画検討委員会
平成 26 年 3 月 16 日	第 1 回竹田市歴史的風致維持向上協議会
平成 26 年 4 月 30 日	認定申請

第１章　竹田市の歴史的風致形成の背景

(1)　竹田市の概要

①　自然環境

〈位　置〉

竹田市は九州のほぼ中央、大分県では南西部に位置し、北にくじゅう連山、西に阿蘇外輪山、南に祖母山系を控え、1,000m を越える山々に囲まれている。また、市の東側は豊後大野市及び大分市、西側は熊本県、南側は宮崎県、北側は九重町及び由布市に接しており、中心市街地から県都大分市まで約 50㎞、西方の熊本市まで約 70㎞の位置にある。

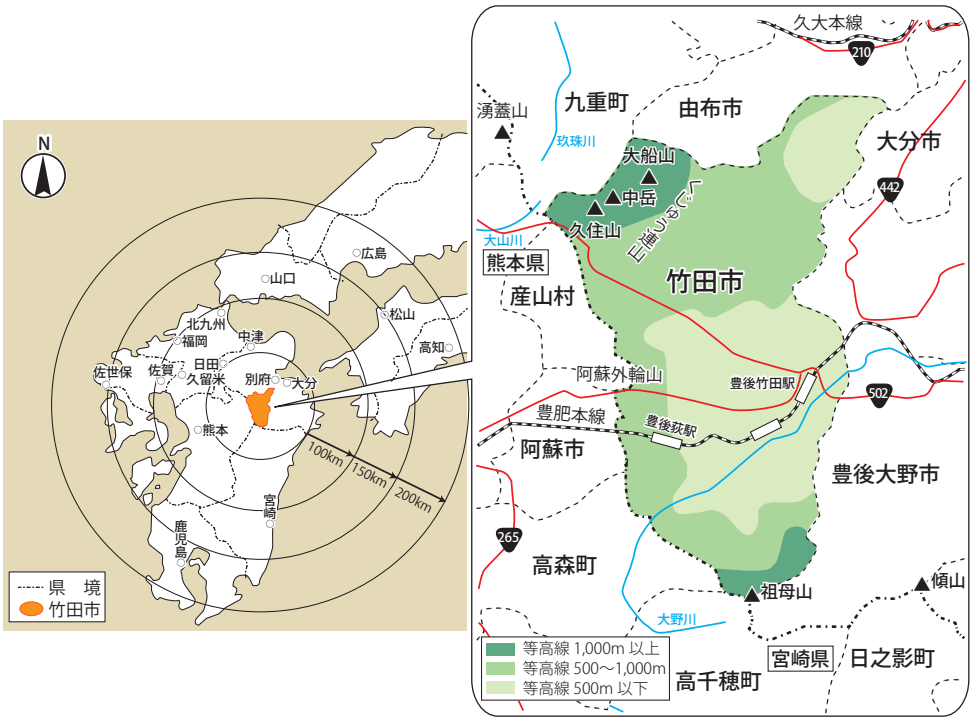

竹田市の位置

〈地　勢〉

地勢は、周囲を九州山地の山々に囲まれた標高 250m の盆地から標高 900m 程度の高原地域を経て、標高 1,700m 級の山々が連なる山岳地帯まで起伏に富んでいる。西部は阿蘇外輪山から続く阿蘇火砕流により形成された大地が広がり、大規模な農業地帯が形成されており、北部はくじゅう連山の南麓に広がる広大な高原地域である。 市域は、東西約 24㎞、南北約 36㎞、総面積は 477.7㎢であり、全体の 70.9%が山林原野で占められ、農地は 14.6%、宅地が 1.8%と平坦部は少ないが、緑豊かな環境に恵まれている。

河川は、祖母山系を源とする大野川・緒方川、くじゅう連山を源とする稲葉川・芹川をはじめ、その支流が本市の西から東に走り、大野川と大分川の源流地帯を形成している。大野川水

系は、盆地の中央部である市街地区域に集まることから、度々豪雨による水害が発生している。水害により大きな被害をもたらす反面、河川が与える水資源は豊富であり、竹田湧水群・老野湧水・小津留湧水など、良質の湧水が市内各所に見られ「名水の里」として知られている。北部の久住・直入地区には数多くの温泉が湧き出ており、特に「日本一の炭酸泉」といわれる長湯温泉は、古くから湯治場として利用され、今日も多くの観光客・保養客が訪れている。

竹田市の地勢

〈気　候〉

竹田市の地形は起伏に富んでおり、標高 1,000m を超えるくじゅう連山・祖母山系の山岳地域、標高 500 ～ 700m の久住高原・四原台地（菅生原・葎原・恵良原・柏原）などの高原地域、標高 250m 程の市街地を中心とする中央部の盆地地域に分けられ、それぞれの地域で気候に特徴がある。気候区分によると竹田の気候は内陸山地型に属するが、降水量・気温は地形により差がある。

降水量は盆地地域における過去 5 年間（平成 20 年～平成 24 年）の平均年間降水量は 2,062 ㎜となっている。また、高原地域の年間降水量は 1,800 ～ 2,000㎜、標高 500m ほどの南部の山間地域では 2,600㎜程度、標高 1,000 ～ 1,700m の山岳地域では 3,300 ～ 3,500㎜に達する。このように周辺山間地域での降水量が多いため、台風や集中豪雨により山間地域で多量に降った雨水が下流の盆地部へ集中し、盆地部では度々水害により大きな被害を受けている。

気温も標高により影響を受け、盆地地域の 8 月の平均気温は 25.7℃であるが、夏の最高気温の平均は 34℃と比較的高く、１月の平均気温は 3.4℃であるが冬の最低気温の平均は -6℃となり夏と冬の気温差が極めて大きくなる。高原地域・山岳地域では夏は比較的冷涼であるが、冬場の冷え込みは厳しく、積雪も多くなる。月平均や年平均の気温は高度の増加により低下するが、夜間の気温は盆地の底部で低く、丘陵や尾根で高くなる「気温逆転」を示すことが多い。

竹田市（盆地地域）の平均降水量・平均気温（平成 20 年～平成 24 年平均）

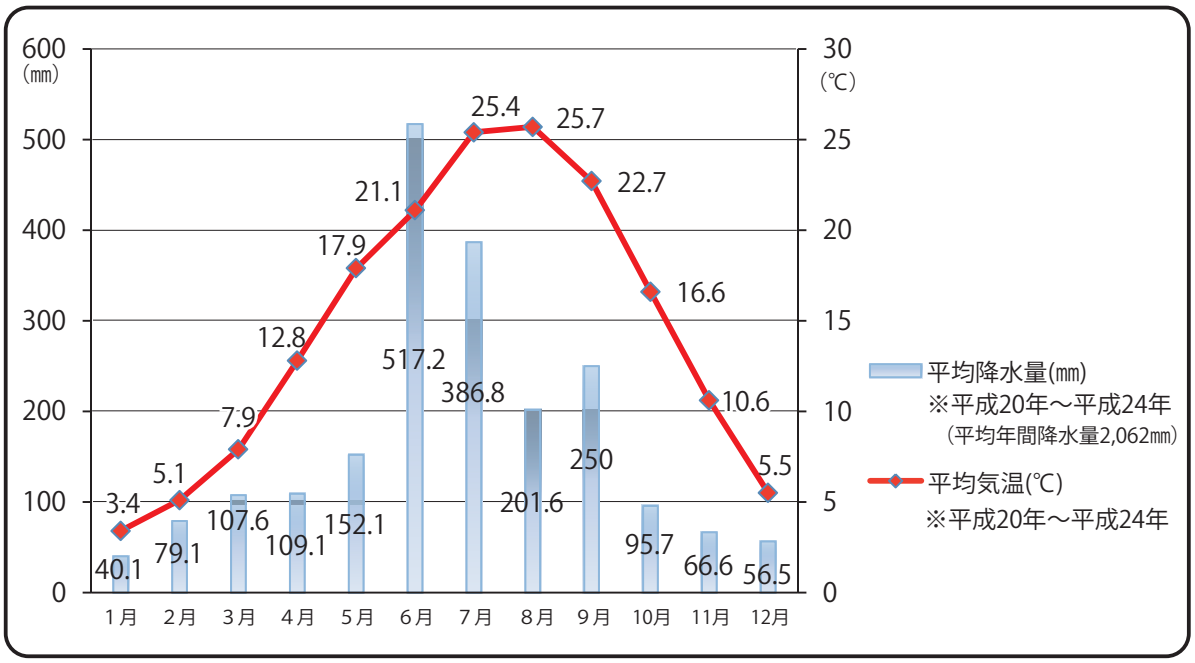

（※気象庁データ参照）

②　社会的環境

〈人　口〉

竹田市の人口は、平成 22 年国勢調査において 24,423 人と平成 2 年からの 20 年間で 7,975 人が減少（24.6%の減少率）しており、近年一貫して減少傾向にある。

年齢層別の人口を見ると、64 歳以下は減少する一方で、65 歳以上は増加しており、少子高齢化の影響が顕著である。

また、同時期における大分県全体の人口推移は約 2.3%の減少に留まっており、本市は県下において人口減少の著しい基礎自治体の一つとなっている。

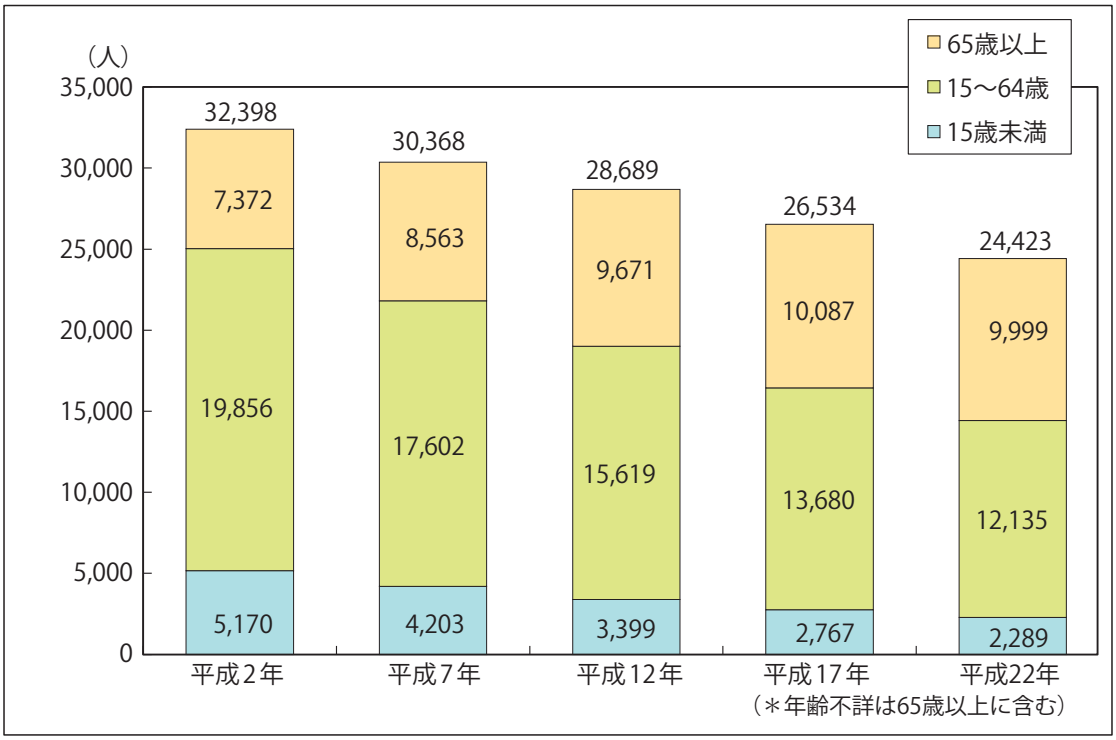

年齢別人口の推移：国勢調査　平成 2 年～平成 22 年

〈土地利用〉

竹田市の土地利用状況における周辺環境では、周囲をくじゅう連山、阿蘇外輪山、祖母傾山系に囲まれていることから、西から北にかけては阿蘇くじゅう国立公園地域、北から東にかけては神角寺芹川県立自然公園地域、南には祖母傾国定公園地域・祖母傾県立自然公園地域が指定されている。都市形成は竹田地域に見られ、市街地は用途地域が指定されている。

地形的な制約上、本市のほとんどが森林地域の感を受けるが、高原や平担部を利用して農業地域が広がり、基盤整備等の農地整備が行われている地域においては、大規模な農業地帯が形成されている。

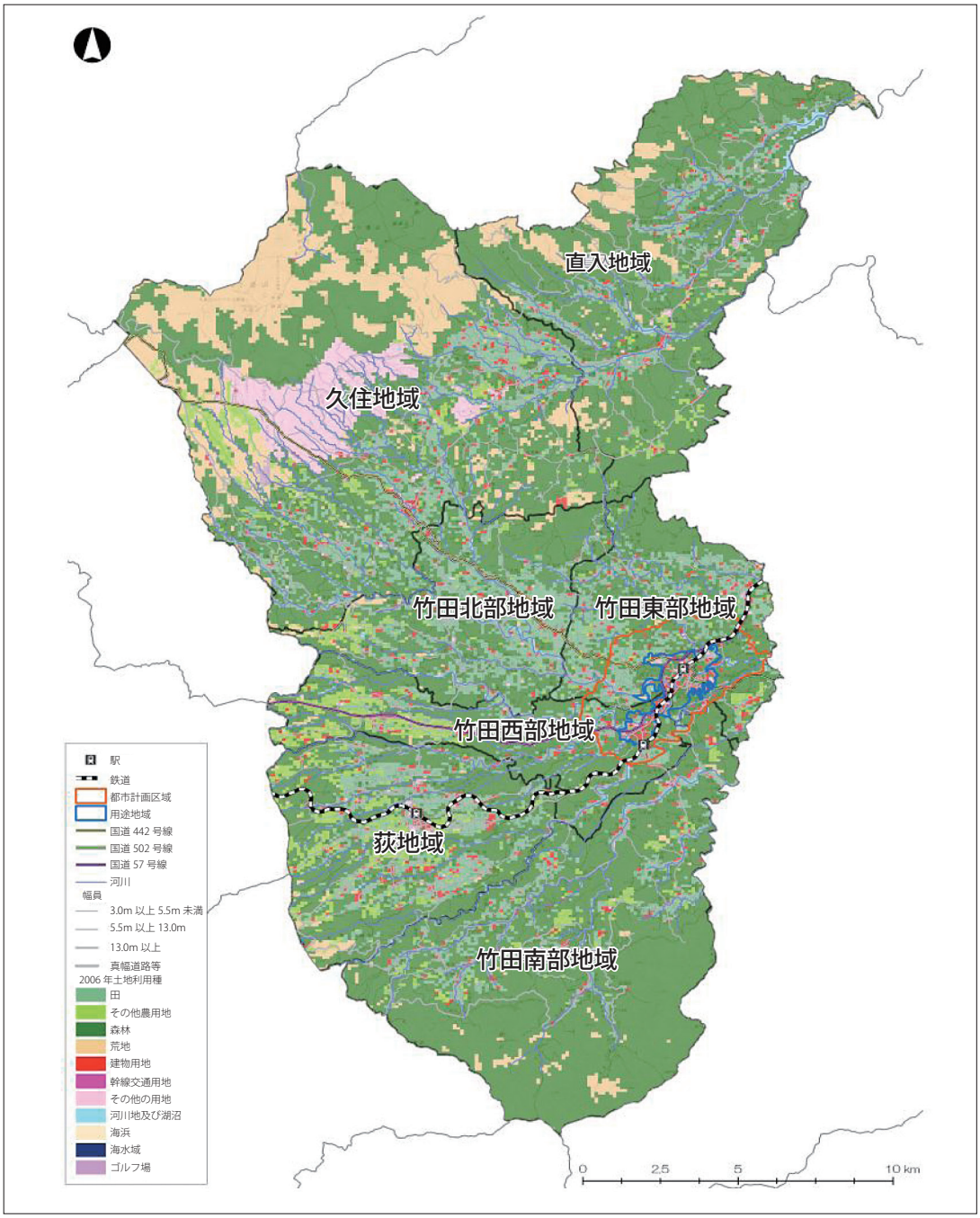

竹田市全域の土地利用状況（国土交通省 GIS データ）

〈自然公園地域〉

竹田市は、阿蘇外輪山、くじゅう連山、祖母傾山系など 1,000m を越える山々に囲まれた自然豊かな地形を保持していることから、阿蘇くじゅう国立公園、・祖母傾国定公園（そぼかたむきこくていこうえん）、神角寺芹川県立自然公園、祖母傾県立自然公園などが公立の公園として指定されている。

阿蘇くじゅう国立公園は、昭和 9 年（1934）に指定された大分県と熊本県にまたがる面積 72,678ha の国立公園で、竹田市では北部地域のくじゅう連山がこれに含まれる。位置的には、九州のほぼ中央部にあり、活発な火山地帯であるが、標高 1,000m を超える高原地帯では野焼きが行われている。地域一帯に草原景観が広がり、九州でも有数の観光地として知られている。祖母傾国定公園は、大分県と宮崎県にまたがる山岳地帯で、22,000ha の面積を有し、昭和 40 年（1965）に指定された。その範囲のほとんどを原生林が占め、特別天然記念物のカモシカや県指定天然記念物の祖母山系イワメの生息域でもある。

神角寺芹川県立自然公園は、竹田市直入町を流れる芹川と神角寺（豊後大野市）を中心とした面積 10,065ha の自然公園で、昭和 26 年（1951）に指定された。芹川流域には、長湯温泉や小津留湧水や芹川ダムなど、豊富な水資源を保有している。

祖母傾県立自然公園は、昭和 26 年（1951）に指定された自然公園である。面積は 14,123ha で、祖母傾国定公園の隣接地域が指定されている。

大分県内の自然公園分布図 [大分県ホームページより]

〈産　業〉

竹田市の産業は、古くから農業が基幹産業であり米作を中心として、トマト、ピーマン、イチゴ、小ねぎなどの施設野菜やレタス、キャベツ、スイートコーンなどの露地野菜、花き、椎茸、カボス、サフラン、果樹などを組み合わせた複合経営、また、肉用牛の生産などで農家の生計が維持されている。

しかし、農業のみで生計を維持する専業農家は農家全体の 25％で、7 割を超える農家が他に収入を求める兼業農家となっており、これは増加傾向にある。

商業は、市の中心市街地と玉来地区、荻町、久住町、直入町の商店街を核に形成されている。このうち玉来地区を中心とする国道 57 号沿いには、大型店の出店が見られる。かつては奥豊後の中心地として、豊後大野市や熊本県阿蘇市等の一部も商圏としていたが、商圏人口の減少や道路交通網の発達、消費者ニーズの多様化等により、市民の購買力はかなり市外へ流出していると考えられる。

近年は、城下町や久住高原、長湯温泉をメインに観光客数が増加に転じ、新たな出店も出てくる中で、観光産業の発展による今後の浮揚が期待される。

産業別就業人口構成比の推移では、第 1 次産業就業者数は、平成 2 年～平成 22 年の 20 年間で大幅に減少しており、その構成比においても、平成 22 年で 33.7％と約 7 ポイントの減となっている。第 2 次産業就業者については、平成 2 年から平成 7 年までの期間は増加したものの近年は減少し、平成 22 年は 12.5％と 20 年間のトータルでは約 5 ポイント減少している。

一方、第 3 次産業就業者の構成比については 20 年間で約 12 ポイント上昇し、平成 22 年度は 53.3％と全産業の半数以上を占めるようになっている。

平成 22 年の国勢調査によると、15 歳以上の就業者 12,420 人のうち、サービス業が 4,110 人 (33.1％) となり、これまで 1 位であった農業従事者 4,058 人 (32.7％) を上回った。次いで卸売・小売 1,383 人 (11.2％)、建設業 894 人 (7.2％) と続き、上位 4 種で 84％に達している。これを 10 年前、平成 12 年の国勢調査と比較すると、農業が 807 人、卸売・小売が 811 人、建設業が 821 人とそれぞれ減少している。特にこの 3 種の職種については、高齢化や後継者不足、購買力の低下などに起因する減少となっており、担い手確保が喫緊の課題となっている。

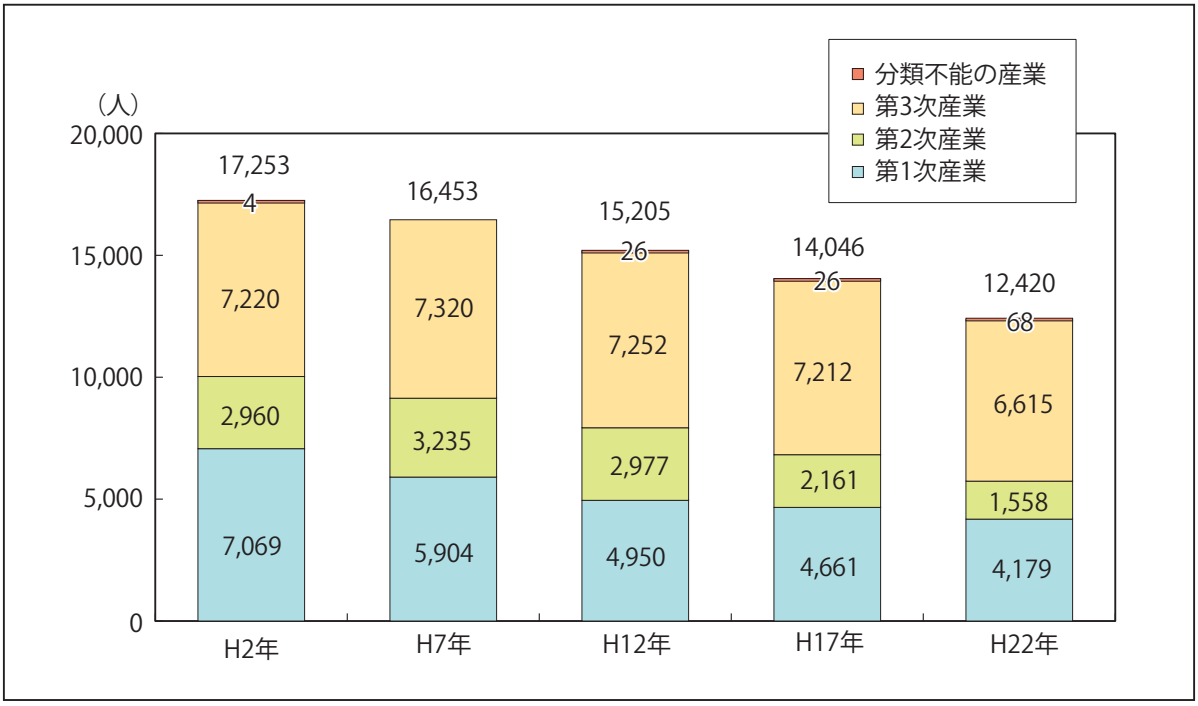

産業人口の推移：国勢調査　平成 2 年～平成 22 年

産業大分類	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	総　数	構成比	総　数	構成比	総　数	構成比	総　数	構成比	総　数	構成比
農　　業	6,943	40.2	5,796	35.2	4,865	32.0	4,582	32.6	4,058	32.7
林　　業	121	0.7	102	0.6	85	0.6	77	0.5	116	1.0
漁　　業	5	0.0	6	0.0	-	-	2	0.0	5	0.0
第 1 次産業	**7,069**	**41.0**	**5,904**	**35.9**	**4,950**	**32.6**	**4,661**	**33.2**	**4,179**	**33.7**
鉱　　業	5	0.0	6	0.0	7	0.0	0	0.0	1	0.0
建　設　業	1,668	9.7	1,880	11.4	1,715	11.3	1,325	9.4	894	7.2
製　造　業	1,287	7.5	1,349	8.2	1,255	8.3	836	6.0	663	5.3
第 2 次産業	**2,960**	**17.2**	**3,235**	**19.7**	**2,977**	**19.6**	**2,161**	**15.4**	**1,558**	**12.5**
卸　売･小売業	2,481	14.4	2,415	14.7	2,194	14.4	2,601	18.5	1,383	11.2
金　融･保険業	197	1.1	172	1.0	141	0.9	140	1.0	114	0.9
不　動　産　業	16	0.1	11	0.1	15	0.1	11	0.1	42	0.4
運　輸･通信業	612	3.5	615	3.7	546	3.6	429	3.1	439	3.5
電気･ガス･水道	48	0.3	51	0.3	45	0.3	24	0.2	13	0.1
サ ー ビ ス 業	3,169	18.4	3,357	20.4	3,623	23.8	3,428	24.4	4,110	33.1
公　　務	697	4.0	699	4.2	688	4.5	579	4.1	514	4.1
第 3 次産業	**7,220**	**41.8**	**7,320**	**44.5**	**7,252**	**47.7**	**7,212**	**51.3**	**6,615**	**53.3**
分類不能の産業	4	0.0	0	0.0	26	0.2	12	0.1	68	0.5
総　　数	17,253	100	16,459	100	15,205	100	14,046	100	12,420	100

産業分類別人口（15 歳以上）の構成比：国勢調査（単位：人、%）

また、本市は、全域に九州を代表する山岳、この山岳を源とする豊富な水資源、早くから拓けた歴史文化に裏付けられた多くの遺産を保有していることから、これらは観光振興の面でも重要な位置付けにある。訪問者にとっては、非日常が体験できるスポットとなっており、こうした自然や文化遺産は、観光資源としても本市の貴重な財産となっている。

近年における本市の観光者の入込数は、市町合併以降、平成 18 年を境に減少傾向にある。

【竹田市観光客数の推移】　（単位：人）

	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年
竹　田	759,061	777,835	760,257	957,977	1,176,063	1,244,271	1,200,462	1,141,434
荻	71,335	72,058	188,465	192,818	194,034	194,750	181,641	174,600
久　住	2,139,900	2,276,200	2,276,631	2,301,293	2,309,498	2,232,440	1,931,761	2,093,028
直　入	404,166	516,747	612,134	628,455	665,516	720,768	758,410	775,006
合　計	3,374,462	3,642,840	3,837,487	4,080,543	4,345,111	4,392,229	4,072,274	4,184,068

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
竹　田	1,161,048	1,177,978	1,077,763	1,071,959	1,146,996	1,089,646	1,209,507
荻	175,482	165,180	162,402	156,921	162,789	138,371	113,464
久　住	2,091,635	1,893,159	1,813,643	1,665,979	1,334,948	1,241,502	1,129,767
直　入	832,764	811,311	698,117	689,614	795,676	724,065	687,862
合　計	4,260,929	4,047,628	3,751,925	3,584,473	3,440,409	3,193,584	3,140,600

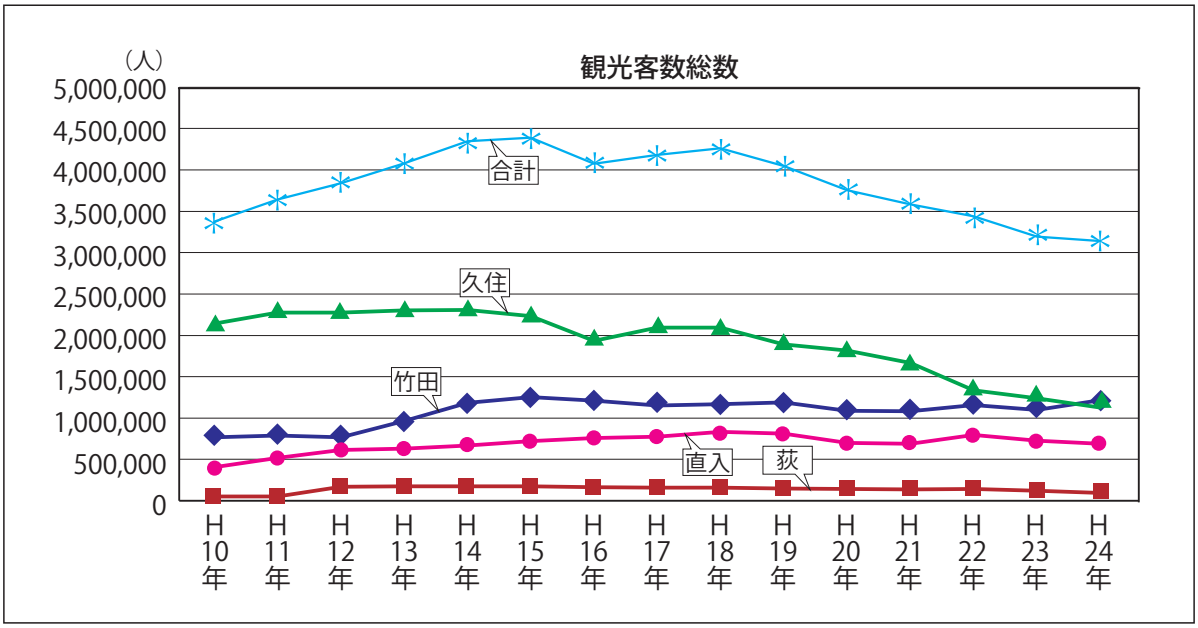

〈交　通〉

竹田市の道路網は、市内を東西に走る国道 57 号が九州の東西を連結する道路として大分市、熊本市の両県都を結び、国道 442 号は、大分市と久住、熊本県小国町を経て福岡県大川市を、国道 502 号は、臼杵市から豊後大野市を経て竹田市を結ぶ広域的な道路となっている。竹田市はこれらの国道の中間点として、また近隣の市町村を結ぶ主要地方道の道路交通網の拠点として重要な位置にある。

県道は、県道竹田直入線が竹田地域と直入地域、県道庄内久住線が久住地域と直入地域、竹田地域と荻地域は県道高森竹田線で結ばれているほか、県道久住高原野津原線が久住・直入地域を大分市へ結ぶ。

国道・県道以外の道路では、広域農道が荻地域を起点として西北部を通り直入地域まで続いており、南部を大規模林道宇目小国線が横断する。

鉄道は大分と熊本を連絡する JR 豊肥本線が走り、本市はその中間点として、九州中央部の交通の要所として位置付けられる。鉄道駅は豊後竹田駅・玉来駅・豊後荻駅の 3 駅があり、大分市への所要時間は約 60 分、熊本へは約 100 分である。この 3 駅において最も利用客が多いのは豊後竹田駅である。全体の乗降客数は減少傾向にあるものの、通勤・通学をはじめ、観光振興にも寄与していることから、公共交通機関として重要な役割を果たしている。

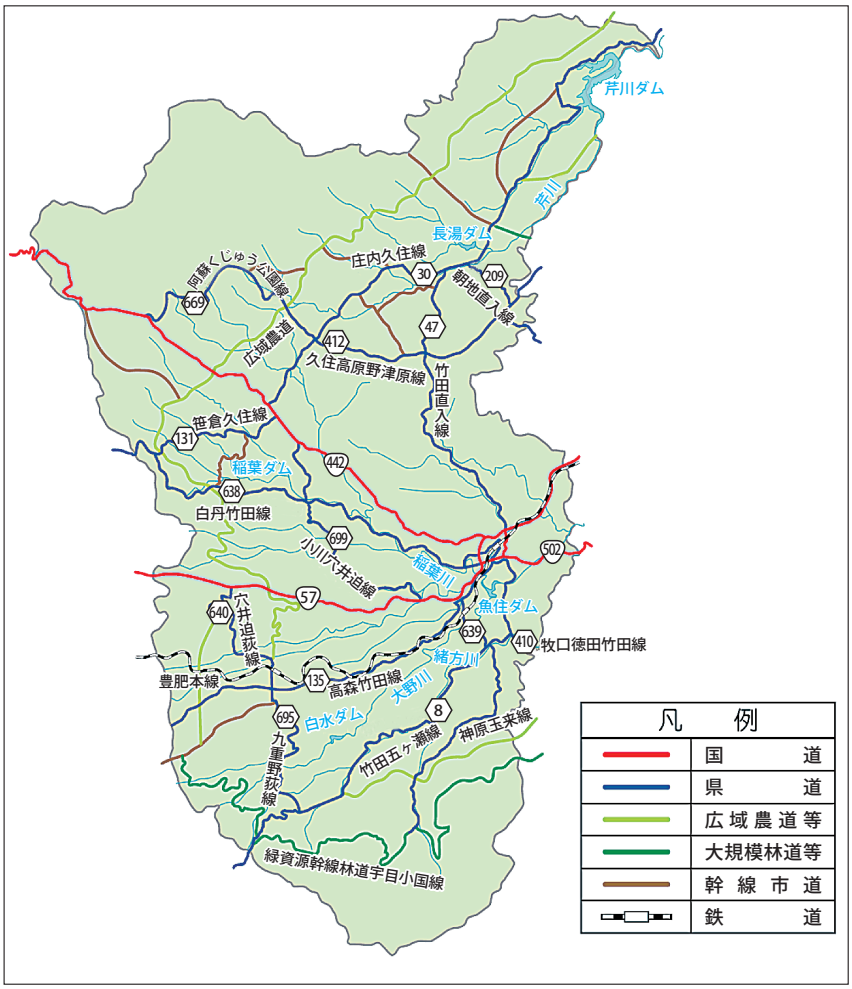

竹田市の道路交通網（竹田市総合計画）

③　歴史的環境

〈原　始〉

竹田市には旧石器時代から古代までの多くの遺跡が残されており、その調査研究は明治時代の後半からすでに始められている。大正時代には七ツ森古墳群（昭和 34 年（1959）史跡指定）の発掘調査と報告書が刊行される等、考古学研究の総合的な調査が行われ、学史・学術的にも大きな成果が残されている。昭和 30 年代後半からは遺跡の分布調査も盛んに行われるようになり、別府大学や竹田高等学校民俗クラブによる各遺跡の発掘調査も行われ、その状況が明らかとなった。昭和 50 年以降からは記録保存を目的とした発掘調査も開始されることとなる。その成果は、各遺跡の発掘調査報告書に詳細が掲載されているが、大分県を代表する大野川、大分川の各水系による文化の違いが顕著化するようになってきた。

菅生台地

大野川の源流域である市の西側に位置する荻町や菅生台地では、縄文時代早期に営まれた集落跡や洞穴が調査され、大分県の縄文時代における指標となるヤトコロ式や上菅生・下菅生式等の土器が出土しているが、縄文時代晩期から弥生時代前・中期の遺跡や遺物は激減し、空白の時代と言ってよい状況となっている。菅生台地での集落がピークを迎えるのは、弥生時代後期～終末に至る時期で、七ツ森古墳群の周辺からは夥（おびただ）しい数の竪穴住居跡とそれに伴う大量の遺物が出土しており、在地色の強い土器が各時期を通じて多く見られる。その中で特筆すべきは、磨製石鏃（ませいせきぞく）の多さと後漢鏡片（ごかんきょうへん）及び小型仿製鏡（こがたぼうせいきょう）の出土である。石鏃は、当時の生活基盤のあり方を示し、鏡片は権力問題について分析できる資料となる。ところが、古墳時代になると台地上の巨大な集落は忽然と姿を消してしまい、河川沿いに小さな集落が造られるようになる。菅生台地周辺で見られるこのような問題についての研究は、古代国家の成立過程を考える重要な資料となり注目されている。また近年行われ

下坂田西遺跡
（縄文時代後・晩期の集落遺跡）

た大野川の支流稲葉川周辺での発掘調査では、縄文時代後期から晩期の竪穴住居跡を伴う集落遺跡である下坂田西遺跡や古代の集落跡も確認され、大野川源流域から上流域の様相が更に解明されつつある。

大分川の源流域となる市の北東側にある久住町都野や直入地域の調査では、大野川流域とは異なり、主に弥生時代中期から中世に至る遺跡が多く発見されている。弥生時代中期後半の竪穴住居跡からは、肥後系、北部九州系、大分平野沿岸部の土器とともに石包丁も出土することから広域な交流と比較的早い時期での稲作の開始が想像される。また、弥生時代後期から古墳時代になると大量の鉄器も出土するようになる。集落の中には墓域が計画的に形成され、竪穴住居跡の大きさや副葬品等から支配者層の存在が窺えるようになる。そして古墳時代後期には、南方産のゴホウラ貝製の装身具や鹿角製の装飾が施された剣を副葬した長湯横穴墓群が出現する。

〈古　代〉

律令体制下では、現在の竹田市はほぼ全域が直入郡に含まれ、各施設が整備される。郡衙の位置等は不明であるが、駅等の施設と考えられる遺跡やそこを支えたと思われる集落跡が出されており、墨書土器や硯などの遺物が出土している。

石田遺跡から出土した墨書土器

和銅６年（713）に朝廷からの命により注進された「豊後国風土記」には「直入の郡、郷は四所　里は十一、駅は一所なり」と記述があり、直入郡には四つの郷があり、駅が１ヶ所あったことがわかる。郷については柏原郷と救覃郷（朽網郷）の記述はあるが他の二郷の記述がない。「和妙抄」には三宅郷・直入郷の記述があり、記載されていない二郷は三宅郷と直入郷であったと推察できる。

柏原郷は現在の竹田市荻町・竹田市菅生一帯、救覃郷（朽網郷）は竹田市久住町都野地区・竹田市直入町一帯、三宅郷は竹田市の東部地域、直入郷は竹田市城原地区・竹田市久住町一帯であったと考えられる。

古代の直入郡はどのような所であったのか、「風土記」では禰疑野、宮処野など「野」の字が付く地名の記載が目に付く。天平８年（736）の「豊後国正税帳」では、直入郡の正税稲穀は他郡に比べ極めて少ないことがわかる。

また、建久８年（1197）の「豊後国図田帳」に記載される直入郡の田数は「田代百六十丁余」

と記載されており、豊後国の他の郡に比べると田数が桁違いに少なく、特徴的な記述として牧馬の検校、紫草の管理がある。

このことから、古代の直入郡は、「野」と呼ばれるくじゅう連山及び阿蘇外輪山から広がる広大な高原地域の草地を利用した牧馬と古代における高貴な色の染料である紫草の生産を水田の乏しい郡を支える糧としていたと考えられる。

〈中　世〉

古代以来、直入郡には牧馬があり馬を巧みに操る者が多く住んでいた。天長 3 年（826）の太政官符によると太宰府に選士 1,720 人が置かれ、この選士のほとんどは弓馬が不得手であったが、「豊後国大野・直入両郡は、騎猟之児を出す」「兵において要となれり」とある。馬を操り、狩猟を得意とする人々がこの地域に多くいたことを示している。

伝承ではあるが、猪鹿狼寺（いからじ）（竹田市久住町）の縁起では、建久 4 年（1193）に源頼朝が富士の巻狩りを行うに当たり、梶原景高と仁田忠常を阿蘇大宮司へ派遣し、巻狩りの作法を習わせた。二人はその帰り、久住山の山麓で実際に巻狩りを行ったと伝えられている。このようにこの地域には、牧と狩猟の伝統があり、中世まで伝えられてきた。この牧と狩りの世界が、源為朝と緒方三郎惟栄（これよし）に代表される豊後武士団の登場へと繋がる。

源為朝が築城したとされる騎牟礼城跡

源為朝は、源氏の棟梁源為義の八男として生まれる。為義は嫡男義朝を東国へ派遣し、鎌倉を拠点に東国武士団を源氏の勢力に取り込んでいった。

一方で為朝を九州（豊後）へ派遣し源氏の勢力の扶植に努めた。為朝は「豊後おとなしがはら」に居住したとされる。「おとなしがはら」の地名は現在残されていないが、直入郡から玖珠郡にかけて源為朝の伝説が数多く残されており、直入・玖珠郡に広がる草原地帯に為朝の拠点があった可能性が高い。

なぜ、為朝は豊後国府から遠く離れたこの地に拠点を置いたのか、その時代直入・大野両郡は豊後大神（おおが）氏の一族である緒方氏・大野氏の本拠地であった。大野氏の系図によると為朝ははじめ玖珠郡に居住し、直入郡騎牟礼（きむれ）に城を築き、その後三宅郷へ移ったとされ、豊後大神氏も為朝の配下となったと推察される。

為朝は草原地帯の馬の扱いに巧みな一族を配下にするため、この地へ入ったと思われる。こ

の一族から源平合戦で活躍し「平家物語」に語られる、豊後国において大きな力を持った武士団の棟梁である緒方三郎惟栄が登場する。緒方三郎惟栄は反平家として活躍し、太宰府から平家を追い落とし、平家方に与した宇佐大宮司を攻撃し、平家追討軍の源範頼の軍を九州へ渡す支援を行うなど、平家滅亡に大きな貢献をした。しかし、源頼朝と仲違いをした源義経を九州へ迎えるため播磨国大持浦を義経と共に出航したが捕えられ、上野国沼田荘へ流され、豊後大神氏の勢力は衰退してゆく。岡城は、緒方三郎惟栄が義経を迎えるために築城したと伝えられる。

鎌倉時代になると、大友氏が豊後国守護として入部する。大友氏は一族を豊後国各所の地頭として任命し、志賀氏や入田氏、朽網（くたみ）氏など大友氏一族が台頭しはじめ、大友体制下では在地による領国経営を行い周辺からの侵攻に備えて広大な山城を形成する。

志賀氏は大友初代能直（よしなお）の八男能郷（よしさと）を祖とし、延応 2 年（1240）大野荘志賀村（朝地町）半分地頭職を譲られて土着し、志賀氏を名乗るようになった。この志賀氏と直入郡との関係は、南北朝の動乱期の建武 3 年（1336）玖珠城の戦いに端を発する。玖珠城において反旗を翻した大友 7 代氏泰の兄貞順（南朝方へ）に加担した入田郷を半分ずつ知行する入田氏、出羽氏は戦死し、北朝方に没収された。その後、入田郷の所領は降参半分の法により、入田氏、出羽氏の所領は以前の半分とされた。入田郷の所領 4 分の 1 をそれぞれ知行する権利を残したことになる。

しかし、戦死した出羽宗雄の子（宗房）が幼いため、宗雄の妻は、宗房の扶助を志賀頼房に依頼して、成人になっても扶助し、志賀氏に従うことを約束している。後の正平 13 年（延文 3 年・1358）、その所領は志賀氏に譲与された。

これにより、志賀氏は直入郡に所領を持つようになったが、本格的な直入郡進出は直入郷代官職と検断職（刑事犯人の検察・断罪）を預けられた応安 2 年（正平 24 年・1369）以降と考えられる。また、大船山の山裾に築かれた山野城は、朽網（くたみ）氏に関連する山城であり、その麓の上城（うえんじょう）遺跡からは朽網氏の館跡と考えられる屋敷地を区画する溝とその内側に夥しい数の建物跡が検出された。各遺構の内部からは、大友氏により盛んに行われた海外との交易によりもたらされた外国の輸入陶磁器が大量に出土している。

「INRI」が刻まれる原のキリシタン墓碑

大友氏による豊後支配は大友 21 代義鎮（よししげ）（宗麟（そうりん））

の時に最盛期を迎え、豊後府内は大友氏拠点として西日本有数の都市として栄え、キリシタン大名であった義鎮によりキリスト教の布教が盛んに行われた。豊後には 5 万人の信者が数えられたとされる。直入郡でも布教が行われ朽網（現直入町長湯・久住町都野）では布教のための施設が設けられたと伝えられており、直入町原には「INRI」と記されたキリシタン墓が現存する。大友氏の支配も天正 14 ～ 15 年（1586-1587）の島津氏の豊後侵攻によりその支配体制の衰退を招き、文禄 2 年 (1593) 大友 22 代義統（よしむね）は文禄の役における朝鮮半島での失態を理由に豊臣秀吉より豊後国を除国され、大友氏の豊後支配は終焉を告げた。

〈近　世〉

大友氏の除国後、文禄 3 年 (1594) に播州三木（兵庫県）より中川秀成（ひでしげ）がこの地へ入部し、大友氏と共にこの地を去った志賀氏の居城に入城し、領国経営のための施策を展開する。秀成は入部後まもなく城の造営に着手する。天神山を本丸とし、西側の岡村の辺りに上級家臣の屋敷を設け、志賀氏時代の大手門であった下原門を搦め手とし、城の西南に大手門、北側に近戸門を新たに開いた。

「御城真景図」に描かれた岡城

3 代藩主中川久清（ひさきよ）により寛文 4 年 (1664) 西の丸が造営され、岡城は急速に中世の山城から近世城郭へと移り変わっていった。岡城の築城と同時に城下町の建設も行われた。城下町の設置場所は稲葉川の氾濫により沼沢を形成していた。これを造成して城下町の基盤が形成され、町割りがなされた。町割りは中央に町家群を配し、これを取り囲むように北から西にかけて寺が配置され、北、東、南側に武家屋敷が配置された。

町家は主に本町、新町、府内町、田町、上町の 5 町をもとに構成されていた。本町は家数 87 軒、新町の家数 51 軒、同じく府内町 54 軒、田町 54 軒、上町 44 軒の家数で、都合 290 軒によって町家が構成されていたようである。これらの町家の住人は入部時同行者では足らず、現玉来（たまらい）地区（城下町の南東約 2km）から本町へ 53 軒分を移し、他は十川（そうがわ）地区（城下町の西約 2km）からも移住させている。

以上が当初の城下町の形成状況であるが、その後寛文 5 年（1665）に古町が新たに造営され、城下町の拡大をみている。古町は古くから百姓等が住まいしていた地区であり、これに町割りを施し、城下町を拡張している。

古町を除く当初建設された町割りは東西に長いほぼ長方形の区割りを基調としている。南北通り筋は西側から本町筋、新町筋、横町筋でそれぞれの町が構成され、東西通り筋では南側から上町筋、田町筋、府内町筋にそれぞれ町が形成されている。上町筋及び田町筋は本町筋と接しＴ字路を形成している。

また、新町筋と府内町筋もＴ字路を形成している。新町筋に対し、上町筋や田町筋は交差している。従って新町に対して上町や田町といった町の区域も交差している。この町の区域の交差をみると、南北に通る新町が東西に通る上町、田町を切ったように延び、本町も同様であることから、町割りでは東西筋に対して南北筋が優位であることが理解できる。古町の町割りはほぼ方形を基調として行われており、中央の北西から南東にかけての道筋を中心として長く古町が形成されている。この古町には２条の南東・北西方向の道筋が交差している。また、古町を中心として、その両側には武家屋敷が配置されていた。

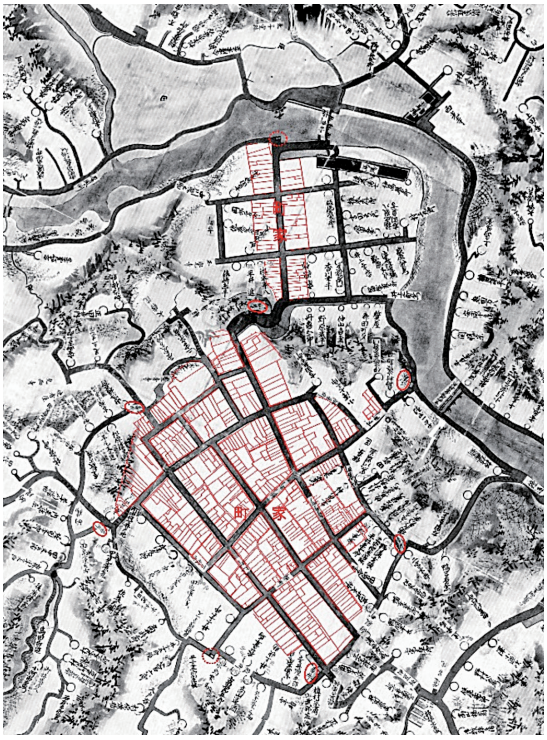

岡藩の城下町（　　は町家）

城と城下町の整備に加え岡藩政の確立のため、領内の検地や木浦・尾平鉱山の開発も実施し、３代藩主久清は熊沢蕃山を岡山から招き山林や水利問題などの経済政策を講じたと云われ、三宅山・保全寺山・城原山などの植林や城原井路・緒方井路などの灌漑水利施設の建設が実施され、領内の生産性の向上が図られた。また、天明３年（1783）に竹田城下町を訪れた備中国（岡山県）の古河古松軒は「町は大概よきまちにして諸品自由の地なり、（中略）萬事此城下ならでは調ひかたき故に、何に不足なきように商人たくはへ置とみたり、寺院も数多く見へ侍りぬ」（「西遊雑記」）と城下町の繁栄ぶりを伝えている。

岡藩中川氏は、多くの大名が改易・転封を繰り返すなか13代、約270余年の間、この地域の支配を行った。岡藩の城下町は江戸時代以降、奥豊後の政治・文化の拠点として栄え、田能村竹田・瀧廉太郎・朝倉文夫・廣瀬武夫などの偉人を数多く輩出している。

〈近・現代〉

明治４年（1871）、廃藩置県により岡藩は岡県となりその後大分県直入郡と定められ、行政区画が定められた。明治10年（1877）に起こった西南戦争では、西郷軍の一隊が竹田町を占

拠し市街地を中心とする地域で西郷軍と政府軍の激しい戦闘があり、1,200 戸以上の家屋が焼失した。

江戸時代以降、城下町は町家が密集しているため、度々大火に見舞われ多くの町家が火災に遭っており、町内に水を引き、生活用水や防火用水に活用することが長年の懸案とされてきた。明治 13 年（1880）に玉来川の水を隧道で竹田町へ引込み稲葉川に注ぐ稲葉川疎水計画が完成し、町内の用水の確保が可能になった。

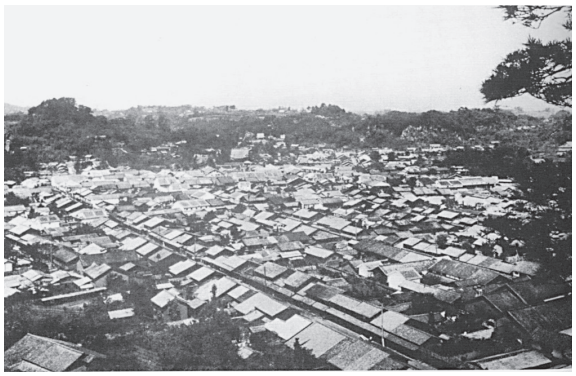

町家が密集した城下町（大正～昭和初期）

この豊富な水資源を活かし四山社製糸工場の水車への利用をはじめ、明治 32 年（1899）に設立された竹田水電株式会社により竹田町・玉来町・豊岡村へ大分県初の電力供給が行われた。発電はその後も、真門庵に第 2 発電所、宮砥村に第 3 発電所が建設され、周辺の 13 町村に電力を供給するなど、産業基盤の振興に繋がった。

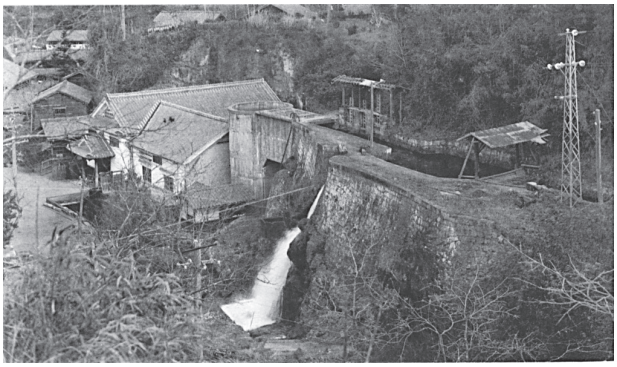

竹田水力発電所　第 1 発電所（明治末期）

大正 6 年（1917）に竹田―犬飼（豊後大野市）間の乗合自動車定期便営業開始後、宮地（熊本県阿蘇市）・三重（豊後大野市）・久住など路線整備が竹田町を中心に整えられた。大正 13 年（1924）には豊肥線豊後竹田駅が開業し、機関庫・転車台・給水設備・給炭設備などを有する大分―熊本間の重要な駅として整備された。

四山社・竹田水力発電所・銀行位置図

また、竹田地域の地形は起伏があり、水田耕作には適地とは言い難い厳しい地理条件であるが、市内各所に水田が開かれ随所に棚田などの風景が見られる。これは灌漑設備の発達によるもので、規模の大きな灌漑設備が数多く造られている。これらの灌漑設備は、岡藩 3 代藩主中川久清が万治 3 年（1660）に熊沢蕃山を招き、その意見を取り入れて城原井路（寛文 2 年：1662 竣工）や刈小野井路（元禄 3 年：1690 頃竣工）などの灌漑設備の開発を進めたことによるものである。その後の藩主もこの政策を引き継ぎ、藩政時代に多くの灌漑設備が整備されたほか、音無井路

（明治 25 年：1892 竣工）や明治岡本井路（昭和 11 年：1936 竣工）など明治・大正期に完成されたものもある。

灌漑設備の整備により市内各所に水田が形成されていったが、河川流域の狭小な谷底平野や傾斜地を利用した水田であり 1 筆あたりの水田面積が狭いことから、労働生産性が低く水田の基盤整備事業が早くから望まれていた。

昭和 50 年代以降現在まで水田や畑地の県営や団体営による農業基盤整備事業が行われ労働生産性の向上や農道・用排水施設の整備が行われている。水田耕作に適しない高冷地では畜産業が明治時代以降盛んに行われ、大分県内有数の畜産地域を形成しているほか、高冷な気候を活かしたトマトやキャベツなど野菜の一大生産地となっている。このように水利開発・交通網整備・農業基盤整備など諸産業の産業基盤の整備が行われ、竹田地域は奥豊後の中心地として発展していった。

平成24 年 7 月の九州北部豪雨による竹田文化会館周辺被災状況

竹田地域は祖母山北麓・阿蘇外輪山東側傾斜地・くじゅう連山南麓地域からの雨水等が大野川に集まる集水地域にあたり、明治以降たびたび記録的な豪雨被害に見舞われている。記録では明治 2 年（1869）6 月、大正 12 年（1923）7 月、昭和 28 年（1953）6 月、昭和 57 年（1982）7 月、平成 2 年（1990）7 月、平成 5 年（1993）9 月、平成 24 年（2012）7 月に大きな豪雨被害を受けている。豪雨災害により甚大な被害をなくすため、昭和 57 年以降河川改修事業や治水ダムの建設が進められている。

〈竹田市の沿革〉

明治 4 年（1871）の廃藩置県により、岡藩は岡県となった。その後大分県直入郡と定められ、明治 22 年（1889）の町村制施行により岡県は 19 町村に分かれ大分県の認可を受けた。平成の合併に至るまでの沿革を現竹田市へ合併した 1 市 3 町（旧竹田市・旧荻（おぎ）町・旧久住（くじゅう）町・旧直入（なおいり）町）に分けて整理すると以下のようになる。

旧荻町の沿革は、明治 22 年（1889）の町村制施行により荻村、柏原村が発足し、昭和 30 年 4 月に荻村・柏原村が合併し荻町が発足した。

旧久住町の沿革は、明治 22 年（1889）の町村制施行により白丹（しらに）村、久住村、都野（みやこの）村が発足し、大正 9 年 1 月に久住村が町制へ移行し久住町となり、昭和 29 年 3 月に久住町が白丹村を編入合併する。昭和 30 年 3 月久住町と都野村が合併し久住都町として発足するが、昭和 32 年 1

月に町名を久住町へ変更した。

旧直入町の沿革は、明治 22 年（1889）の町村制施行により長湯（ながゆ）村、下竹田（しもたけた）村が発足し、昭和 23 年 4 月に長湯村が町制へ移行し長湯町となり、昭和 30 年 3 月に長湯町と下竹田村が合併し直入町が発足した。

旧竹田市の沿革は、明治 22 年（1889）の町村制施行により竹田町、明治村、岡本村、豊岡村、玉来村、松本村、入田（にゅうた）村、嫗岳（うばだけ）村、宮砥（みやど）村、菅生村、宮城村、城原村の 1 町 11 村が発足し、明治 39 年 6 月に玉来村が町制へ移行し玉来町となる。昭和 17 年 4 月竹田町・明治村・岡本村・豊岡村の 1 町 3 村が合併し竹田町となるが、昭和 25 年 9 月に豊岡村が竹田町と分立する。昭和 29 年 3 月に 2 町 8 村が合併し竹田市が発足した。

平成 17 年 4 月の合併以前の市町範囲図

平成 17 年 4 月に竹田市と直入郡 3 町（荻町・久住町・直入町）が合併し、現在の竹田市が誕生した。

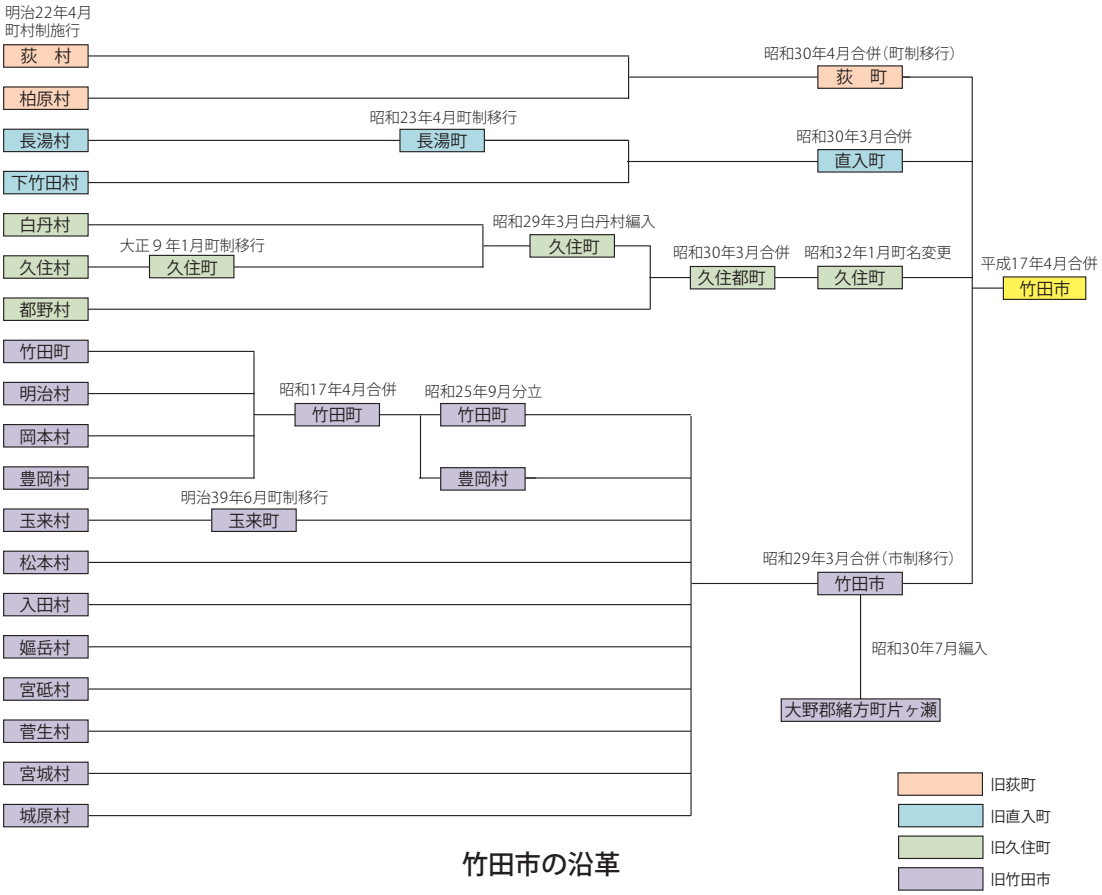

竹田市の沿革

〈人　物〉

中川秀成　**元亀元年（1570）～ 慶長 17 年（1612）**

通称は小兵衛。摂津国（現在の大阪府の一部）の戦国武将中川清秀の次男。天正 11 年（1583）に父清秀が賤ヶ岳で、天正 20 年に兄秀政が朝鮮で戦没すると中川家の家督を継承し、播磨国三木城主となる。この頃豊臣秀吉の命により父を討った佐久間盛政の娘虎（洞仙院）と結婚する。文禄 2 年（1593）11 月に豊後国岡への転封を秀吉から命じられ、翌年 2 月に岡に入部し、初代岡藩主となる。

また、岡入部直前に従五位下修理大夫に叙任される。近隣の太閤蔵入地代官と連携して豊薩戦争・朝鮮出兵により荒廃した領内の立て直しを図りながら、支配の拠点として城閣と城下町を建設した。慶長 5 年（1600）の関ヶ原の戦いにおいては、一時西軍への関与を疑われるが、西軍方の臼杵城主太田一吉を攻めることで所領を安堵される。慶長 17 年（1612）8 月 14 日、岡城本丸において急死する。生前禅学修行の場所を建設する予定であった土地には、菩提寺碧雲寺が建てられた。

中川久清　**慶長 20 年（1615）～ 天和元年（1681）**

通称は瀬兵衛。官位は従五位下山城守。第 2 代岡藩主中川久盛の長男として生まれる。父久盛の死により、承応 2 年（1653）藩主となる。初名は久秀、後に久清と改名。

藩主就任後、領内検地を行い生産力の把握につとめると共に、諸制度の改革を行い藩政の整備に力を尽くした。そのため「中興の祖」とも呼ばれている。万治 3 年（1660）には、岡山藩から陽明学者熊沢蕃山を招き、その指導の下で植林や水路開削などの政策を行った。在任中に岡城西の丸御殿を建設。隠居後はそこに居住し、藩政に強い影響力を持ち続けた。

藩政を整える一方、隠居後は入山と号するほど山を愛し、しばしば大船山（竹田市久住町）に登山した。久清は足が不自由だったため、人に背負わせた人鞍に乗って登ったと伝えられている。大船山をこよなく愛した久清は、自分の墓所を大船山に設けるように命じた。久清は遺言どおり大船山に葬られ、現在も儒教の形式に則った久清の墳墓がある。

田能村竹田　**安永 6 年（1777）～ 天保 6 年（1835）**

諱は孝憲。通称は行蔵。号は竹田、遠声楼主、九畳外史など多数。岡藩の侍医田能村碩庵の次男。

家業であった医者を継がず、寛政 10 年（1798）22 歳の時に藩校由学館に出仕を命じられ学問専攻となる。同じころ、唐橋君山主宰の米船社・竹田社に加わり詩画に親しみ、淵野真斎から多くの影響を受けた。その後、「豊後国志」編纂御用掛、由学館頭取並を経て、文化 10 年（1813）に隠居する。

竹田は詩学の才能に優れ、各地の文人たちと幅広い交友関係を築いた。文政元年（1818）に頼山陽が竹田荘を訪問したことにより、全国的にその名声を高めた。

詩集「自画題語」や絵画論「山中人饒舌」や茶本「泡茶新書三種」など幅広い分野の著作を残す。また、文化 5 年（1808）頃から作画に取り組み始め、隠居後に本格的に南画制作を行った。各地の画人たちとの交流を通して独自の作品世界（豊後南画）を展開した江戸後期を代表する南画家である。

遊歴先の大坂で客死。大坂の浄春寺に葬られた。また、遺髪を納めた墓碑が茶屋ノ辻にある。田能村竹田の旧宅である旧竹田荘は史跡に指定されている。

田能村直入　**文化 11 年（1814）~ 明治 40 年（1904）**

竹田市寺町に生まれる。本姓は三宮、通称伝太、名は癡。号は直入、小虎など。

田能村竹田に画を学び、天保 5 年（1834）に大坂にて大塩平八郎の洗心洞に入門。竹田没後に京都へ上った。

明治に入り各種展覧会で活躍する一方、京都府画学校 [明治 13 年（1880）開学] 設立に尽力し摂理（校長）として運営にあたるなど、関西南画界の重鎮の 1 人として多方面で活躍した。

また、明治 17 年（1884）、南宗画学校を創立し、田近竹邨など後進の育成に努めた。

廣瀬武夫（ひろせたけお）　**明治元年（1868）～ 明治 37 年（1904）**

岡藩士廣瀬重武（しげたけ）の次男として竹田市茶屋の辻で生まれる。武夫は、父重武が明治維新後、裁判官として任務地を単身で転々とし、母は武夫が 8 歳のときに死去したため実質祖母智満子（ちまこ）に育てられた。

明治 10 年（1877）5 月、西南戦争により家が焼失したため、廣瀬家は父重武の赴任地である岐阜の飛騨高山へ住居を移した。

明治 18 年（1885）、海軍兵学校に入学。明治 22 年（1889）、海軍兵学校卒業後はハワイやオーストラリアへの遠洋航海で訓練を重ねる。明治 26 年（1893）には水雷術練習所に入り、同年に首席で卒業。その後も海軍で経験を積む。

明治 30 年（1897）6 月、武夫はロシア留学を命じられ、9 月からロシアのサンクトペテルブルクで留学生として生活を始めた。明治 32 年（1899）4 月からはロシア駐在員として、ロシア国内および近隣諸国への視察を仕事とし、イギリス・フランス・ドイツへと赴く。明治 34 年（1901）10 月に帰朝命令が下ると、翌年の 1 月よりシベリアを通るルートで帰国する。スレチェンスク～ハバロフスク間（約 2,206 キロ）はソリで極寒のシベリアを横断した。

明治 37 年（1904）2 月 10 日に開戦した日露戦争では、軍艦「朝日」に乗船。同年 3 月 27 日に決行した第二次旅順港閉塞作戦にて、武夫は作戦遂行中にロシア軍の砲弾に倒れ戦死。死後、武夫は軍神として祭られ、昭和 10 年（1935）に廣瀬神社が旧竹田町に創建された。

瀧廉太郎（たきれんたろう）　**明治 12 年（1879）～ 明治 36 年（1903）**

旧日出藩士瀧吉弘（たきよしひろ）の長男として東京で生まれる。父は内務省勤務。職業柄、横浜→富山→東京→大分→竹田と転任を繰り返し、廉太郎もそれに伴い一緒に各地を転々とする幼少期を過ごした。

明治 24 年（1891）11 月、吉弘が大分県直入郡長に任命されたことにより、翌月一家で旧竹田町溝川の郡長官舎に転居。廉太郎は、明治 27 年（1894）4 月に直入郡竹田高等小学校を卒業するまでの 2 年 4 ヶ月を竹田で過ごすことになった。多感な少年期を竹田で過ごした廉太郎は、南画家・佐久間竹浦（さくまちくほ）ら多くの友人に恵まれ、短い期間ながらも竹田の町は彼にとって思い出深い町の一つとなった。

幼い頃から音楽に関心が高く、自己流のヴァイオリンやハーモニカを友人の前で演奏していた。また、竹田時代にオルガン演奏を小学校の新任教員である渡邊由男（わたなべよしお）に学ぶ。

高等小学校卒業後の明治 27 年（1894）9 月、最年少の 16 歳で高等師範学校附属音楽学校（後

の東京藝術大学）に合格した。

演奏および作曲活動の出発点は明治 30 年（1897）、専修部 2 年生の時からである。研究科時代（明治 31~33）には、演奏会での活動が充実しており、独奏する回数が増えるなど、音楽家としての将来が嘱望されていたことが窺える。作曲活動においては、『荒城の月』、『花』、『箱根八里』などの代表曲をはじめ、『お正月』などの文部省唱歌やピアノ曲など日本近代音楽草創期において多彩な才能を発揮した。

明治 34 年（1901）に 3 年間の予定でライプチヒへ留学したが、滞在先で結核を患ったため翌年帰国。大分で療養するも、明治 36 年（1903）6 月 29 日に没し、23 年と 10 ヶ月の短い生涯を閉じた。

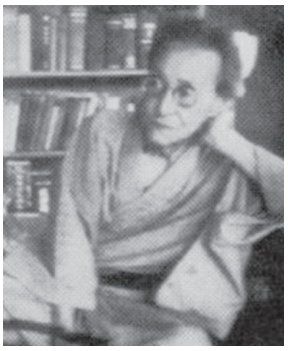

羽原又吉（はばらゆうきち）　**明治 13 年（1880）～ 昭和 46 年（1971）**

経済史学者。漁業経済史の開拓者。慶応義塾大学で長く教員を勤めた。竹田市久住町都野の漢方医羽原到の長男に生まれる。竹田小学校では瀧廉太郎と同級生。熊本済々黌（せいせいこう）、五高を経て東京帝国大学理学部で生物の研究を行う。大学卒業後、北海道庁に赴任する。道庁の調査員として漁村のアイヌの人々と接するうちに漁業の経済研究を行うようになる。羽原の研究の特徴は、それまで技術面が中心であった水産学において、新たに漁民の生活の立て方の変遷や流通面を解明したことにあった。昭和 25 年（1950）に『近世日本水産業の発展過程に関する経済史的研究』で慶応義塾賞を受賞し、同年経済学博士となる。翌年には日本漁業経済史の研究に対し朝日文化賞を受賞。昭和 30 年に『日本漁業経済史の研究』全 4 巻に学士院賞が贈られる。晩年の昭和 43 年に郷里都野に戻り、余生を過ごした。

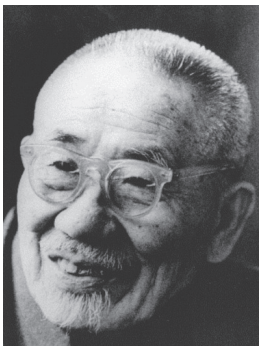

朝倉文夫（あさくらふみお）　**昭和 16 年（1883）～ 昭和 39 年（1964）**

彫塑家。東京美術学校（現東京藝術大学）教授。文化勲章受章者。豊後大野市朝地（あさじ）の渡辺要蔵・キミの三男として生まれる。10 歳で同市朝倉種彦、ツ子の養子となり、旧制大分中学竹田分校（現竹田高等学校）に進学。明治 35 年（1902）に中退して、兄の渡辺長男（おさお）を頼って上京、住み込みながら彫塑の技術を学んだ。翌年、東京美術学校に入学、また太平洋画会研究所にも通った。この時から師の岩村透の教えで徹底した写実主義をとるように

なる。朝倉作品は流麗ながら写実に基づくわかりやすさが特徴で、描写力は抜群だった。

美術学校卒業時に東京都台東区にアトリエを新築し、朝倉塾を開設。学資に困る学生らを内弟子として教育した。

佐藤義美（さとうよしみ）　**明治 38 年（1905）～ 昭和 43 年（1968）**

詩人。童謡童話作家。竹田市挾田の生まれ。「いぬのおまわりさん」の作詩者。竹田中学校に在学中の大正 9 年（1920）に父の転勤に伴い横浜第二中学校へ転校する。この頃から詩や童謡の創作を開始する。東京に転居後は雑誌『赤い鳥』などへ投稿する。大正 14 年、早稲田第二高等学院の英文科に入り、石川達三（たつぞう）らと同人誌『薔薇盗人』を出す。この頃に「グッドバイ」を発表する。昭和 7 年（1932）に大学院を修了して教職につくと同時に本格的な創作活動にも入る。次々に作品を発表し、昭和 16 年には教職を退くが、詩作は続け、生涯の作品数は 3,000 編にのぼる。金子みすずを評価したことでも知られる。

池松武之亮（いけまつたけのすけ）　**明治 45 年（1912）～ 平成 2 年（1990）**

医学博士。いびきの研究家。熊本県津奈木村出身。父親が荻町で開業するのに伴い、荻小学校に転校する。旧制竹田中学校、大邱医学専門学校（韓国）を卒業して東京逓信病院などを経て、昭和 17 年（1942）千葉県野田市で開業する。いびき研究の契機は、昭和 27 年春、いびきが原因で嫁いだ初日に離婚された花嫁を治療したことであった。その後手がけた手術は 8,000 人にも上り、昭和 62 年 7 月にパリで開催された第 1 回世界いびき学会で名誉会長に就任した。文化面でも活躍し野田市文化団体会長などを歴任する。また、郷土荻町へ文化財資料館建設基金として長年多額の資金を寄付した。

(2)　竹田市の文化財の現状と特性

①　文化財の現状

現在（平成 26 年 4 月時点）竹田市にある指定文化財等は 245 件あり、その内訳は国指定等が 31 件、県指定が 37 件、市指定が 177 件となっている。

竹田市指定文化財等件数表

種別	種類	竹田地区	久住地区	荻地区	直入地区	竹田市	合計
国指定等	史跡	4				4	31
	重要文化財(建造物)	2				2	
	重要文化財(美術工芸品)	1				1	
	特別天然記念物	1				1	
	天然記念物	1	3			4	
	登録有形文化財	18				18	
	登録記念物			1		1	
	小計	27	3	1	0	31	
県指定	史跡	2		1	2	5	37
	名勝		1			1	
	天然記念物	3	2	1	4	10	
	無形民俗文化財	2	1	1		4	
	有形文化財	13	2	2		17	
	小計	20	6	5	6	37	
市指定	史跡	13	7	15	1	36	177
	名勝		3			3	
	天然記念物	9	4	2	10	25	
	無形文化財	1				1	
	無形民俗文化財	12	1	11	1	25	
	有形文化財	36	18	8	19	81	
	有形民俗文化財	3	1	2		6	
	小計	74	34	38	31	177	
合計		121	43	44	37	245	

1） 国指定文化財

竹田市にある国指定文化財 12 件のうち、重要文化財が 3 件、史跡が 4 件、特別天然記念物が 1 件、天然記念物が 4 件となっている。

重要文化財の建造物は、寛永 12 年（1635）建立の竹田市最古の木造建築物の願成院本堂と昭和 13 年（1938）に竣工した市内の農業土木遺産を代表する白水溜池堰堤水利施設がある。願成院本堂（愛染堂）は、比較的小規模な仏堂であるが、三手先斗供、二軒扇垂木とするなど手の込んだ構造を用いており、内部に柱を立てず、丸桁上に梁を架け渡さない構造を採用している。細部では隅の肘木に鬼面を彫り、隅の持送の上に邪鬼の彫刻を置いて隅木を支え、尾垂木上の各斗の斗尻には、別木を差し込んで皿斗にみせかけるなど特徴的な手法が用いられている。内部の内法上には極彩色の天人像が描かれている。

願成院本堂（愛染堂）

願成院本堂内部に描かれた天人像

美術工芸品では、「十字章」と「HOSPITAL　SANTIAGO 1612」の銘が刻まれた南蛮鐘である銅鐘がある。

史跡は、岡藩主中川家の居城であった岡城跡、豊後南画の祖田能村竹田の旧宅である旧竹田荘、前方後円墳 2 基、円墳 2 基が現存する七ツ森古墳群、歴代岡藩主の墓所である岡藩主中川家墓所がある。岡城跡は、文治元年（1185）に源平の雄緒方三郎惟栄が源義経を迎える為築城したとの伝承があり、さらに、建武年中（1334 ～ 1337）に大友の支族である志賀貞朝が拡大したと云われている。しかし、これを裏付ける正確な資料はなく、今日の岡城の前身となる城は、応安 2 年（1369）頃に志賀氏の居城として築城されたとされる。文禄 3 年 (1594) に播州三木（兵庫県）より中川秀成がこの地へ入部し、現在残される平山城形式の城郭が造られた。城内には、本丸跡・二ノ丸跡・三の丸跡・西の丸跡の外にも櫓跡・家老屋敷跡・武家屋敷跡・足軽屋敷跡など、天然の地形を生かした数多くの遺構が残されている。

岡城跡全景

岡城跡三ノ丸跡石垣

特別天然記念物のカモシカは、市南部の祖母山系に生息する。また天然記念物は、西日本では稀産とされ九州では久住連山のみ植生するツツジ科の低木である九重山のコケモモ群落、九州地方の特産種であり丘陵地の火山地帯の風衝地に群落をつくるミヤマキリシマの代表的群落である大船山のミヤマキリシマ群落、九州で唯一黒岳周辺に生息する大型の猛禽類であるイヌワシ、阿蘇山火砕流により形成される竹田の阿蘇火砕流堆積物がある。

2）　県指定文化財

大分県指定文化財 37 件のうち、史跡が 5 件、名勝が 1 件、天然記念物が 10 件、無形民俗文化財が 4 件、有形文化財が 17 件となっている。

有形文化財の建造物は、嘉永 2 年 (1849) に架設された石橋である岩戸橋、天文 18 年（1547 年）の銘のある円福寺石幢など石造物が 5 件、美術工芸品では中川家歴代藩主肖像画など絵画が 5 件､彫刻が 6 件となっている。

岩戸橋

岩戸橋は、嘉永 2 年 10 月に架設のアーチ型の石橋で、橋長 28.2m、幅 4.40m、高さ 18.00m、橋台 11.40m で大分県においては 3 番目に古い石橋である。

史跡は豊後キリシタン布教地の一大中心地であった志賀・朽網の伝承を偲ばせるキリシタン洞窟礼拝堂、岡藩主中川家ゆかりの寺である西光寺境内、凝灰岩の壁面に刻まれた五輪塔中に座す観音菩薩、大日如来を線刻で表現した長湯線刻磨崖仏及び梵字石、T 字型の墓碑に「INRI」の文字を彫り込んだ原のキリシタン墓碑や縄文時代の人骨や大理石製のケツ状耳飾りが出土した野鹿洞穴が存在している。キリシタン洞窟礼拝堂は、建設年代は不明であるが、岩壁をノミで彫り抜いたみごとなものであり、内部は約 10㎡でドーム型の天井の最高部は約 3.5m に達する。正面には祭壇状の彫り込みがあり、土色をもって彩色が施されている。腰の高さほどのところの壁の周りに丸太を通して床を張るためのくぼみが作られている。正面入口の裏側には両隅に直径 20㎝以上の木柱が仕組まれて扉を閉めるようになっていたものと思われる。

キリシタン洞窟礼拝堂

名勝は、湧水地の周辺を杉、タブ、カシの古木が生い茂る日本式庭園の納池公園がある。元徳 2 年（1330）に白丹南山城主志賀義天公の遊楽地に利用されたのに始まり、江戸初期には肥後藩主加藤清正も公衆の遊楽地にしたという。明治 6 年（1873）太政官布告により東京の

浅草・上野、京都の嵐山などと並んで地域公園とされた由緒ある公園である。更に大正 13 年（1924）には大分県 13 景の一つに選ばれた。

納池公園

天然記念物は市内南部地区のメンノツラ谷に生息する祖母山系イワメ、流れの速い清流の転石や水際近くの岩肌に付着する陽目のカワノリ、建男霜凝日子神社の神原のトチ、宮砥八幡社の社叢、市内北部地区の籾山八幡社の大ケヤキ、宮処野神社の社叢、久住のツクシボダイジュのほか 3 件がある。

無形民俗文化財は城原八幡社の神輿の先伴をする阿鹿野獅子舞、享保年間の文献に見られる演目を古い姿で保ち続けている宮砥神楽、荻神社ゆたて、宮処野神社の神保会行事（県選択無形民俗文化財）があり、市内でも特色のある民俗芸能及び行事が指定されている。宮砥神楽は、寛文 10 年（1670）の記録に神楽殿を改造した事が記されていることから、17 世紀末に神楽が存在したこととなり、大野川流域に存在する神楽の中では最も古く成立したとされる。神楽面の記録などから、その創始は中世まで遡る。他の流派の神楽が演劇化されていく中で、現在も享保 3 年（1718）の文献に見られる演目を、古い形で保ち続けている、伝統を重んじた神楽であり、衣装は、狩衣が多用され、舞方も古い様式を残している。

宮砥神楽

3） 市指定文化財

市指定文化財 177 件のうち、史跡 36 件、名勝 3 件、天然記念物 25 件、無形文化財 1 件、無形民俗文化財 25 件、有形文化財 81 件、有形民俗文化財 6 件となっている。市指定文化財の約半数が有形文化財となっており、その内訳は、15 件が建造物、25 件が石造物、仏像・絵画等が 41 件となっている。建造物は、長屋門形式に禅宗様の門扉を配した円通閣、元禄 4 年（1691）に建築された大分県最古の袴腰付の西光寺鐘楼、藩校由学館の門など城下町に関係するもの、農業用水石橋水路橋の若宮井路橋などをはじめとする石橋がある。石造物は、中世末期の六地蔵信仰に基づき建立された植木の地蔵塔や東福寺供養塔などがある。絵画等では田能村竹田初期の作品である「紙

円通閣

西光寺鐘楼

本墨書淡彩河豚図」（田能村竹田筆）や岡城の鳥瞰を描いた「紙本著色御城真景図」（淵野真斎筆）などがある

史跡は、岡藩営の宿泊所であり伊能忠敬が宿泊した御客屋敷、名勝は竹田久住と天領日田を結ぶ日田往還の街道沿いに肥後藩主により植えられた松並木、野焼きにより人工的に維持されてきた草地である南登山口のネシバ・ノザサ群落等、天然記念物は城原神社社叢・鹿伏山自然林等 25 件すべて植物となっている。

久住夏越祭の曳山行事

無形民俗文化財 25 件のうち 20 件が神楽・獅子・白熊（はぐま）の伝統芸能となっており、他に姫だるま製造技術、庚申講、久住夏越祭（なごしまつり）の曳山行事、禰疑野神社病除祭（ねぎのじんじゃびょうよけさい）、無形文化財は和紙製作技術がある。

有形民俗文化財は元文 3 年 (1738) の銘のある神原獅子舞の獅子頭、嘉永 7 年 (1854) から恵比須講の様子を記録した文書の下本町下組恵比寿講文書、明治 13 年 (1880) に建築された石積みの壁に竹瓦葺の屋根を持つ相ヶ鶴井手家の石蔵等がある。

相ケ鶴井手家の石蔵

4）　登録文化財

登録文化財は登録有形文化財が 18 件、登録記念物が 1 件となっている。登録有形文化財は明治 44 年～明治 45 年（1911～ 1912）に造られた井路である明治岡本井路（石垣井路）、大正 6 年（1917）に架設された石造 2 連アーチ橋である若宮井路笹無田石拱橋の農業遺産が 2 件、元治 2 年 (1865) に建築された商家である塩屋土蔵（主屋・中蔵・古蔵）、明治 12 年（1879）に武家屋敷の部材を買取り建築された佐藤家住宅（主屋・旧店舗兼主屋・旧味噌蔵・土蔵）、明治 11 年（1878）に酒屋を営むために建築された吉川家住宅（主屋・土蔵・倉庫一・倉庫二・倉庫三）等の建造物が 16 件あり、これらは全て城下町内にある。

佐藤家住宅

登録記念物（名勝）は、荻地区大野川の最上流部に位置し、阿蘇溶結凝灰岩の峻険な岩盤を伝い流れる幾多の滝筋により構成される白水の滝がある。

白水の滝

5） その他の文化財

竹田市には詳細な調査が行われていないため、未指定であるが、数多くの文化財が存在する。有形文化財では、明治 25 年（1892）に竣工した音無井路（おとなしいろ）の受益地へ水を適切に配分するため 12 か所の窓を設けた特異な構造の 12 号分水（昭和 9 年完成）、第 1 拱石橋（大正 8 年完成）をはじめとする石橋水路・隧道・用水路などの施設を有する大正 13 年（1924）に竣工した明正井路など、農業近代化遺産をはじめ、城下町内には近世～近代の武家屋敷や町家が残されている。

また、無形民俗文化財についても、県選定無形民俗文化財である宮処野神社に伝わる神保会行事の構成要素となっている明治初期に豊後大野市朝地町の深山神社大野郡岩戸神楽の指南役石川達により神楽を伝承され「宮處野神社付属楽員（みやところのじんじゃふぞくがくいん）」として発足した都野神楽、伝授書「御獅子濫觴」に安政 4 年 (1857) に豊後大野市朝地町綿田（わただ）の俵積宮（たわらずみや）から伝授された事が記された仏原獅子、安政 3 年 (1856) に豊後大野市朝地町中熊村の烏嶽宮から御嶽流獅子舞として伝授している事が記されている下河原獅子舞、同じ宮処野神社に奉納される下河原獅子舞から舞方が伝授された御嶽流の突き獅子の桑原獅子舞、文政 12 年（1829）に岡藩のお供頭より伝習したもので、大形流白熊練の伝統を直接に継承している点で大変貴重な有氏組白熊、文久元年（1861）に豊後大野市朝地町の深山神社から伝授された宮処野神社吉野流白熊など、市内各所に獅子舞や白熊等の伝統芸能や恵比須講・庚申講などの民間信仰が今もなお地域の人々により伝承されている。

音無井路 12 号分水

明正井路第一拱石橋

都野神楽

仏原獅子舞

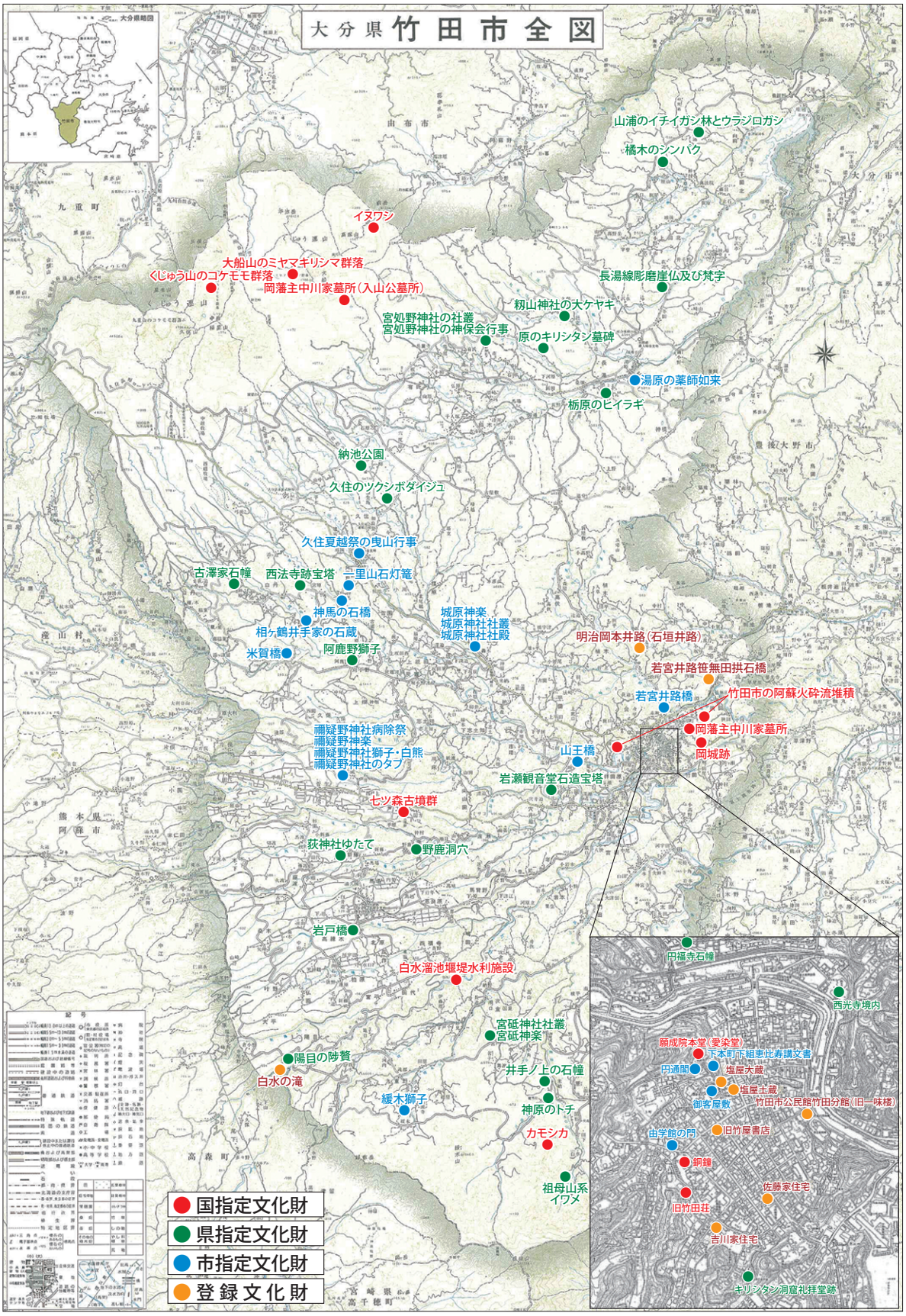
大分県竹田市全図
大分県地図
山浦のイチイガシ林とウラジロガシ
橘木のシンバク
イヌワシ
大船山のミヤマキリシマ群落
くじゅう山のコケモモ群落
岡藩主中川家墓所（入山公墓所）
長湯線彫磨崖仏及び梵字
籾山神社の大ケヤキ
宮処野神社の社叢
宮処野神社の神保会行事
原のキリシタン墓碑
湯原の薬師如来
栃原のヒイラギ
納池公園
久住のツクシボダイジュ
久住夏越祭の曳山行事
古澤家石幢
西法寺跡宝塔
二里山石灯篭
神馬の石橋
相ヶ鶴井手家の石蔵
米賀橋
阿鹿野獅子
城原神楽
城原神社社叢
城原神社社殿
明治岡本井路（石垣井路）
若宮井路笹無田拱石橋
竹田市の阿蘇火砕流堆積
若宮井路橋
岡藩主中川家墓所
岡城跡
山王橋
疑似野神社病除祭
疑似野神楽
疑似野神社獅子・白熊
疑似野神社のタブ
岩瀬観音堂石造宝塔
七ツ森古墳群
荻神社ゆたて
野鹿洞穴
岩戸橋
白水溜池堰堤水利施設
宮砥神社社叢
宮砥神楽
陽目の陟贄
白水の滝
井手ノ上の石幢
緩木獅子
神原のトチ
カモシカ
祖母山系
イワメ
円福寺石幢
西光寺境内
願成院本堂（愛染堂）
下本町下組恵比寿講文書
円通閣
塩屋大蔵
塩屋土蔵
御客屋敷
竹田市公民館竹田分館（旧一味樣）
由学館の門
旧竹屋書店
銅鐘
佐藤家住宅
旧竹田荘
吉川家住宅
キリシタン洞窟礼拝堂跡
国指定文化財
県指定文化財
市指定文化財
登録文化財

主要指定文化財分布図

②　文化財の特性

市内の文化財の特性を把握するため、歴史的条件・地理的条件・文化的条件を基に、3 つの区域を設定し特性を整理した。

1）　城下町に関わる特性

岡藩城下町は、江戸時代以降奥豊後における政治・経済・文化の中心地として栄えてきた。今もなお城下建設当時の町割りの中で住民が生活し、史跡旧竹田荘や重要文化財願成院本堂（愛染堂）をはじめとする歴史的な建造物が数多く残されている。

城下町建設は中川秀成入部後の文禄 3 年 (1594) に着手された城築造と同時に行われた。中川秀成は大友氏支族の志賀氏の居城を基とし、近世的な城郭の築造を行った。入部から 4 年目の慶長元年 (1598) には岡城築造は一応の完成を見る。城下は岡城の西方約 1㎞の稲葉川南岸に開けた竹田村を城下建設の地に選び、湿田を埋め、林や藪を切り開き、玉来や志賀氏時代に城下であった挾田や十川から民家を移して町家の建設を行った。城下構造は碁盤目状に区画された町割りの中央部に本町・上町・田町等の町家が配置され、町家群を取り囲むように、武家屋敷（殿町･代官町･向丁等）や寺院（寺町）を配する構造となっている。また､寛永 7 年 (1630) に古町を町家に組み込み現在に残る城下の町割りが完成した。

城下町に見られる祭礼は、夏越祭・八朔祭・善神王様祭・恵比寿講・野狐祭等、江戸時代以降城下内の町家を中心に現在まで継続して行われている。祭礼の構造は、城下の町割と密接な関係を持っており､西宮神社の本町組（本町)､神明社の古町組（古町)､岡神社の東部祭組合（上町･田町･新町･府内町）の 3 つの祭組合が各所属神社の祭礼を催し､各祭組合を構成する組（通り）ごとに恵比寿講が組織されている。また、城原八幡社の御下りである夏越祭は、各祭組合が交代で受元となり開催を行っている。（城下町の町割りと祭礼に見る特性）

また、城下町は豊後南画の祖田能村竹田・明治期の日本における代表的な作曲家瀧廉太郎・武人廣瀬武夫・童謡作家佐藤義美などの偉人を数多く輩出する土壌を培い、今なお当時の面影のままの町並みから歴史と文化を感じることができる。市内では、これら郷土の偉人を顕彰する活動が盛んに行われており、田能村竹田顕彰会・瀧廉太郎会・廣瀬武夫顕彰会・よしみ会などが組織され、顕彰活動が行われている。（郷土の偉人の顕彰活動にみる特性）

〇城下町の祭礼に見る特性

城下町と夏越祭

西宮神社と八朔祭

岡神社と善神王様祭

神明社の大祭

城下町の町割りと恵比須講

○郷土の偉人の顕彰活動に見る特性

旧竹田荘と田能村竹田顕彰活動

瀧廉太郎旧宅と瀧廉太郎顕彰活動

廣瀬神社と廣瀬武夫顕彰活動

さとうよしみ記念館と佐藤義美顕彰活動

2）　南部地区に関わる特性

竹田市南部地区（入田（にゅうた）地区、嫗岳（うばだけ）地区、宮砥（みやど）地区、柏原（かしわばる）地区）は、祖母山系から派生する急峻な地形により水田耕作には適しておらず、古くから畑作が主要な農業となっていた。しかし、祖母山から湧き出す豊富な湧水を源とする大野川を利用し、近代以降、耕作地に農業用水を供給する水利施設が盛んに建設され、それらの灌漑施設は、農業関連の近代化遺産として現在でも利用されている。また、谷筋に展開する農村地帯では豊作を祈願する祭が各所で行われ、祭に奉納される神楽・獅子舞・白熊が数多く伝承されるなど、棚田や井路等の農村風景と豊作を祈願する民俗芸能が一体的に保存されている。（農業近代化遺産に見る特性）

○農業近代化遺産に見る特性

井路等の維持管理（音無井路・富士緒井路・明正井路・棚田）

3）　北部地域に関わる特性

竹田市の北部地域（久住地区・直入地区）は、くじゅう連山の裾に広がる高原地帯である。久住高原は近代以降、畜産の放牧地・採草地として利用され、春には野焼きを行い高原草地の維持を行ってきた。（高原景観の維持に見る特性）

この北部地域は、藩政時代に肥後領であった久住地区、「朽網（くたみ）」と呼ばれ中世期にこの地域の中心地として栄えた都野地区、近世以降に湯治場として開けた長湯地区があり、それぞれの地区の歴史的背景を由緒とする街環境を見ることができる。

久住地区は、豊後と肥後を結ぶ肥後街道、竹田と日田を結ぶ日田往還が交差する交通の要衝であり中心部久住は宿場町として栄え、また江戸時代を通じ肥後藩の代官所が置かれ、久住・

小国（熊本県小国地域）地域支配の拠点となった。久住では 8 月に久住神社の夏越祭が開催される。

都野地区は、大船山麓に広がる高原地帯で、古代から朽網郷の中心地として栄えた。江戸時代には七里田温泉に藩の御茶屋が建設され、3 代藩主中川久清は大船山に登り軍事訓練を行い、その墓所も大船山の中腹に造られている。都野地区に鎮座する宮処野神社は景行天皇と嵯峨天皇を祀る神社で、秋には神保会（県指定無形民俗文化財）が行われる。

長湯地区は、古くから温泉地として知られており、「豊後風土記」にも記されている。室町時代には朽網郷の領主である朽網氏の管理下に置かれていたことが文献に記されている。江戸時代になると岡藩により湯屋や御茶屋が建設された。長湯温泉は湯治場として整備され、岡藩歴代藩主や幕府からの巡見使も湯治に訪れている。長湯温泉（湯原温泉）にある湯原薬師堂に温泉の守護神である薬師如来と地蔵菩薩が安置されている。湯原薬師堂では、温泉による諸病退散を祈願した温泉供養が行われる。（北部地域の祭に見る特性）

○高原景観の維持に見る特性

久住高原の野焼き

○北部地域の祭に見る特性

久住神社と久住夏越祭

宮処野神社と神保会行事

湯原薬師堂と温泉供養

第２章　竹田市の維持向上すべき歴史的風致

(1)　城下町の夏越祭にみる歴史的風致

竹田市街地は、文禄３年（1594）に豊臣秀吉の命により、播州三木（兵庫県三木市）から竹田に入部した岡藩初代藩主中川秀成（在位 1593 ～ 1612）により造られた城下である。城下町の建設は、中川氏の入部当初から始まる。当時の城下一帯は稲葉川右岸に広がる沼地で水田もなく民家が少々みられる程度であったと伝えられ、城下建設のため沼地を埋め立て、玉来（城下町の南西約 2㎞）と十川（中川氏入部以前の城下町）から町家を移転させ、碁盤目状に区画された町割りが造られた。その後、寛文４年（1664）に古町が形成され、江戸時代から現在に至るまで、この地域の経済活動の中心として発展した。

城下町と密接な関係のある史跡岡城跡は、城下の東側に 500m ほど離れた阿蘇溶結凝灰岩の台地上に築かれ、城と城下は丘陵と谷により遮断されている。岡城の築城は、文治元年（1185）に源平合戦の時に活躍した緒方三郎惟栄が源頼朝に追われ九州へ逃れようとした源義経を迎えるために設けたとされ、建武年中（1334-1337）に豊後国守護職大友氏の支族である志賀貞朝が拡大したと伝えられているがこれを裏付ける正確な資料はなく、今日の史跡岡城跡の前身となる城は、応安２年（1369）頃以降に志賀氏の居城として築城されたと考えられている。

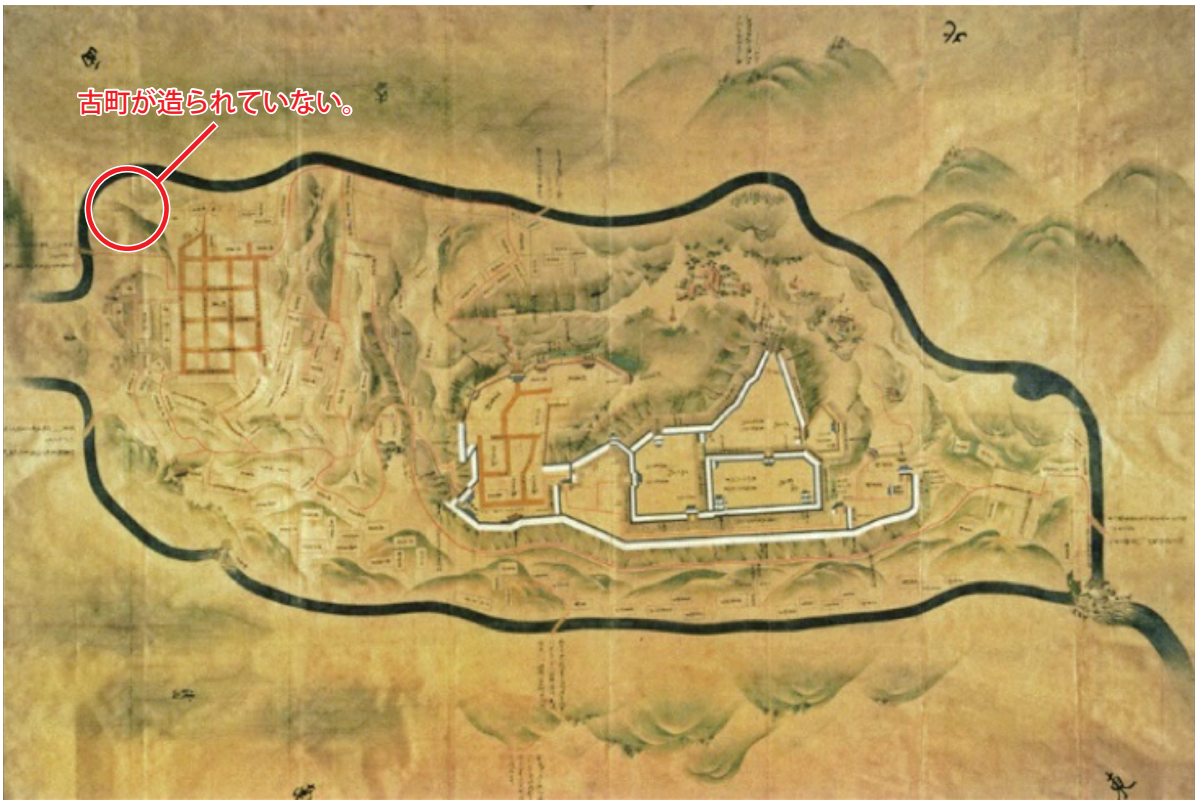

岡城正保絵図（正保年間：1644 ～ 1648）

岡城は城の北側を稲葉川、南側を白滝川が流れ城の東側で両河川が合流し、河川から城の主郭部までは標高差は 100m ほどの断崖である天然の要害に築かれている。岡城の堅固さは、天正 14 年（1586）に始まった薩摩の島津氏と大友氏の戦い「豊薩戦争」において岡城攻略を行った島津勢を当時の岡城主志賀親次が撃破したことからも実証されている。現存する岡城跡は、中世の山城であった志賀氏の居城段階の岡城を岡藩初代藩主中川秀成が藩領統治の拠点とし大々的に改修普請を行い、本丸・二の丸・三の丸からなる城の主郭部、城郭の西側に築かれた西の丸及び家老屋敷、東側に藩主の祖先を祀る廟所のほか、大手門・近戸門・下原門・清水門の 4 つの門が設けられるなど、中川氏入部から明治維新後に取り壊されるまで、拡張・改修を行い壮大な石垣が築かれた近世城郭として形が整えられた。

城下は、武士の居住域である武家屋敷群、商人・職人の居住域である町家群、寺院が集中する区域から構成されており、武家屋敷群（向町・殿町・代官町・浦町）は城下を取り囲むように配置され、西側の一角に寺院群（寺町）が配置されている。これらの武家屋敷群と寺院群に囲まれた中央に町家群（本町・上町・新町・田町・府内町・古町）が配置され、この町割りや呼称は現在まで大きな変化もなく残されている。

史跡岡城跡全景

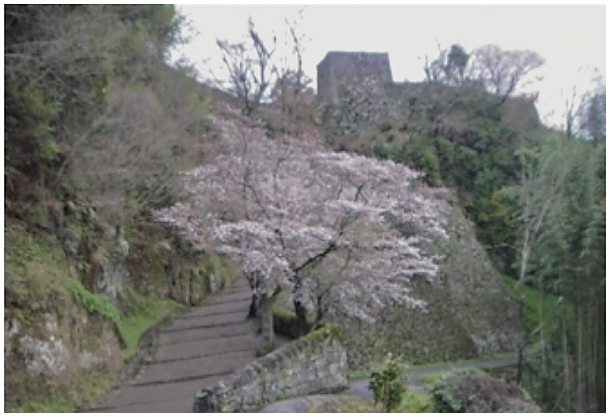
史跡岡城跡大手口

史跡岡城跡三の丸付近

岡城古写真（明治初期）

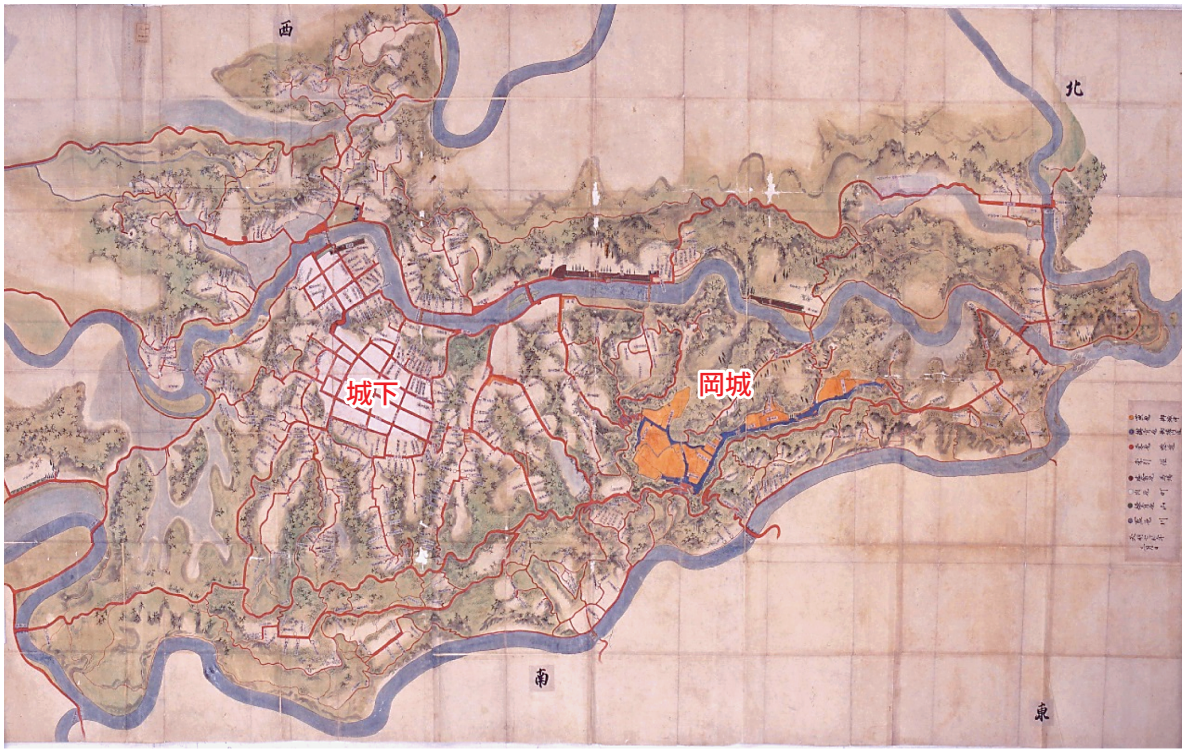

岡城下中絵図（天明７年：1787）

現在の城下町

指定文化財は、市内最古の木造建築物である重要文化財願成院本堂（愛染堂）。田能村竹田（豊後南画の祖）の生家である史跡旧竹田荘。岡藩主ゆかりの寺である西光寺境内（県指定史跡）は、安政 5 年（1858）建築の木造重層入母屋造、瓦棒形銅板葺の本堂（市指定有形文化財）、延宝 8 年（1680）の建築とされる木造切妻造、瓦葺の禅宗様の四脚門である山門（市指定有形文化財）、元禄 4 年（1691）建築の桁行梁間共に一間の木造入母屋造、袴腰付、本瓦葺の鐘楼（市指定有形文化財）及び中川家婦女子の墓から構成される。

西光寺本堂

岡藩営の宿泊所として文化 3 年（1806）に建築された御客屋敷（市指定史跡）は、木造 1 階建桟瓦葺で、北側は入母屋造、南側は切断されているため切妻造である。正面の桁行 7 間、梁行 4 間半で、北面の西端に半間下屋を張り出し、北西隅に便所棟が附属している。

御客屋敷

中国風楼閣を模し豊後国志の編纂が行われた円通閣（市指定有形文化財）は、寛政 11 年（1799）の棟札がある木造長屋門形式に禅宗様の門扉を配した建物で桁行 10 間、梁行 2 間を測る。

円通閣

また、登録有形文化財は塩屋土蔵、佐藤家住宅、吉川家住宅、竹田市公民館竹田分館（旧一味楼）、旧竹屋書店、塩屋旧大蔵が城下町内に存在し、江戸時代から昭和初期の古い建造物も数多く残され、城下町の風情を醸し出している。

塩屋土蔵主屋

江戸期の商家建築の好事例である塩屋土蔵は主屋・中蔵・古蔵から構成され、主屋は棟札から元治 2 年（1865）の建築とわかり、構造は土蔵造桟瓦葺の 2 階建の妻入の建物で、屋根構造は正面入母屋造、背面切妻造となっている。 1 階の下屋庇は側面にも廻りこみ、要所に水切庇付の小窓を配し、軒裏まで漆喰塗とした重厚な造りとなっている。中蔵は、主屋の後方に建つ土蔵造の建物で、建築年代は江戸時代末、屋根は切妻造で桟瓦葺、平入の 2 階建土蔵であり、外壁は軒裏まで漆喰塗で 2 階の小窓には鉄格子がある。内部は桁行中央の漆喰壁で 2 分され、主屋側が座敷、残りが倉庫となっており、主屋と連続して商家の佇まいを構成している。古蔵は中蔵後方に建つ土蔵造の建物で、建築年

佐藤家住宅主屋

代は江戸時代末、桁行４間、梁間３間の切妻造桟瓦葺の平入の２階建土蔵。外壁は漆喰塗で、軒裏から破風まで塗籠める。主屋側の１階戸口は漆喰扉を吊るが、周囲を鳥居型に縁取る。

佐藤家住宅は、主屋・旧店舗兼主屋・旧味噌蔵・土蔵から構成され、主屋は明治 12 年に建築された木造２階建、切妻造桟瓦葺の建物で、桁行９間、梁間５間の規模を測る。２階正面を漆喰塗とする規模の大きな町家である。旧店舗兼主屋は、明治 12 年に建築された桁行５間半、梁間５間半の木造２階建、切妻造桟瓦葺の建物。旧味噌蔵は、明治 12 年に建築された桁行３間半、梁間３間の木造２階建、切妻造桟瓦葺の建物。土蔵は、明治 12 年頃に建築された桁行３間、梁間２間半の土蔵造２階建、切妻造桟瓦葺の壁面を漆喰塗とする建物。

吉川家住宅倉庫一

吉川家住宅は、主屋・土蔵・倉庫一・倉庫二・倉庫三から構成され、主屋は大正 10 年（1921）に建築された、間口５間半の木造２階建、入母屋造桟瓦葺の建物で、１階に広い土間、２階に大広間を備える店舗兼住宅である。土蔵は、明治 11 年（1878）に建築された桁行３間半、梁間３間の土蔵造２階建、切妻造桟瓦葺の建物で、壁面を漆喰塗とする。倉庫一は、明治 11 年に建築された桁行８間、梁間４間の土蔵造２階建、切妻造桟瓦葺の建物で、かつては「酒造所」の酒蔵として使用されていた大規模な土蔵である。倉庫二は、倉庫一の背後に建つ木造２階建、桟瓦葺の建物で、内部は米を蒸すための「釜場」や「洗米所」、酒造り職人の「休憩所」として使用されていた。倉庫三は、木造２階建、切妻造桟瓦葺の建物で、「室（麹室）」と使用されていた。竹田市公民館竹田分館旧一味楼は、大正２年頃に料亭一味楼として建築された入母屋造桟瓦葺、木造２階建の建物で、南寄りの西面に玄関、東面に倉庫が付設し、１階は南北に座敷が並び、２階はステージを持つ大広間となっている。９間にも及ぶ杉丸太や桐などの良材を贅沢に使う料亭建築である。

竹田市公民館竹田分館旧一味楼

旧竹屋書店は、店舗兼主屋と土蔵から構成され、店舗兼主屋は明治 32 年に建築された、桁行６間、梁行７間の木造２階建、切妻造桟瓦葺の建物で、西正面に下屋を付ける。正面１階はガラス戸を立て込み開放的な造りであるが、他は漆

旧竹屋書店店舗兼主屋

喰仕上げの大壁となっている。土蔵は、明治中期建築の桁行 3 間、梁間 2 間の土蔵造平屋建、切妻造桟瓦葺の建物で、漆喰仕上げで鉢巻をまわし、北面に出入り口を穿つ。

塩屋旧大蔵は、江戸末期の建築の土蔵造 2 階建、桁行が東西で少し異なる台形平面になる土蔵造 2 階建、切妻造桟瓦葺の建物で、壁は大壁とし漆喰で仕上げられている。

この他に、弘化 4 年（1847）建築の桁行 10 間半梁行 2 間、切妻造桟瓦葺の武家屋敷の長屋門である古田家中間長屋門がある。

塩屋旧大蔵

古田家中間長屋門

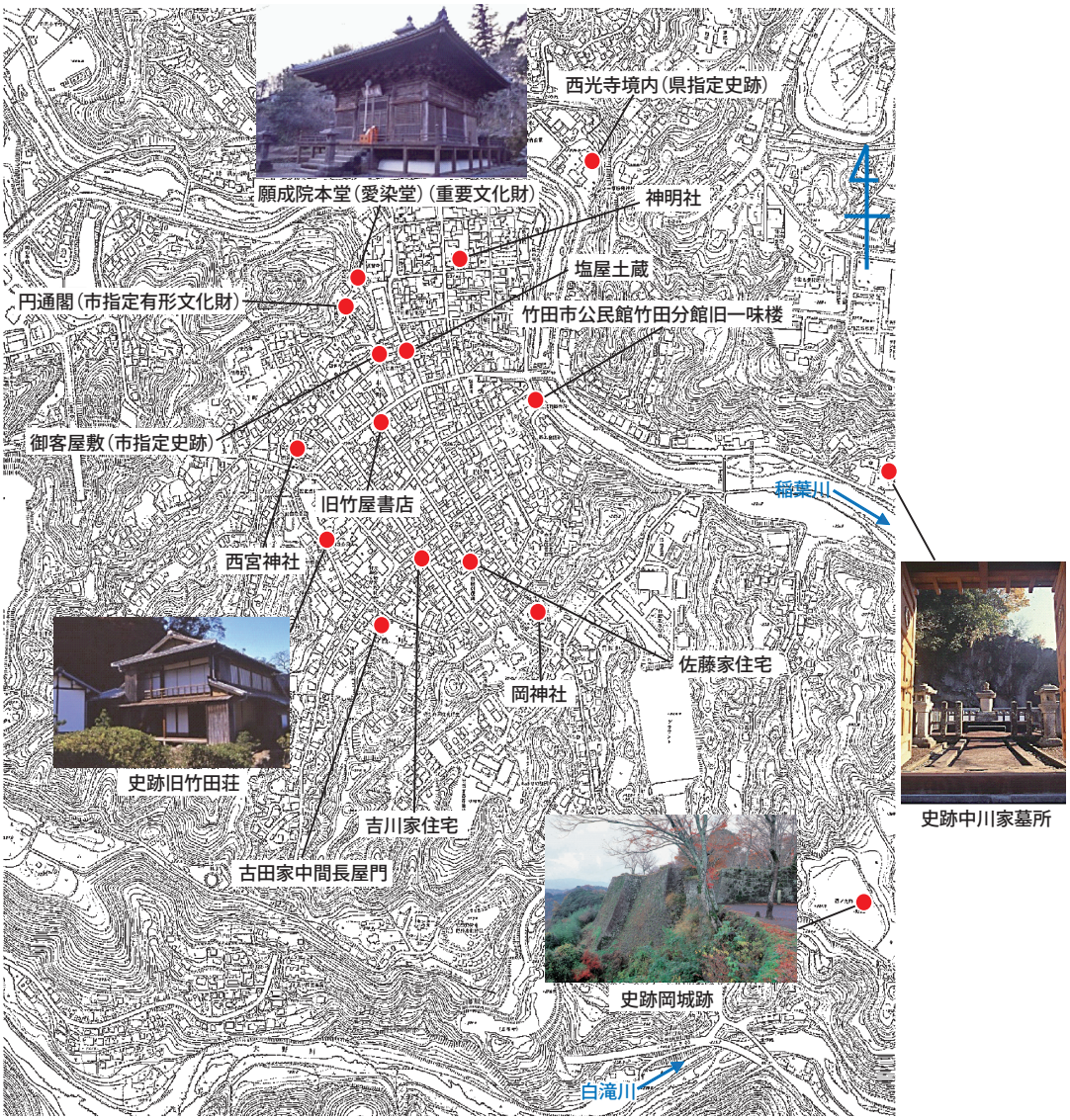

【文化財の分布図】

岡城下町で行われる主要な祭りである夏越祭は、城原八幡社の神輿が城下町（竹田町）にある３社（西宮神社・岡神社・神明社）へ御神幸を行う祭りで「城原様のオサガリ」と城下に住む人々から呼ばれ親しまれている。

城原八幡社は、竹田市大字城原に所在する神社で、その由緒は「日本書紀」によると、景行天皇 12 年の熊襲征討の折、土蜘蛛の抵抗が強く一時城原に引き返し軍を整えたとあり、その行宮跡が城原八幡社上松原社地であるとされ、応神天皇２年（271）に行宮跡に１祠を造営して景行天皇の御神霊を斎奉ったことに始まるとされる。天安２年（858）に国司豊後守石川朝臣宗継が殿宇を造営し八幡神を相殿に配祀させた。以後城原八幡社と称するようになったと伝えられ、建久７年（1196）大友能直が城原八幡社を崇敬し豊後八幡７社の一つとされ、大友氏からの庇護を受ける。天正 14 年（1586）薩摩島津軍の豊後侵入の際、宮司日野品秀は八幡の神霊を産山村（熊本県産山村）の隠川へ奉安し、文禄３年（1594）中川秀成の豊後岡入部の時、神霊を産山から竹田町の勝山に遷座され岡の総鎮守とされ、勝山を八幡山と呼ぶようになった。慶長元年（1596）に神霊は八幡山から元の城原の地に遷座された。

城原八幡社拝殿

現在残される城原八幡社は楼門・拝殿・申殿・本殿・神楽殿などがたち、豪壮な境内である。楼門は三間一戸の入母屋造であり、文久２年の棟札があるが平成２年に焼失しその後復元されたものである。拝殿は宝暦 12 年（1762）に建立された桁行七間、梁行二間、入母屋造の大型拝殿、申殿は宝暦 12 年（1762）に建立された正面三間、側面三間、入母屋造（正面軒唐破風付）、本殿は宝暦 12 年（1762）に建立された三間社流造、銅板葺、神楽殿は三間半の入母屋造で棟に嘉永６年（1853）建立の墨書きが見られる。本殿・申殿・拝殿は市指定有形文化財に、社叢が市指定天然記念物に指定され

城原八幡社境内図

ている。

西宮神社は城下内の本町に鎮座する神社で、玉来から町家を移し城下建設を行った際、玉来から移動した商家が本町地区に多く住んでいたことから、玉来の鎮守である西宮神社を寛政 9 年（1797）に玉来の西宮神社を分霊して祀り、本町の鎮守としたのが始まりで、文化元年（1804）に祇園社と事代主神を祀る社を合祀して現在地に遷座した。社殿は本殿・拝殿からなり本殿は一間社流造、拝殿は正面三間、側面二間、入母屋造で、社殿は西南戦争時に火災に遭いその後建替えられたと伝えられ、現在まで幾度か改修が行われているが、明治期の建築様式が多箇所に残されている。

西宮神社拝殿

岡神社は城下内の田町に鎮座する神社で、明治 41 年に岡城内北ノ尾崎の愛宕社を現在地に遷座し、上田新府（上町・田町・新町・府内町の 4 組：現東部祭組合）で祀られていた祭神が合祀され祭神は 14 柱を数える。上田新府の住民が氏子となり岡神社と称するようになった。愛宕社の創建については」は「中川家御年譜」の元和 4 年（1618）の記述に「愛宕社並ニ願成院ヲ、城山ノ北ノ尾崎ニ建立」と記されている。社殿は本殿・拝殿からなり、本殿は三間社流造、拝殿は正面三間、側面二間、入母屋造で、建立年代については天保期の建築様式が見られ、岡城内の愛宕神社を移築したものであることから、少なくとも江戸時代後期の建立と考えられる。現在の岡神社には、社殿の瓦などに中川家の家紋である中川柏や中川轡の家紋が見られることからも愛宕社の移設をうかがい知ることができる。

岡神社拝殿

神明社は城下内の古町に鎮座する神社で、文禄 3 年（1594）に緒方原尻（豊後大野市緒方町）に鎮座する伊勢神宮分霊を奉安したのが始まりとされ、社殿は元

神明社拝殿

文３年（1738）に造営され、寛保元年（1741）に岡藩主の祈願所となった。明治 10 年（1877）の西南戦争で社殿が焼失したが、翌年現在地に再建された。社殿は本殿・拝殿からなり、本殿は一間四方の流造風の特異な形を有する。拝殿は正面三間、側面二間、入母屋造である。

夏越祭は、「竹田奇聞」（昭和 20 年発行）によると、宝暦 12 年（1762）に下木の仮御殿（竹田市大字会々下木：現豊後竹田駅裏）に八幡神の御神幸を行ったのが始まりとされ、安永２年（1774）に仮御殿が焼失したため御神幸は中止され、城原において３日間の祭典を行う様に変更された。安永６年（1777）から旧に復し松原（竹田市大字城原）へ御神幸が行われ、竹田町から囃子や段尻等の余興を催し御供行列を行った。明治３年（1870）に竹田町に悪疫が流行したため八幡神の神幸を願い、本町西宮神社へ御神幸が行われ、城下３社（西宮神社・岡神社・神明社）へ御神幸を行う現在の夏越祭の原型となった。昭和 60 年頃までは７月 21 日～ 24 日まで３泊４日で神輿が城下町３社にそれぞれ１泊ずつ泊り、期間中城下町内を神輿のお練り（次の神社まで練り歩いて移動する）が行われ、俄芝居、子ども神輿の巡行、各神社組（現祭組合）による屋台や壇尻などが行われていた。現在は、１泊２日の祭りに短縮され３社が年ごとに受け持っている。

昭和 29 年の夏越祭の様子

昭和 40 年代の夏越祭での子ども神輿

祭りは、城原八幡社で城原八幡社の関係者・城下の各祭組合の役員が参列し、お迎え神事が挙行される。神事では宮司による祝詞とお祓いが行われ、祭神を神輿に遷す祝詞が行われ、白装束を身にまとった若衆が神輿を担ぎ、神輿が城原八幡社を御発ちし城下まで御神幸する「オクダリ（御下り）」が行われる。かつては城原から城下まで神輿を担いでいたが、現在は城下町の入り口まで神輿を自動車で運んでいる。城下町の入り口（竹田駅前）に到着後、神輿を先導する平田獅子により獅子が徐々に目覚める様子を舞う御立ち舞が行われ神幸行列が出発する。御神幸の行列は、各町の８基の神輿（子供神輿として子供が神輿を引く）が太鼓を「ドドンコ、ドンドン」と打ちながら、子供たちの「チョーサジャ」の元

神輿の下を潜る様子

気な掛け声で御神幸行列を囃し立てて先導し、獅子、太鼓、六角、榊、城原八幡社の御輿 3 基の順で隊列を組み、城下町を廻る。神輿の御神幸時には沿道の参列者は神輿が巡ってくると両手を合わせ拝みながら神輿の下を潜り、無病息災を願う様子が御神幸ルートの各所で見られる。また、各神社では平田獅子による勇壮な舞が行われる。

御神幸は竹田駅前を出発し、その年の受持ちの神社まで城下を町廻りするが、道順は受持ちの神社により異なる。平成 25 年度の夏越祭のルートを例にすると、駅前を出発し古町から下本町へ、塩屋土蔵の前を通過後右折し中本町へ、旧竹屋書店先を左折し上町通りへ、吉川家住宅前を右折し上本町へ移動する。上本町では右手に旧竹田荘を見ながら直進すると西宮社へ到着し休憩をする。西宮社を出発し上町新町・中本町へ移動し旧竹屋書店の交差点を左折し田町通りを直進する。佐藤家住宅前を通過し岡神社へ到着する。岡神社を出発し、上町・田町・府内町を通過し東本町から竹田市公民館竹田分館（旧一味楼）前を左折し、古町へ進み神明社へ到着する道順で行われた。受持ちの神社へ到着後、神輿を納め神事が行われ、神楽の奉納が行われる。翌日、再び神輿の御発ちを行い神輿は城原八幡社へ「お帰り」が行われる。神輿の「お帰り」の後、各祭組合の山車の巡行が神輿の御神幸とほぼ同じルートで行われ祭りが終了する。

山車の巡行（東部祭組合）

山車の巡行（本町組合）

神楽の奉納

獅子舞の奉納

夏越祭は、城下町から離れた場所にある城原八幡社が近世初頭に一時的に城下町に遷座された歴史的経緯から、城下の町家の住民が氏子となり、城下町へ御神幸する祭りで、農村部の神社である城原八幡社を町部の住民が信仰するという極めて珍しい形態の祭事となったものである。城下内の各町が共同で祭りを開催するだけでなく、農村部である城原地域との繋がりが見

られ、夏越祭が城下町で開催される祭礼の中心となった。

夏越祭では、子ども達の元気なかけ声が響く中、神輿が城下町各町の氏子が行列を先導し、白装束の担ぎ手により城下町の３社を廻っていく。また沿道には人々が無病息災を願い、町家通りを埋め尽くすその様は、いつの世も変わらない城下町と農村部の人々の繋がりが感じられる竹田の夏の情景である。

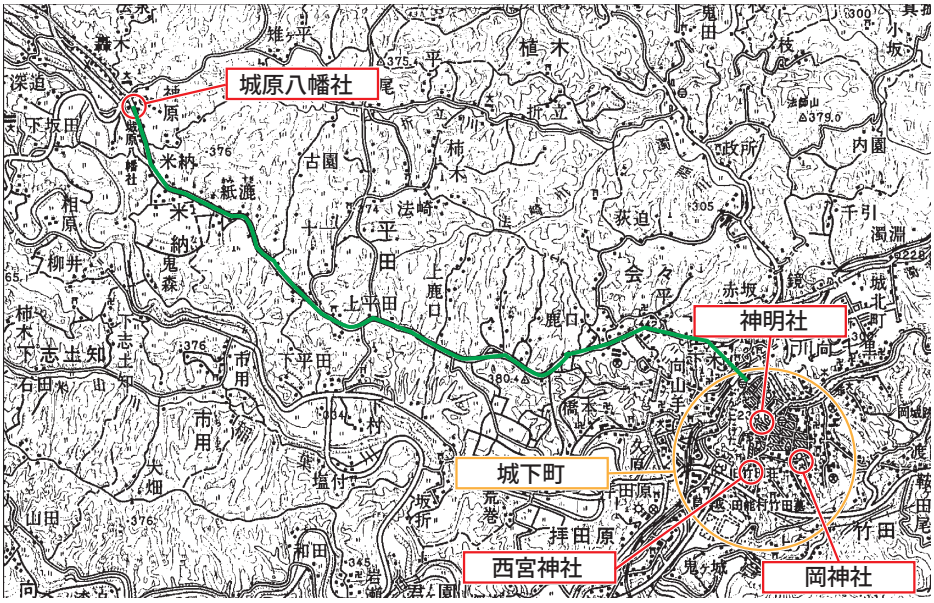

夏越祭関連神社位置及び御神幸の道筋

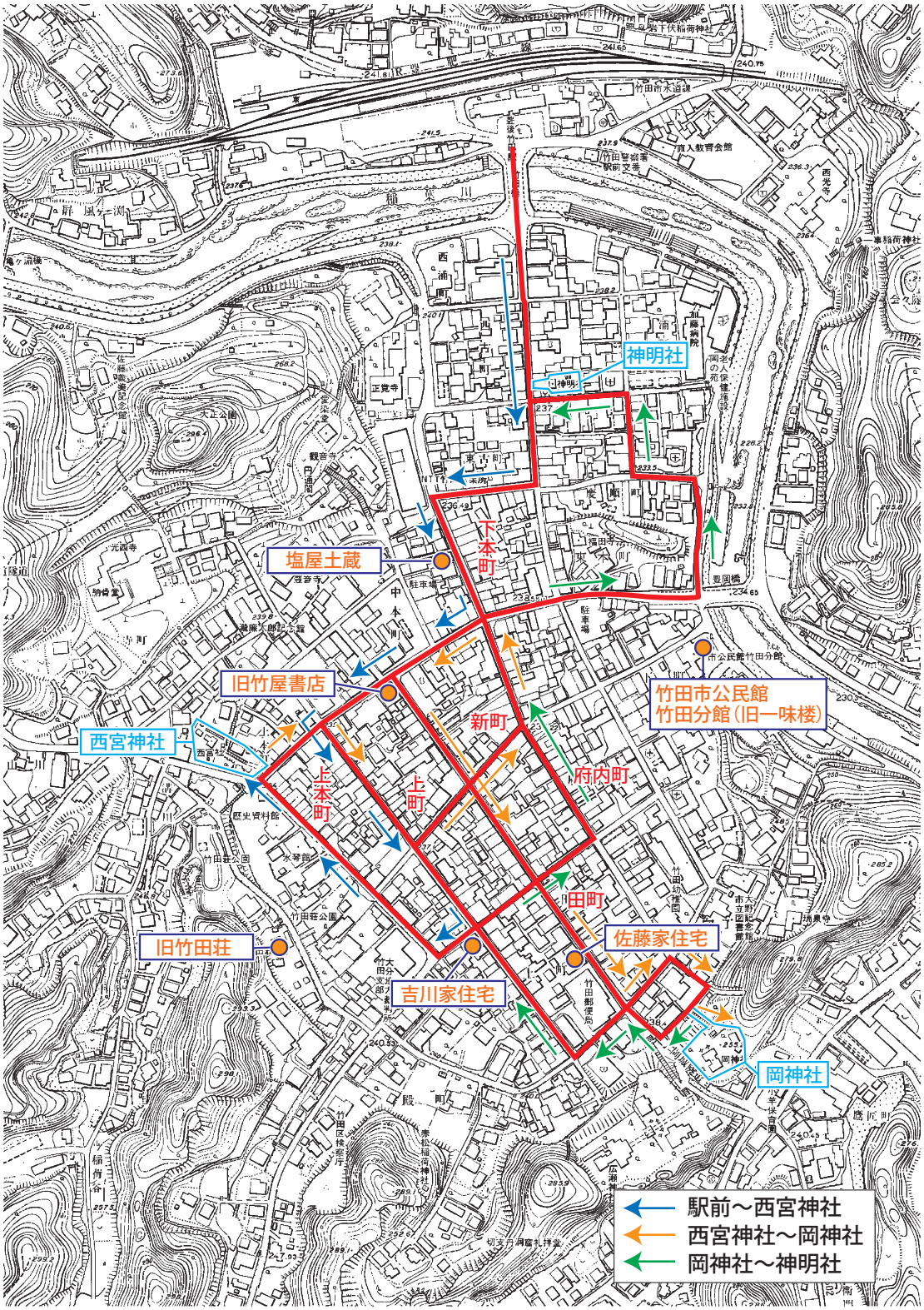

平成 25 年度の夏越祭神輿御神幸ルート

⑵　西宮神社の八朔祭にみる歴史的風致

八朔祭の八朔は旧暦の８月１日（朔日）のことで、古来この時期は早稲の初穂が実る時期で、五穀豊穣を願う農耕儀礼の一つとして始まったものが、広まったものである。西宮神社の八朔祭は、西宮神社の氏子である本町の住民により行われる祭りであり、商売繁盛・五穀豊穣・家内安全を願い、本町の各商店が商品や生活用品を使い見立て細工を出し、別名本町祭りとも呼ばれている。

西宮神社

八朔祭は、神事を行い、町内を神輿の御神幸を行うことにより地区の氏神である西宮神社に本町地区の繁栄祈念する祭りである。また、御仮屋において行われる様々な催しや見立て細工は神への奉仕であると供に、祭り見物に訪れる近隣の農村地域の人々への本町商店街の宣伝効果でもあったと言える。様々な催しにより人を集め、各商店は商品を材料とし見立て細工を造り、店頭に掲げ商品の宣伝をする。近隣の農村地域の人々は八朔祭の賑わいを楽しみにしており、余興見物や買い物を行う。

手水場の覆屋（旧藩校由学館の門）

八朔祭神事

西宮神社は城下町西端の高台にある神社であり創建については、寛政９年（1797）に玉来の西宮神社を分霊して祀り、本町の鎮守としたのが始まりで、文化元年（1804）に祇園社と事代主神を祀る社を合祀して現在地に遷座した。本殿・拝殿からなり、境内にある手水場の覆屋は藩校「由学館」の木造瓦葺の四脚門を移築したもので、市指定有形文化財となっている。

神輿御神幸

祭りは、本町組によりとりおこなわれる。西宮神社で神社総代と本町組役員が拝殿に整列し、宮司の二拝二拍手一拝に合わせて参列者が拝を行い神事が始まる。宮司による祝詞奏上があり、次に参列者へのお祓いが行われる。次に神殿から神輿へ神を移す祝詞が行われる。次に宮司による玉串奉奠が行われ、参列者が総代から順に玉串を奉奠し、二拝二拍手一拝を行い神事が終了する。神事に続き、本町組氏子が神輿引き、八朔祭の舞台である本町地域を静々と廻り、御仮屋（現在はふれあい駐車場と歴史資料館駐車場を各年で行っている）まで御神幸する。御仮屋に到着後、神事が執り行われ、神楽や余興が行われ、御仮屋は勇壮な神楽の調子や華やかな踊りの調子と、それを見物する人々により賑やかになる。明治 44 年（1911）の竹田小学校同窓月報「竹友」に「上本町の講談、中本町の浄瑠璃、下本町の軍談、鍛冶屋町の浄瑠璃なりき何れも人足を止めたるも下

本町の久松梅玉の軍談は人気最も澤山」と八朔祭での余興の様子が記されている。現在では浄瑠璃や講談等の余興の名残として舞踊や太鼓などが行われる。夕刻になると氏子により神輿「御帰り」があり、西宮神社に神輿を納め、神事を行い祭りが終了する。また、祭りでは各商店が商品や日用品を用いた見立て細工を作り店先に並べ祭りの賑わいを創出し、氏子や参列者が出来具合を批評したりする。

各商店の店先にある見立て細工（ザル・タワシ・スリッパ等を使用している）

八朔祭が行われる本町は、旧竹屋書店（登録有形文化財）や塩屋土蔵（登録有形文化財）等の城下町に残る歴史的に価値の高い町家が残されており、城下を南北に横断するメイン通りとして繁栄した地区である。八朔祭では、商売繁盛を願う人々の思いが見立て細工となって町中に飾られ、その中を、五穀豊穣を願いながら神輿が練り歩いていき、見物者や買い物客で町中は賑わう。その姿が１つに重なり合い、城下町が普段にも増して賑やかに活気づく様子は城下町竹田の夏の風物詩となっている。

御仮屋での神楽奉納

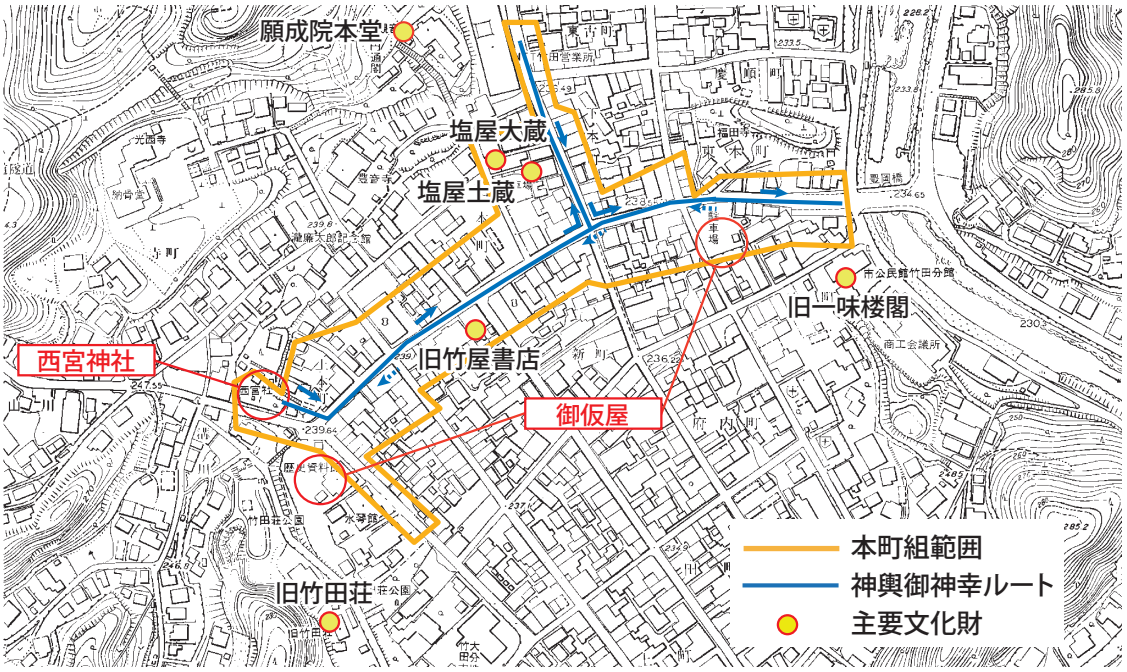

八朔祭神輿御神幸ルート

(3)　岡神社の善神王様祭（ぜんじんのうさまつり）にみる歴史的風致

岡神社拝殿

善神王様祭は、城下町の東端の高台にある岡神社で開催される。善神王とは景行天皇から仁徳天皇まで５代の天皇に大臣として仕え国政を補佐した人物である。当初は田町に善神王社があったため、上田組（上町・田町）の祭りであったが、明治 41 年（1908）に善神王社が岡神社へ合祀された後は、東部祭組合（上町・田町・新町・府内町）により岡神社周辺で開催する祭りとなっている。岡神社の周辺には、佐藤家住宅（登録有形文化財）、軍神廣瀬武夫を祀る昭和 10 年建築の廣瀬神社、明治 42 年に大分県下で２番目に設立された図書館である「竹田文庫」を前身とする市立図書館（現図書館は昭和 35 年建築）がある。

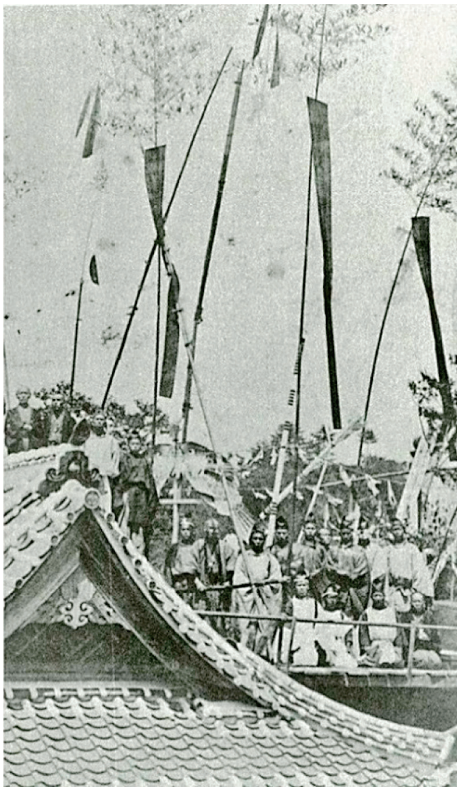

岡神社竣工式典（明治 41 年）

岡神社は城下町内の田町に鎮座する神社で、明治 41 年（1908）に岡城内北の尾崎にあった愛宕神社の社殿を移築した神社で、城下町の新町・府内町・上町・田町に存在した数社を合祀しており祭神は 14 柱を数える。社殿は本殿・拝殿からなり、本殿は三間社流造、拝殿は正面三間、側面二間、入母屋造で、岡城内の愛宕神社を移築したものであることから、江戸時代後期の建立であると考えられる。善神王様祭は、本来旧暦の８月１日から 11 日間行われる旧善神王社の祭りを岡神社の祭りとしたもので、小松明（松明を灯し並べたもの）が灯され、参詣者には甘茶が振舞われた。この祭りは、古くさかのぼれば、城下町が建設される以前の竹田村時代の風祭り（台風などの風害除けの祭り）と虫送り（農作物に付く害虫駆除を行い豊作祈願する祭り）であり、農村部における豊作祈願祭りであったが、城下町建設以降も善神王社の祭りとして残っていた。明治時代にこの地域の神社が合祀され岡神社となった際に、大祭として取り入れた

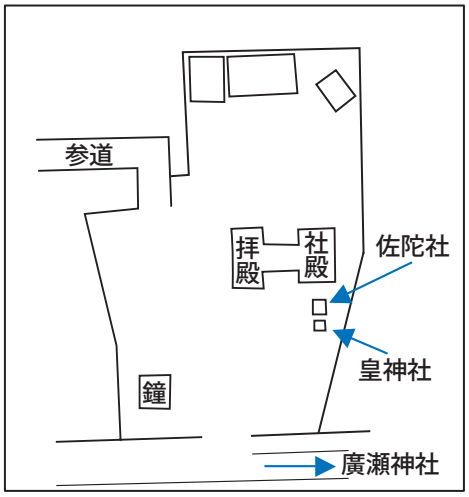

岡神社境内配置図

ものである。大正 12 年（1923）の「竹田小学同窓月報」によると、善神王様祭は「例年の通り九月十一日から二十一日まで十一日間岡神社で執行された」とあり、戦前は 11 日間行われていたようであるが、農業に関する祭りであったため、町家を氏子とする岡神社にはなじまなくなり、しだいに祭りの開催期間が短縮された。現在は 9 月 7 日の 1 日間の開催となっている。祭りは、総代と東部祭組合役員（氏子）らの参列者が、岡神社の神殿前に整然と整列し、宮司に合わせ参列者が二拝二拍手一拝を行い神事が始まる。次に宮司により祝詞とお祓いが行われる。お祓いでは参列者は神殿に向かい頭を垂れる。次に宮司が神殿から神輿（近年は榊になっている）に神を移す祝詞を唱える。榊に神が移り終えたら、まず宮司が玉串奉奠を行い、引き続き総代長、その後に参列者が玉串奉奠を行い、宮司に合わせ二拝二拍手一拝を行い、社殿での神事が終了する。神事の後、御仮屋へ神輿の御神幸が行われていたが、近年は榊を神輿に見立てて御仮屋まで総代らの手により運ばれ、御仮屋へ捧げられる。その後、御仮屋前に参列者が整列し、御着きの神事が宮司の祝詞により行われ、神が御仮屋に納まる。御仮屋には氏子により舞台を設けられており、神に神饌が奉納され、参列者は御神酒を給わり、神にささげる宴として、神楽の奉納や踊りなど芸能が行われる。この芸能見物に、城下町や周辺地域の人々が訪れ賑わいを見せる。夜になると御仮屋を見下ろす高台に小松明が灯され、城下町の宵のうちを優しく照らし、祭りに華やかさが加わる。

社殿での神事の様子

御仮屋での神事

神楽の奉納

小松明の様子

岡神社の周辺地域において実施される善神王様祭は、城下町で夏期に開催される最後の祭りである。本来、農村部の祭礼であった祭礼が、城下の建設とともに移り住んできた人々に受け入れられ、五穀豊穣と城下町の繁栄を祈願する祭礼として、城下町に定着していった。岡神社で行われる厳粛な神事の後、御霊を榊へ遷座させ、佐藤家住宅などの歴史的建造物が周囲にある町並みが見られる御仮屋へ移動し、祭りを賑わす神楽の調子と小松明の幽玄な灯りが城下町を幻想的に彩り、城下町にふさわしい歴史的風致を醸し出す。

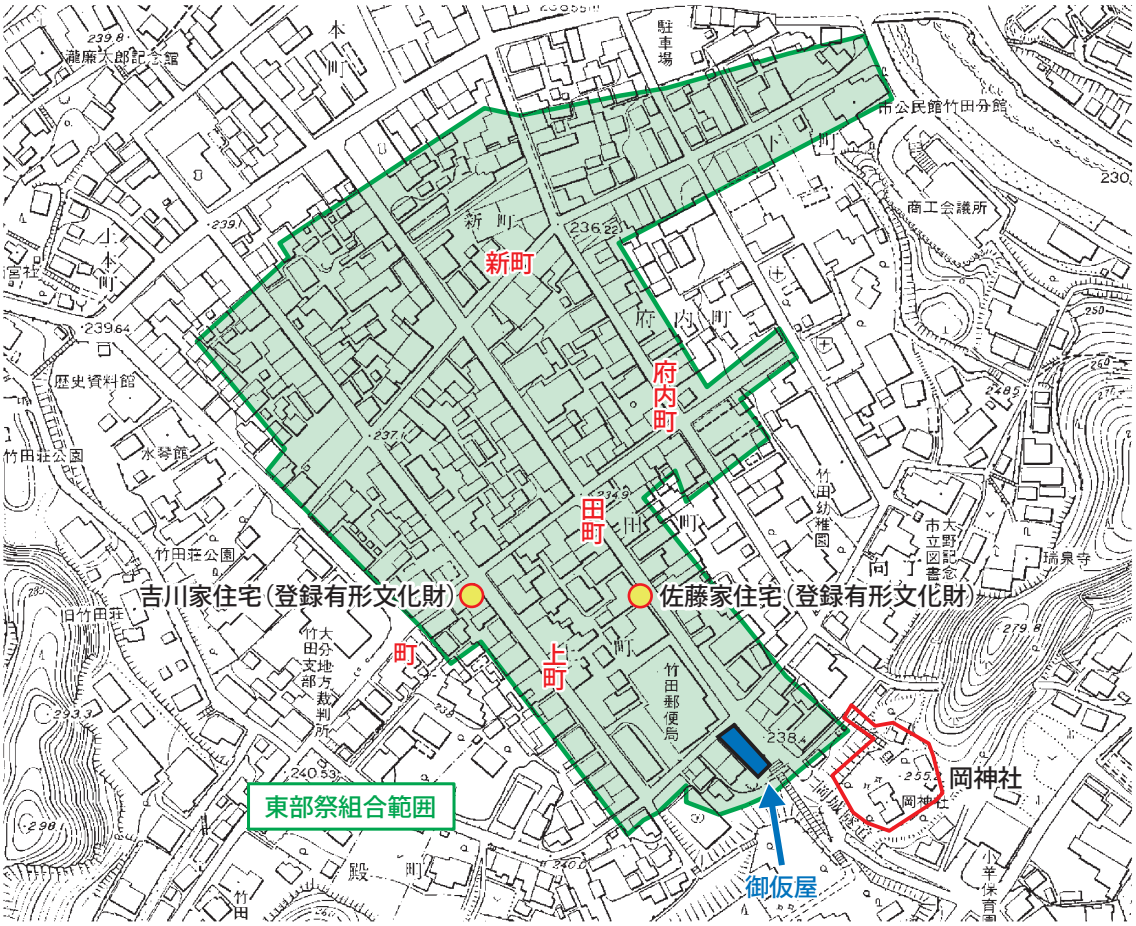

善神王様関連位置図

⑷　神明社の大祭にみる歴史的風致

岡藩による城下建設は現本町筋より東側の地域が整備され、古町は寛文４年 (1664) 城下町に組み込まれた新しい町である。城下に組み込まれる以前は、本町筋と古町の境に吉野池があり、この池を境として古町は在町として残され、吉野池の北側に城下の出入り口である構口が設けられていた。城下の発展に伴い吉野池が埋め立てられ、古町も城下へ組み込まれ、以後城下町の入り口として繁栄してきた。

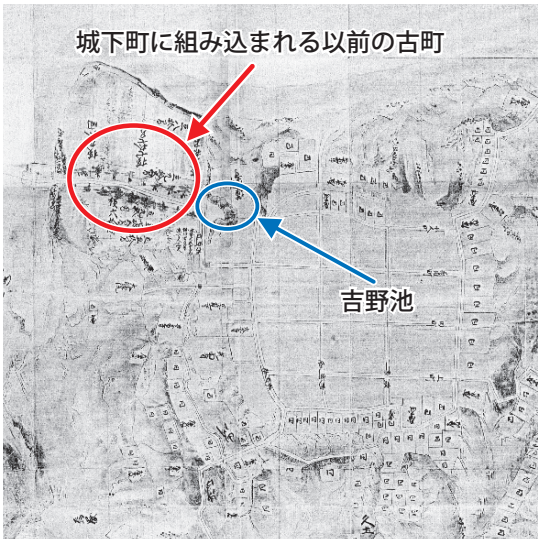

城下町絵図（寛文４年以前）

神明社は古町の中央部に鎮座する神社であり、天照大神と豊受比女命（とようけ ひめのみこと）が祀られており、大祭は５月１日～２日にかけて古町祭組合により行われる。「神明社由来」によると、原尻（豊後大野市緒方町）の伊勢神宮の分霊に竹田からの参詣者が多かったことから、文禄３年（1594）に原尻の伊勢神宮分霊を伊勢屋川口右衛門宅に奉安し神明社と称したのが始まりで、城下町の発展に伴い各町ごとに氏神を祀る機運が高まり、古町でも神明社を氏神と崇められるようになり、町内の人々により社殿が正覚寺小路の角に元文３年（1738）に造営された。また、寛保元年（1741）には岡藩６代藩主中川久忠の祈願所となり、神社地の課役が免除された。明治 10 年（1877）の西南戦争で社殿が焼失したが、翌年、正覚寺小路角から現在地に奉遷され社殿が再建された。社殿は本殿・拝殿からなり、本殿は一間四方の神明造銅板葺、拝殿は正面三間、側面二間、入母屋造瓦葺である。境内には八坂多賀・猿田彦社・住吉社・西宮社・天満社・稲荷社・春日社・琴平社の各社が祀られている。

神明社拝殿

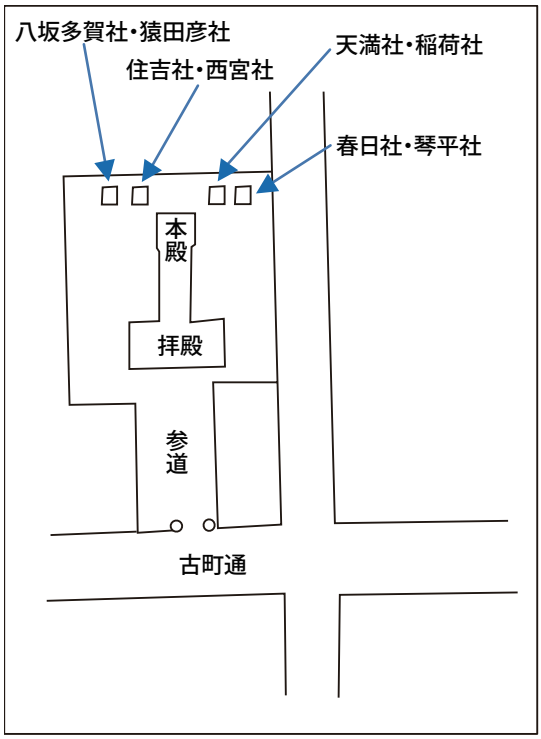

神明社境内図

神明社の大祭は、古町地区の氏神である神明社

に、古町地区の繁栄を祈念して行われる祭りで、5 月 1 日と 2 日の 2 日間にわたり執り行われる。初日の 5 月 1 日は、氏子により神明社の清掃や祭旗立など大祭の準備が行われた後、総代や祭組合員（氏子）が神明社へ集まり、宮司に合わせ参列者が二拝二拍手一拝を行い神事が始まる。次に宮司により祝詞とお祓いが行われる。次に宮司による玉串奉奠が行われ、総代・祭組合の代表による玉串奉奠が行われる。最後に宮司に合わせ参列者が二拝二拍手一拝を行い初日の祭典は終わる。

神明社社殿裏の社
（左：八坂多賀社・猿田彦社　右：住吉社・西宮社）

翌 2 日は、神楽の奉納や催し物が行われ賑わいを見せる。明治 41（1908）の竹田小学校同窓月報に「本月 1 日古町神明社にても祭典執行され有格社なれば奉幣使の参向あり、夜に入りては素人芝居軍談等有之候ひて古町辻も通行止の有様に候ふき」とあり、かつては芝居や軍談などの催しが行われ、古町の通りに通行止めとなるほどの人出で賑わっていた。祭りの期間に古町の住民が五目寿司を作って友人知人に振舞うことから、別名「寿司祭り」とも呼ばれている。寿司祭りの由来は、定かではないが一説には古町在住の料理人が、岡城の殿様に寿司を振舞ったところ、殿様が大変お気に入りになり喜んだ料理人が祭りで寿司を振舞ったことが由来とされている。

神明社の大祭の様子

神楽の奉納

寛文 4 年 (1664) 城下に組み込まれた古町は、南北に延びる古町通りを挟み町家が連なり、通りの中央部にある神明社は古町地区の氏神として古くから崇敬されてきた。古町の繁栄を祈念する大祭では氏子により厳かに神事が執り行われる。翌日は神楽や催しにより、周辺地域から多くの見物客が訪れ古町通は賑わいに包まれ、訪れた人々に寿司を振舞う。神明社の大祭は城下町の入り口として繁栄してきた古町地区の固有の歴史的風致を見ることができる。

寿司の振舞いの様子

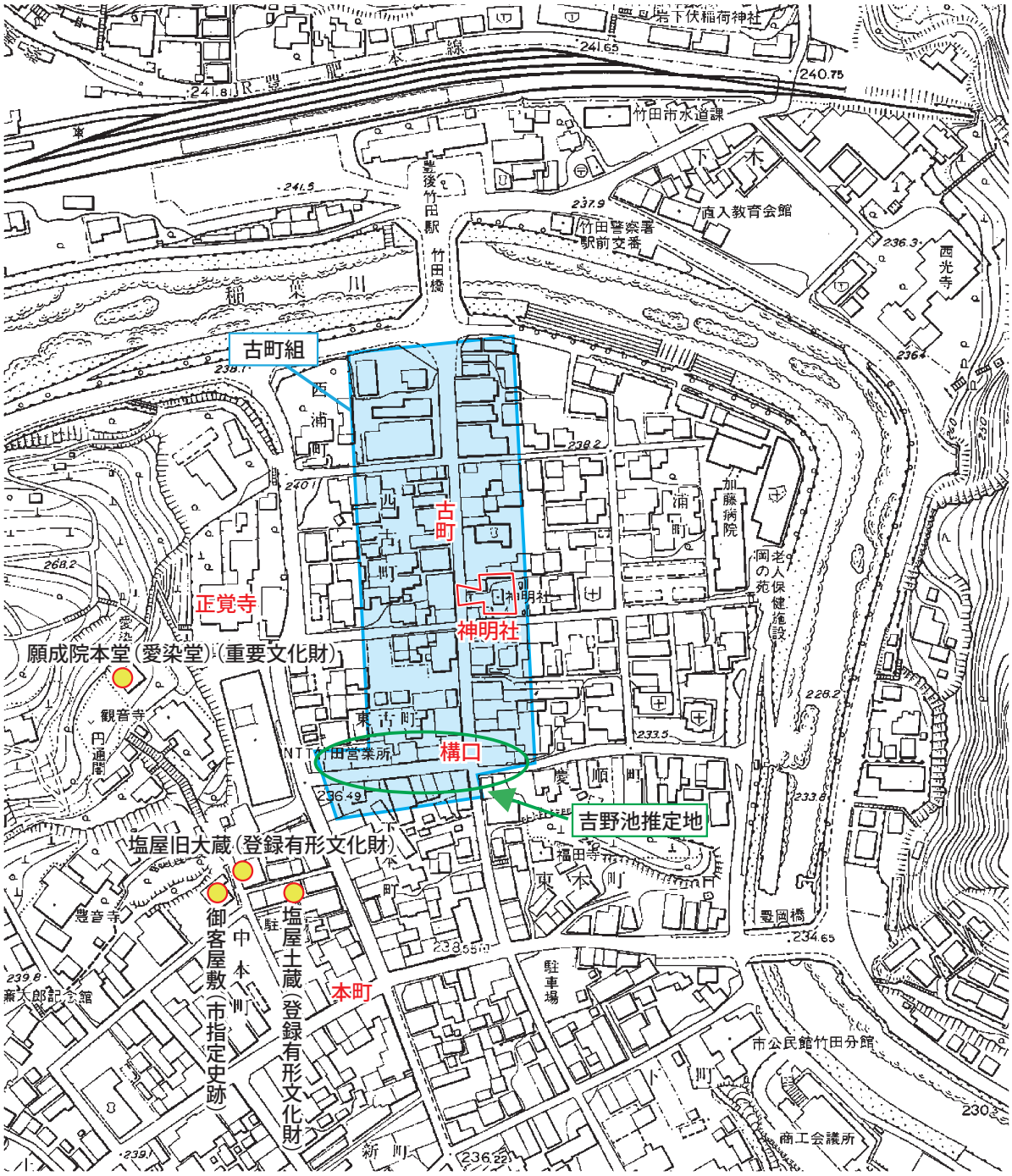

神明社の大祭関連位置図

(5)　城下町の恵比寿講にみる歴史的風致

城下町に見られる祭礼である恵比寿講は、城下内の町家を中心に、数件の家で組織された講組により、江戸時代から継続して行われている。

江戸時代の城下における町家は本町・上町等の「町」の集合体であり、その「町」はいくつかの「組」により構成されている、城下で暮らしを行う住民は「組」単位で葬式の手伝いを行うなどの共同で生活を維持していく仕組みが存在していた。恵比寿講もこの「組」単位で城下町の町家群全域に存在している。

下本町下組恵比寿講文書

下本町下組には嘉永７年（1854）からの恵比寿講の記録である「下本町下組恵比寿講文書」（市指定有形民俗文化財）が残されているほか、他の組でも明治・大正期の恵比寿講の記録が確認されている。これらの記録により江戸時代後期には城下町で恵比寿講が行われていたことをうかがい知ることができる。現在は 24 組の恵比寿講が確認されている。

また、恵比寿講が行われる町家には、歴史的な建造物が数多く残されている。下本町地区にある元治２年（1865）の棟札がある木造土蔵造の登録有形文化財塩屋土蔵（主屋・中蔵・古蔵）、田町地区には明治 12 年に建築された平入りの主屋と旧店舗兼主屋が、妻入の旧味噌蔵を挟んで並び、変化のある町並み景観をつくり、敷地後方には土蔵が配される登録有形文化財佐藤家住宅、上町地区には明治 11 年に造酒屋を営むために建てられた木造土蔵造の主屋・土蔵・木造倉庫３棟・中庭で構成される市内の町家を代表する建築物である登録有形文化財吉川家住宅があり、周辺において恵比寿講が執り行われている。

佐藤家住宅（登録有形文化財）

吉川家住宅（登録有形文化財）

恵比寿は漁業・漁師の神であるとともに商業・流通の神でもあり、この恵比寿を町場で祭ることは組を構成している商家の繁盛を願って始められたと同時に、共通の神である恵比寿を祭るという行為を通して、「組」の親睦を図るとともに、共同体としての意識を喚起し、相互に扶助し全体で繁栄していこうという願いも込められていたといえ、現在もなお、城下町で生活する人々が共同して生活を維持するしくみである講組が、恵比寿講をつうじて見ることができる。

恵比寿講は本来旧暦の２月３日に行われていたが、近年では２月下旬から３月上旬の土日に行われる組が多い。恵比寿講は、各講組により若干の違いはあるがほぼ同じような形態でとり行われる。平成 25 年に上本町組で行われた恵比寿講では、座前（講組の代表）が組の人々に回覧や掲示板により恵比寿講開催を呼びかける。祭礼当日は、前回の座前の家に講組の人々が集まり竹を立て、幕を引垂れ、しめ縄を張る等して祭壇を作り講の準備を行う。祭礼の時間になると前の座前の挨拶があり、神職を招き「お立ちの御神酒上げ」の神事を行う。神事では神職による祝詞が行われ、次に神職による玉串奉奠が行われ、前の座前から順に講組に所属する全家庭が玉串を奉奠する。神事が済むと、座前が先頭で恵比寿様を抱え、その後ろを講組の人々が続き、講組を一軒一軒廻る「町廻り」を行う。「町廻り」では笹を持ったり、「ドン・ドン」と太鼓を鳴らしながら行う組もある。講組内を廻り座前の家に到着すると、鯛や野菜などを備えた祭壇で神事を行う。その後座前の家で「直会」が行われるが、近年は集会所や料亭で行われることが多い。座前の家で１年間祀られた恵比寿様は翌年の恵比寿講において、次の座前の家に移す、この組内での持ち回りが本来の形であるが、近年は各家で恵比寿を祀ることが困難な状況が生まれた組もあり、別に社を設けたり、寺社に預けたりしている組も数組ある。

前年の座前の家での神事

町廻り

座前の家での神事

直会の様子

早春の城下町で恵比寿様を抱え、佐藤家住宅や吉川家住宅などの歴史的な建造物が立ち並ぶ城下町において静々と行われる恵比寿講の町廻りは、華やかさはないが昔ながらの町家と溶け込み、恵比寿講を通じて、「組」の親睦を図るとともに、共同体として全体で繁栄していこうという願いは、延々と継承されてきた地域住民の絆の証であり、城下町の繁栄を支えてきた町家の人々の住民活動の礎となるものであると言える。

上本町組の恵比寿像

上町中組の恵比寿像

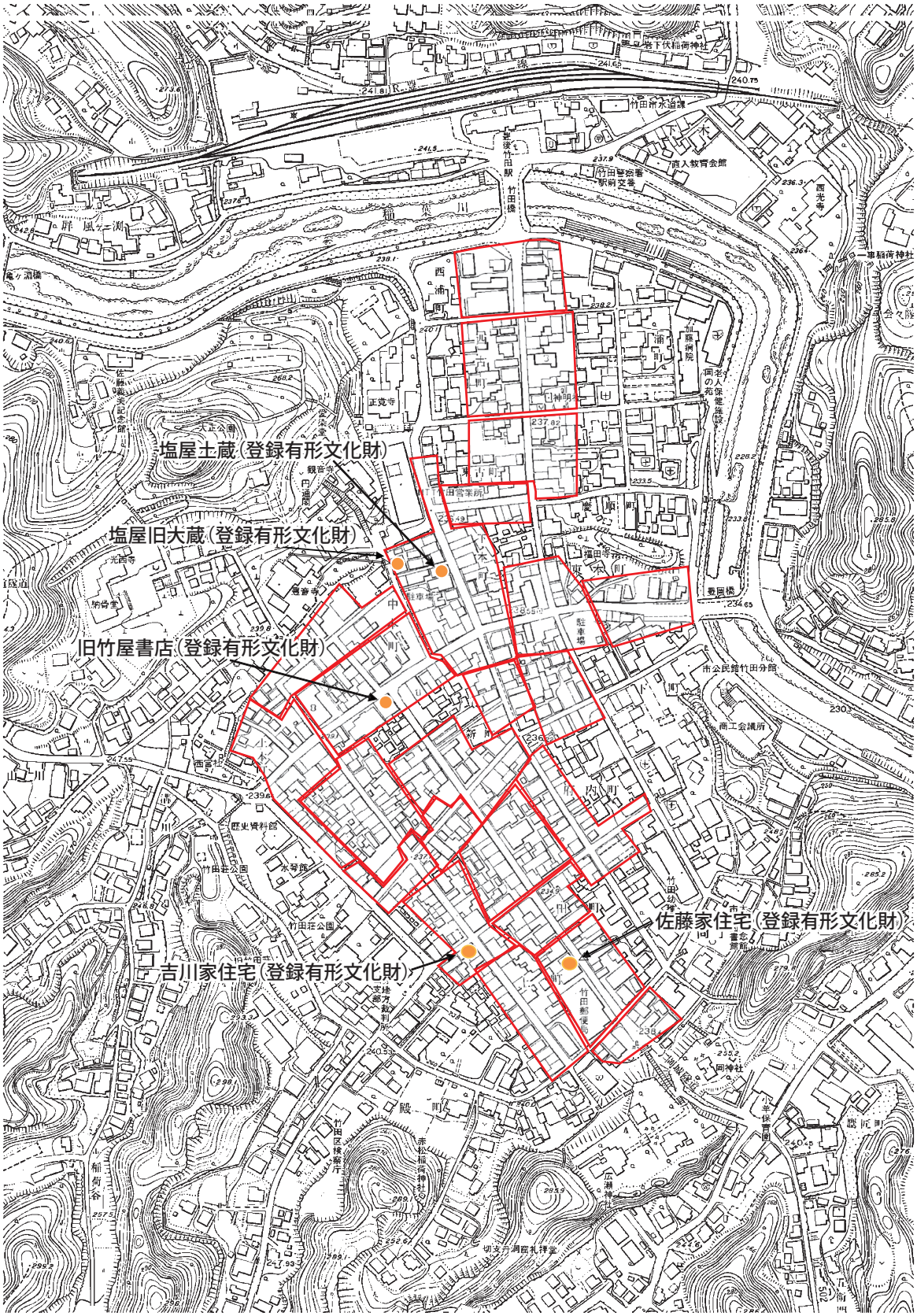
塩屋土蔵（登録有形文化財）
塩屋旧大蔵（登録有形文化財）
旧竹屋書店（登録有形文化財）
佐藤家住宅（登録有形文化財）
吉川家住宅（登録有形文化財）

城下町恵比寿講分布図

⑹　旧竹田荘と豊後南画の祖田能村竹田顕彰活動にみる歴史的風致

岡藩城下町は、江戸時代以降奥豊後における政治・経済・文化の中心地として栄えてきた。今もなお城下町建設当時の町割りで住民が生活をし、史跡旧竹田荘や重要文化財願成院本堂（愛染堂）をはじめとする歴史的な建造物が数多く残されている。また、田能村竹田・瀧廉太郎・廣瀬武夫・朝倉文夫・佐藤義美などの偉人を数多く輩出する土壌を培い、今なお当時の面影のままの町並みから歴史と文化を感じることができる。それらの偉人を顕彰する活動が市民により行われている。

田能村竹田像

田能村竹田（1777 ～ 1835）は、安永 6 年（1777）岡藩医田能村碩庵の次男として生まれ、天保 6 年（1835）大坂中島の岡藩蔵屋敷で没した。諱は孝憲、幼名を磯吉、通称は行蔵である。「竹田」は田能村家の居宅（竹田荘）が竹田村にあったことから付けた号である。竹田は幼少から学問に非凡な才能を示し、早くから藩校由学館に勤務した。22 歳の時には、幕府の内命により岡藩が編纂した地誌『豊後国志』の編纂員となり、師・唐橋君山の下で豊後各地の調査に従事した。唐橋没後は編纂実務の中心となり、『豊後国志』の幕府献本について江戸で幕府老中と最終折衝を行った。『豊後国志』編纂終了後の文化 2 年 (1805)、29 歳の時竹田は初めて上方に遊学し、浦上玉堂（うらかみぎょくどう）、岡田米山人（おかだべいさんじん）、村瀬栲亭（むらせこうてい）ら文人、儒者たちとの交流を通じて自分の詩学の力量に自信を深めた。また、この遊学中から自身の健康問題や詩学への情熱のため早期の隠居を希望するようになった。隠居希望は周囲の説得もあり容易にはかなえられなかったが、一子太一（如仙）の誕生・成長により、文化 10 年 (1813) 竹田 37 歳の時、隠居が藩に許可された。竹田は以後、ほぼ毎年上方を中心に諸方を旅して頼山陽（らいさんよう）、廣瀬淡窓（ひろせたんそう）、菅茶山（かんちゃざん）、青木木米（あおきもくべい）、末広雲華（すえひろうんげ）ら各地の文人たちと交流を深めた。特に頼山陽との親交は厚く、竹田の傑作「亦復一楽帖（またまたいちらくちょう）」「松巒古寺図（しょうらんこじず）」（いずれも重要文化財）に関連する挿話が遺されている。また、竹田の文人としての名声の高まりも文政元年 (1818) に山陽が竹田荘を訪問したことがきっかけであった。竹田は儒学者として出発し、茶道や香道にも通じたが、若年より文人の嗜みの一つである作画への関心はあった。

竹田の本格的な作画が始まるのは、最初の上方遊学から帰国した、竹田が 30 代のときからである。竹田の初期作品は花鳥図に優品が多いが、山水画は中国画の模倣の側面が強い。竹田が独自の画法を確立するのは、文政 9 ～ 10 年 (1826 ～ 27) の長崎旅行を契機としている。竹

田はこの旅行において、長年憧憬の対象であった中国の人や文物を直接見聞し、日本と中国の人、風土の差異を実感した。そうした経験を通じて竹田は以後日本的情趣に満ちた作品を遺し、我が国を代表する南画家の一人となった。また、竹田は画作だけでなく画の批評についても当時は評価の低かった浦上玉堂を評価するなど時代に先駆けた識見を持っていた。竹田の優れた批評眼による画論『山中人饒舌』『竹田荘師友画録』は、江戸時代絵画史を研究する上で現在も必読のものとなっている。このように実作者としても批評家としても優れた才能を持った竹田とその充実した南画作品の登場は、絵画の流派的展開の乏しかった豊後の画人たちに大きな影響を与えた。

旧竹田荘母屋

竹田の門下からは高橋草坪・帆足杏雨・田能村直入ら優れた力量を備えた画人が輩出されたことに加えて、多くの豊後の画人たちが南画作品を制作したことで、豊後は幕末から近代にかけて南画の一大中心地となった。特に竹田のお膝下とも言える城下町竹田からは、淵野桂僊・渡邊拈華・田近竹邨ら有名無名含めて多くの南画家が生まれた。これは城下町竹田の人々が、竹田の活動の影響を直接に受ける機会が多かったためと考えられる。竹田は諸方を旅したが、終生拠り所としたのは竹田荘であり、城下町竹田の人々であった。

旧竹田荘草際吟舎

また、竹田の生家でもあり、豊後南画の塾ともなった史跡旧竹田荘は、城下の上殿町の北面した高台の上にある。寛政元年（1789）の城下町大火の際、類焼を受け全焼し、翌寛政２年（1790）に母屋が再建された。１階を茶室、２階を書庫とした草際吟舎は文化３年（1806）、竹田の門人たちの塾である補拙蘆は文政９年（1826）に建てられたとされているが、草際吟舎・補拙蘆は明治年間に取り壊され、昭和７年に古図を基に再建されたものである。現在の旧竹田荘は通路から数段の自然石の石段を登ると屋敷地の入り口である冠木門がある、母屋は西向きに玄関を持つ２階建瓦葺の建物で、２階３室のうち10畳が竹田の書斎「対翠楼（雪月楼）」であったと伝えられる。母屋の裏に木造１階建瓦葺で切妻の屋根を持つ補拙蘆、木造土蔵造２階建で１階に茶室を持つ草際吟舎、池を

旧竹田荘補拙盧

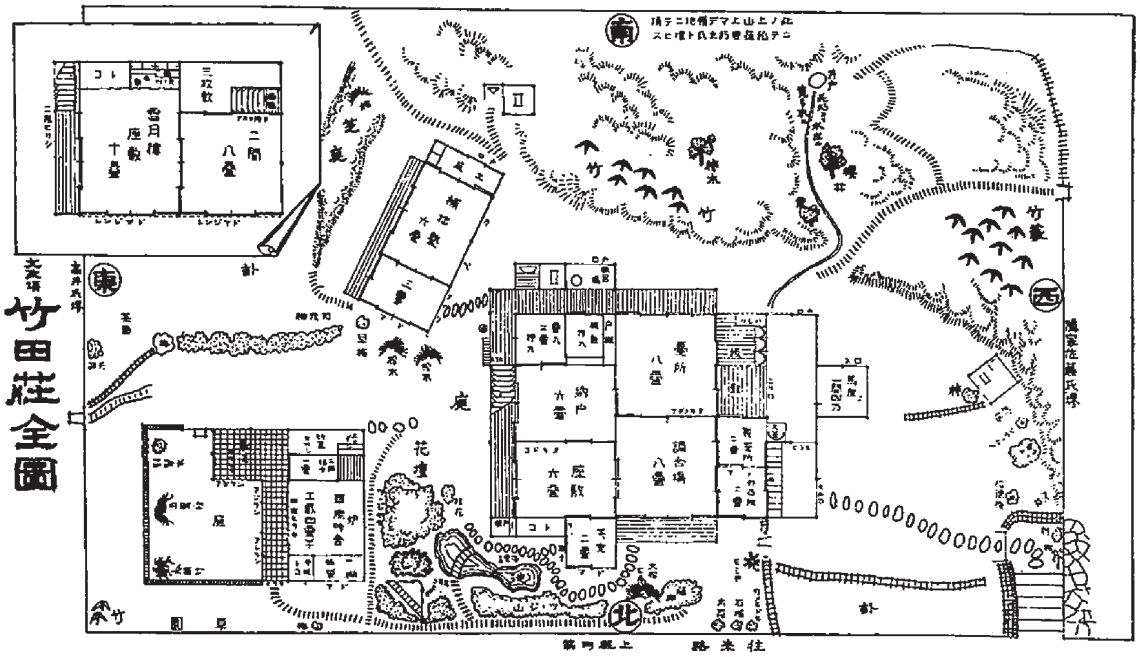

竹田荘全圓（竹田の嫡子、田能村如仙が描いたもの。三角停（損停）、補拙盧附帯便所は現存していない）

有する庭園に筆塚があり「兀たる石、以って汝の恩の証を記す」と竹田の手で書かれている。旧竹田荘西側には竹田会により建設された木造入母屋造の内部に竹田を祀る祭壇及び茶室を有する画聖堂がある。また、旧竹田荘の西にある胡麻生峠には、田能村竹田の遺髪を納めた田能村竹田の墓が存在する。

画聖堂

田能村竹田の墓

竹田が活動した 19 世紀、城下町竹田では漢詩や中国から新しく入ってきた絵画を巡り身分を超えた交流が生まれていた。竹田はそうした環境の中で、地元の人々と詩や絵について議論を交わし、また地元の人々は竹田から最先端の文化的知識を得るなど、双方が刺激を与えあっていたと考えられる。「竹田奇聞」によると、城下町竹田における漢詩や書画を語らう場として「水石会」が設けられ、そこから田能村竹田を顕彰する会である「竹田会」（大正 10 年頃）へ発展したと記されていることから、少なくとも大正 10 年頃には竹田の顕彰活動が行われていたことがわかる。「竹田会」は明治維新後田能村家の手を離れ、荒廃していた竹田荘を買い取り、竹田町 (現竹田市) に移管するという史跡整備の走りと

田能村竹田百年を記念し竹田駅に作られたアーチ

もいえる活動を行っていることは注目される。

「竹田会」は昭和 59 年（1984）の「田能村竹田 150 年祭」に際し、発展解消され「財団法人田能村竹田顕彰会」が設立された。その活動は「竹田会」の活動も含め、毎年行う竹田先生年祭に加え、これまでに「田能村竹田 100 年祭」での画聖堂の建設（昭和 9 年）、「田能村竹田 150 年祭」等の区切りの年には地域をあげての祭典を行ってきた。毎年行われる竹田先生年祭は 11 月 1 日～ 3 日の 3 日間行われ、11 月 1 日は、田能村竹田の墓において竹田墓前祭を行う。墓前祭では、顕彰会の役員や関係者が参列し、まず市内のお寺の住職によるお経が行われ、顕彰会理事長から順に焼香が行われ厳粛な雰囲気の中で田能村竹田の冥福を祈る儀式が行われる。2 日は、史跡旧竹田荘において茶会が催される。茶会は、旧竹田荘母屋にて濃茶、草際吟舎にて煎茶、画聖堂前の庭にて野点が行われ、訪れた人々に茶が振る舞われる。この茶会は翌 3 日も開催される。3 日は、画聖堂において献茶式が行われる。献茶式では、画聖堂内の祭壇前で煎茶と濃茶が同時に点てられ、茶の湯に造詣の深かった田能村竹田像に捧げられる。その後、市内のお寺の住職による法要が営まれ、顕彰会理事長の挨拶で献茶式が終了する。他に竹田先生年祭では田能村竹田や弟子たちの作品を展示する遺墨展も 3 日間画聖堂で開催される。また、10 年毎や 50 年・100 年の節目に行われる年祭では、田能村竹田に関する出版物を発行するなど田能村竹田顕彰活動を続けているほか、近年には「まちかど南画館」として城下町内の各所にて田能村竹田の作品を紹介している。また、竹田文化会館を会場として「田能村竹田先生を偲ぶ美術祭」（昭和 23 年～）を竹田市と共催し市内外の児童・生徒へ田能村竹田の偉業を伝え、次代の田能村竹田を育てる活動も行っている。

墓前祭の様子

茶　会

献茶会

田能村竹田先生を偲ぶ美術祭

その他に、竹田商工会議所青年部が昭和 49 年～平成 16 年の 30 年に渡り、田能村竹田の作品を中心に南画作品を紹介する展覧会「文人書画展」を開催し、その時制作された図録は豊後南画作品の貴重な資料集となっている。また、昭和 56 年（1981）には伝統的文化的都市事業の一環として、竹田荘の膝下に竹田市立歴史資料館が開館した。資料館では開館以来、田能村竹田、南画作品を主要研究テーマとし、常設展では収蔵する竹田他の南画作品を紹介し、年に１回研究成果を反映した特別展を開催している。また、稲葉川沿いに並べられた田能村竹田作品の陶板展示の起点となる稲葉川やすらぎ公園は文化 8 年（1811）に起こった四原一揆時に城下町へ乱入しようとした一揆勢が集結した山手河原と呼ばれる場所であり、田能村竹田はこの一揆に対し、百姓の要求を聞き届けるべきと建言書を差出し、藩政への意見を上申したと言われています。

竹田作品の陶板碑のある稲葉川やすらぎ公園

また、竹田荘周辺には竹田荘公園が作られ、田能村竹田の弟子である田能村直入の顕彰碑などが置かれており、市民が普段のくらしの中で先人の残した偉業に触れることができる。

竹田荘公園

竹田市には、田能村竹田、瀧廉太郎、廣瀬武夫など数多くの偉人を生み出しており、市内ではこの先人たちを顕彰する団体が組織されて盛んに活動が行われている。その中でも田能村竹田の顕彰活動は、明治初期の「水石会」の誕生以来、「竹田会」「田能村竹田顕彰会」と名前を変え、近年では、「南画の里づくりをすすめる会」の市民団体も組織されるなど、現在も続けられている。

老若男女を問わず多くの市民が竹田の冥福を祈りつつ、茶会や美術祭など竹田の残した偉業に触れることで、旧竹田荘をはじめ城下町全体が、主客一体となった風流な雰囲気に包まれている。

No.	名　　称
①	旧竹田荘
②	田能村竹田の墓
③	画聖堂
④	竹田市立歴史資料館
⑤	田能村直入生誕の地
⑥	まちかど南画館
⑦	田能村竹田銅像
⑧	田能村竹田顕彰碑
⑨	田能村竹田作品陶板展示（やすらぎ公園から豊岡橋）
⑩	竹田荘公園

田能村竹田顕彰活動関係位置図

⑺　久住高原の野焼きにみる歴史的風致

竹田市の北部（久住地区・直入地区）は久住連山の裾に広がる高原地帯である。江戸時代には豊後と肥後を結ぶ肥後街道、竹田と日田を結ぶ日田往還が交差する交通の要衝として栄えており、この街道は現在でも主要な道路として利用されている。また、久住連山を源とする湧水や温泉が各所に湧出ており江戸時代以降湯治場として利用されている。久住高原は久住連山南麓の裾野に広がる標高 600m ～ 1,000m の高原であり、阿蘇くじゅう国立公園に含まれる。久住高原は黒色火山灰土におおわれており、ネザサ・ススキ・ワラビなどの自然草が植生し、長い年月の間、牛馬の放牧や採草の為に、野焼きを行い、草原の景観を維持してきた人為的草原である。これらの草原は入会権のある採草放牧地であり、古来から「むら（現牧野組合）」が管理してきた土地である。

久住高原の草原

放牧の様子

県農水研究指導センター（産肉検定牛舎）

久住高原の歴史は古く、鎌倉時代に源頼朝が梶原景高・仁田忠常等を阿蘇神社に使わし宮司から巻狩りの作法を学ばせ、その先導で久住山の裾野で巻狩りを行った場所であり、また古来より馬飼育が盛んに行われ、江戸時代になると農耕・運搬用の牛馬の飼育が盛んとなった。久住手永文書（くじゅうてながもんじょ）の「文政 12 年天保 2 年卯年日記」によると放馬について連絡を取合う記述や、野方焼方（野焼き）の日限について連絡を取合う記述が見られることから、江戸時代には牛馬の飼育や野焼きが行われていたことがわかる。

明治時代以降は、使役用のみでなく食用とし牛の需要が増え、草原は畜産飼料の供給源、また放牧地として人々の生活を支えてきた。特に、大分県種畜場（現大分県農林水産研究指導センター畜産研究部）が設立されて以降、県内の畜産を代表する地域となっている。大分県農林水産研究指導センター畜産研究部は　明治 39 年に県種畜場として、久住高原に設立され、家畜の改良・繁殖・飼養管理・人工授精・大分県に適した放草の選定など、畜産全般にわたる技術開発や普及を行っている。センター内の建造物に木造倉庫（昭和 7 年）、木造 1 階建の旧水車舎（昭和 21 年）、木造 2 階建の産肉検定牛舎（昭和 27 年）、木造 2 階建の種雄牛舎 2 棟（昭

和 39・40 年）が現存している。

草原は、繁殖雌牛を草地に放し飼いにする放牧や冬季の飼料の為の干し草の原料となることから、久住高原では古来より野焼きを行うことにより木々の繁茂を防ぎ、焼灰が肥料となり良好な草原の維持をおこなっている。

防火帯（ワチギリ）

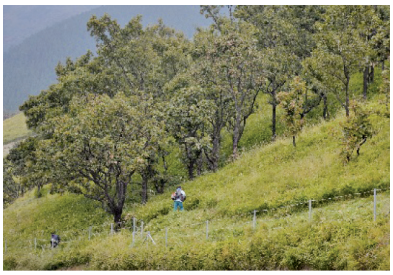
ワチギリを行う牧野組合員

防火帯（写真左手の林の前に堀を作り防火帯としている）

野焼きの手順は、8 月下旬から 9 月上旬にワチギリと呼ばれる防火帯を刈り込む作業が行われ、ワチギリ後、刈り取った草が乾いた頃に刈り取った草を焼くワチヤキを行い防火帯（堀を掘った防火帯もある）が完成する。この作業により、野焼きによる延焼を防ぐことができる。

野焼きに参加する、牧野組合員・地元消防団員等の集合の様子

翌年の 3 月上旬に草原に牧野組合員が火入れを行う。火入れは早朝から行われる。高い場所もしくは風上側から行い、逐次下がりながら火がつけられ、火がつけられると風にあおられ炎は数 m の高さに達し、牧野組合・地元の消防団員・ボランティアの人々が火の番にあたり延焼を防ぐ。あらかじめ決められた消火地点まで燃やすと消火作業が行われる。消火は重要な作業であり、檜や杉の枝を材料とした「火消棒」「火打ち棒」などを用いて参加者全員で消火するが、近年ではジェットシューターなども使われている。野焼き後の草原は、一面黒一色に姿を変え、4 月になると草原に牧草の新芽が生え、5 月頃から 11 月頃まで放牧や採草を行い 3 月になるとまた野焼きを行う。この繰り返しが草原景観を維

火入れの様子

久住高原の野焼き

持してきたのである。

久住高原は古来より牛馬の飼育が行われてきた場所であり、牛馬の飼育に必要な草地の確保のため野焼きが行われてきた。現在見ることができる広大な草地は長い年月をかけ、高原に住む人々の営みと久住高原の大自然の共生により造られたものであり、これらの草地は現在も放牧や採草地として使用されているだけでなく、市を代表する景観として雄大な久住高原を訪れる人々に四季折々の顔を見せてくれる。

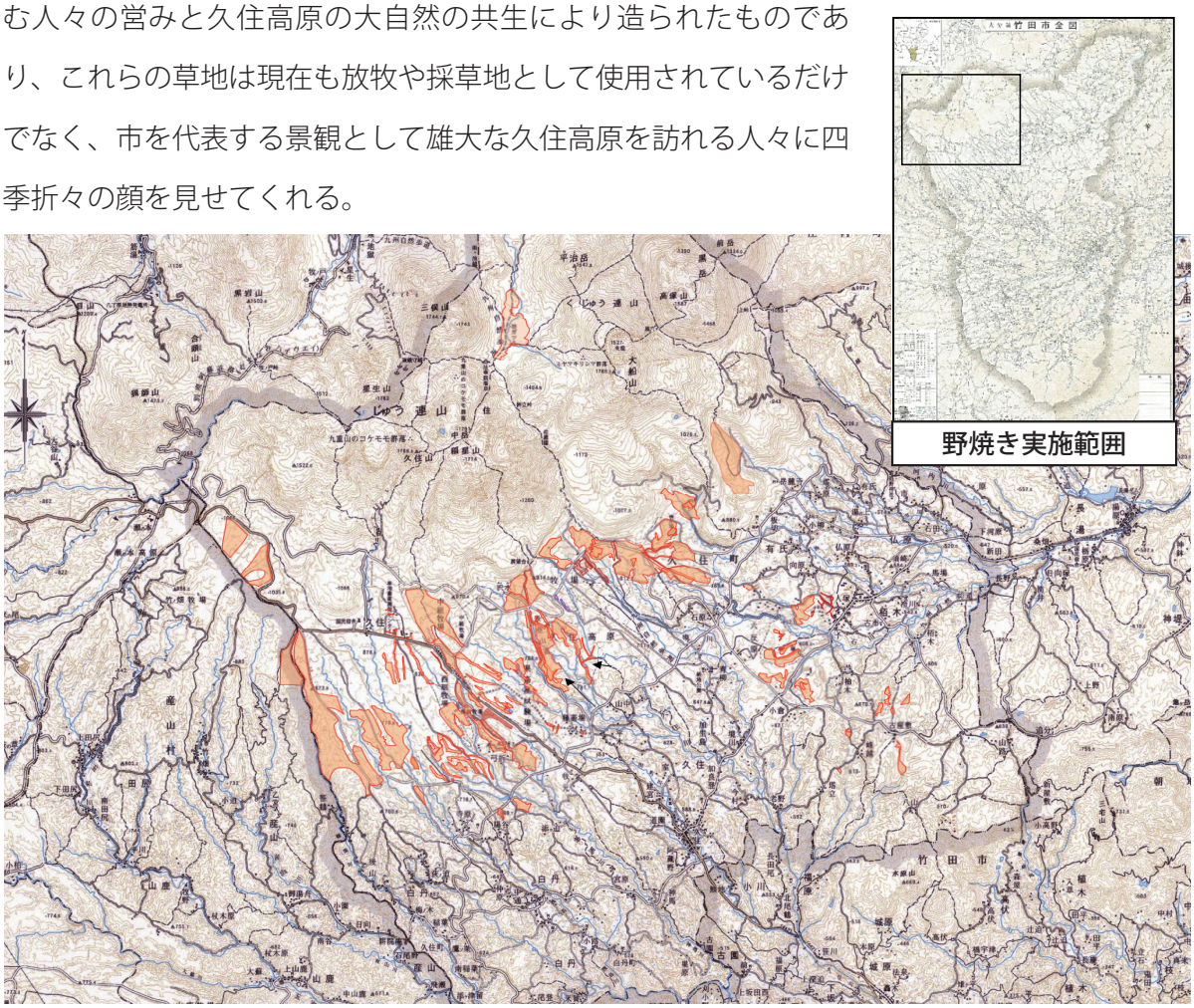

野焼き実施範囲

⑻　久住神社の久住夏越祭にみる歴史的風致

久住地域は、豊後と肥後を結ぶ肥後街道、竹田と日田を結ぶ日田往還が交差する交通の要衝であり久住は宿場町として栄え、また江戸時代を通じ肥後藩の代官所が置かれ、久住・小国（熊本県小国地域）地域支配の拠点となった。この久住に鎮座する久住神社の神輿が建宮神社へ御神幸する祭りである久住夏越祭が８月に開催され、周辺地域から多くの見物客が訪れ賑わいを見せる。

久住神社の由緒は大化２年（646）にこの地に夜ごと稲光に似た光が流れるようになり、大空から一片の白旗が降りてきた。白旗の上に白鷺が現れ「この旗は紀州亀山神社のご神霊である・・・・。」とかたり、翌朝そこへ行ってみると丸い石が見つかった。ただちに神殿を建てるべきと話し合い建てられたのが建宮神社である。その後、建宮から白鷺が飛び立って杉小野の柿の木に舞い降りた、これを見た村人は建宮の祭神が御飛びになったと考え、杉小野に御遷座したいのであろうと、推測し御神殿を建立した。これが久住神社であり、建宮神社を元宮、久住神社を新宮とも呼んでいる。天正 14 年の豊薩戦争で荒廃していたが、肥後藩主加藤清正により再建され、以後久住手長の一円の氏神として崇拝されている。久住神社の社殿は拝殿・申殿・本殿からなり、拝殿は桁行六間、梁行二間、入母屋造の大型拝殿、申殿は正面三間、側面三間、入母屋造、本殿は三間社流造、銅板葺である。久住神社のこの地への創建が寛文６年（1666）であることからこの時期の建立と考えられる。建宮神社については明治時代以前の建立と考えられる。社殿は拝殿・本殿からなり、拝殿は桁行五間、梁行二間、入母屋造、本殿は三間社流造、銅板葺である。

久住神社

建宮神社

久住夏越祭は、古来から農作物を風や台風の被害から守るための祭りである

久住夏越祭りの神輿御神幸

「風除け祭り」であったとされ、元禄 13 年（1699）に御神幸が行われた事が始まりとされるが、「後年記」（文久元年：1860）に久住夏越祭の賑わいについての記述があることから少なくとも江戸時代後期には祭りが開催されていたことがわかる。

江戸時代の久住地域は、肥後藩の地方支配組織である久住手永（竹田市久住地域・阿蘇市波野・阿蘇郡産山村）に所属し、手長支配の中心になる手長会所が久住に置かれていた。手長会所の長官は惣庄屋が努めた。久住夏越祭は久住会夜が一切を差配し、久住手永の各町村の庄屋はもれなく参列することが決められており、肥後藩による庇護を受けてきた。夏越祭で巡行される「本山車」も肥後藩主細川公が、祭りを賑やかにするために、始めさせたのが始まりとされている。

子ども山車の巡行

久住夏越祭は前夜祭と 2 日間の祭典で行われていたが、近年は前夜祭と 1 日の祭典に短縮している。本山車については事前に神社総代から作成要請を受け決定する。前夜祭では町（新町・田向町・本町・下町）の氏子が子供山車を造り、子供たちが車を引き、笛や太鼓などでお囃子を鳴らしながら町内を巡行する。夜半に 4 町の氏子が集まり鐘や太鼓を鳴らしながら町内を廻る「夜渡太鼓」を行う。「夜渡太鼓」では、山車の巡行ルートを廻り最後に久住神社社殿の周りを 2 周し社殿を参拝する。翌朝、4 町の氏子（新町・田向町・本町・下町）が「本山車」造りを始める。この山車の特徴は、各町がそれぞれ演題を決め、背景を各家庭の日用品や自然の草花等を材料とした見立て細工で山車の飾り、人を人形に見立てた生人形を乗せる。演題は、偉人や英雄や物語の主人公であったり、世相を反映した」演題であったりする。山車は夕刻までに山車を造り上げる。

夜渡太鼓

久住神社では総代、各町の役員、獅子舞楽員等が参列し、神事が行われる。神事では、祝詞・総代や役員による玉串奉奠・建宮獅子舞のお祓いが厳かに執り行われる。神事の後、杉小野

本山車作成の様子

地区の氏子により、神の出現を乞うて舞う幣神楽（ヒーカグラ）、建宮地区の氏子による建宮獅子舞の御起舞、神輿の御発ちが行われる。御発ちは、神面をつけた２体の御先荒神と建宮獅子舞が神輿を先導し、獅子舞が各家に舞込を行いながら各町を廻り建宮神社へ御神幸を行う。本来は、建宮神社で納めを行い神輿が一泊していたが、現在は、その日の午後に建宮神社を神輿が発ち町内を御神幸し久住神社へ帰る。

日没後、花火の合図で、本山車４台による曳山車行事（市指定無形民俗文化財）が行われる。本山車が巡行する道筋の両側には祭り提灯の灯りと多くの露店が立ち並び、久住町内外から多くの見物客が訪れ賑わいを見せる中、山囃子の笛・太鼓・鐘の調子に合わせて「ヤーマヤレ、元気出させ」の掛け声に合いの手を入れながら、賑やかにゆっくりと町内を練り歩く。祭典が２日間行われていた頃は、２日目に前日作った山車の台だけ残し作り替えた俄山車を２日目の夜披露していた。翌朝、本山車は土台を残し解体される。

久住地域は、江戸時代の肥後藩の久住手永と呼ばれた地域の中心地であり、豊後と肥後を繋ぐ宿場町として栄えてきた。久住夏越祭は、農村地域の「風除け祭り」であるが、農業を営む人々の平穏無事を祈念することは、商業を営む人々の平穏無事に繋がることから、農商一致した祭りとして、継承されてきた久住町を代表する祭りである。江戸時代から神輿神幸や曳山行事には周辺の農業地域から多くの見物客の訪れ、商業地域に住む人々が曳く山車の「ヤーマヤレ、元気出せ」の掛け声と山車囃子の音色が、高原の町久住に夏の訪れをつげる風物詩となっている。

神事（総代・各町役員）

神事（建宮獅子舞楽員）

弊神楽

建宮獅子舞御起舞

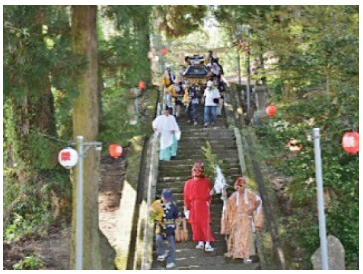
神輿御発ち

本山車巡行（曳山行事）

神輿御神幸

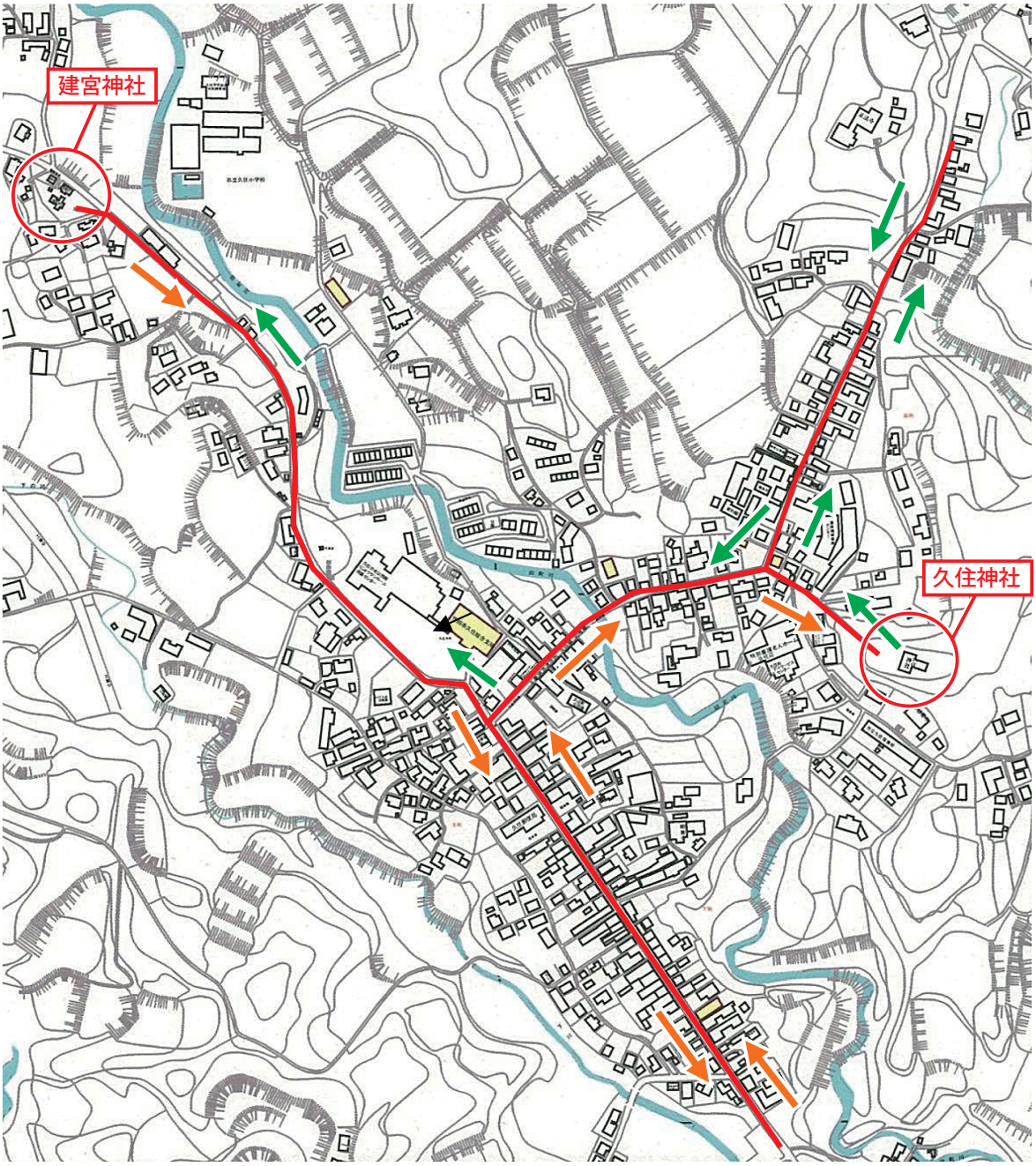

久住神社→建宮神社

建宮神社→久住神社

久住夏越祭御神幸ルート図

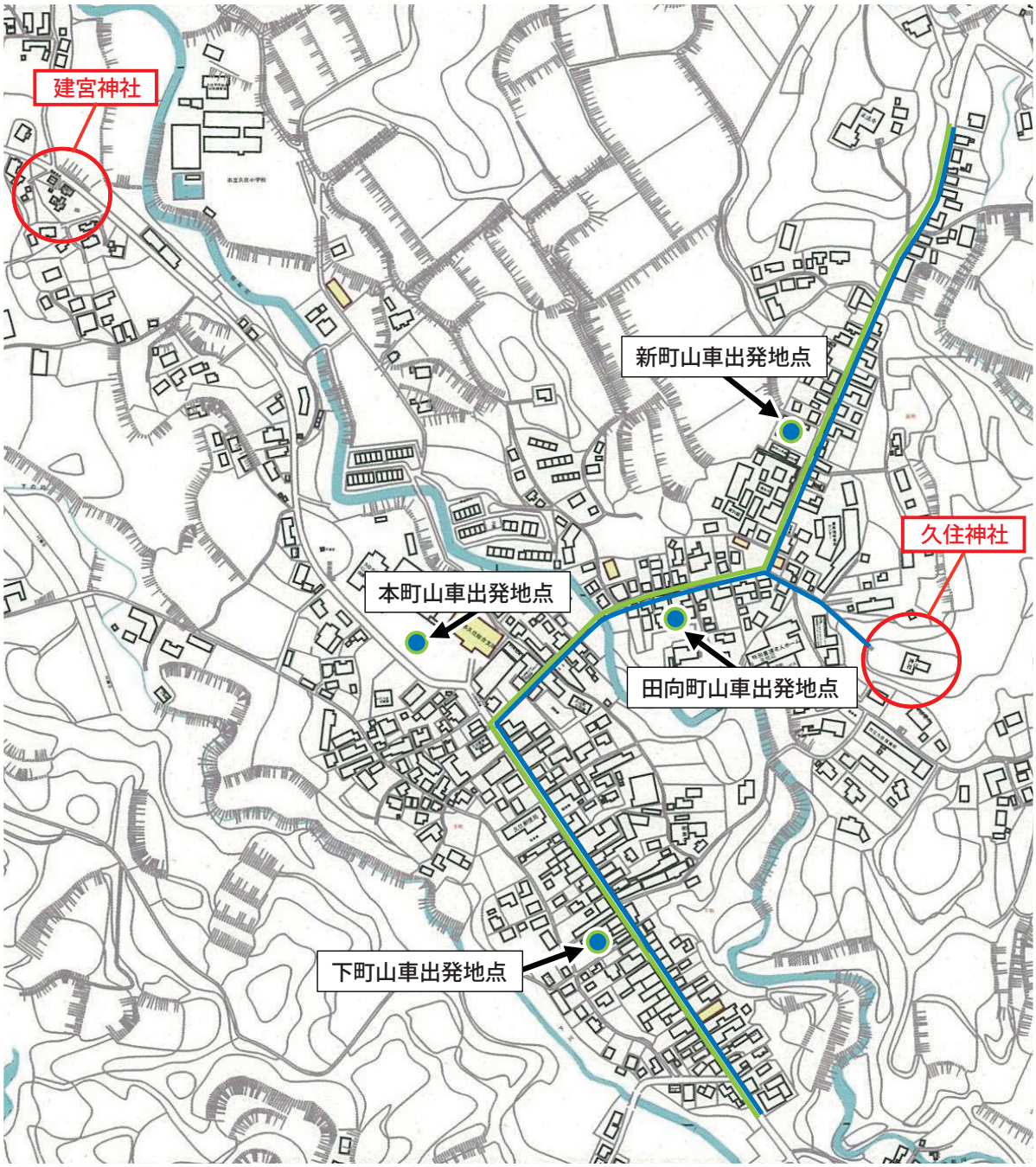

山車巡行ルート（各町を出発しルート内を廻る）
夜渡太鼓巡行ルート（各町を出発し久住神社まで巡行）

久住夏越祭関連位置図

(9)　宮処野神社の神保会行事にみる歴史的風致

宮処野神社の神保会行事が行われる宮処野神社は竹田市北部の竹田市久住町有氏に位置する。この地域は、大船山麓に広がる高原地帯で、古代から朽網郷の中心地として栄えた。江戸時代には七里田温泉に藩の御茶屋が建設され、3 代藩主中川久清は大船山に登り軍事訓練を行い、その墓所も大船山の中腹に造られている。都野地区に鎮座する宮処野神社は景行天皇と嵯峨天皇を祀る神社で、10 月に神保会行事（県選択無形民俗文化財）が行われる。

田園風景広がる宮処野神社周辺

神保会行事が行われる宮処野神社は、景行天皇の行宮跡に天皇をお祀りしたことに始まると伝えられている。その後、平安時代に直入擬大領の女が嵯峨天皇の采女となり、上皇崩御の後、故郷来田見に帰り剃髪し尼となり、恩腸の品を埋めて日夜ご供養をした。この様子を兄が見て哀れみ景行宮の傍らに嵯峨の宮を造営し「嵯峨宮様」と呼ばれ永くこの地方の人々に崇敬され、明治時代になって宮処野神社と改称された。社殿は楼門・拝殿・本殿からなり、楼門は三間一戸の入母屋造、拝殿は桁行三間、梁行三間、入母屋造銅板葺、本殿は三間社流造、銅板葺である。建立年代については明治期以前の建立であると考えられる。

宮処野神社拝殿

宮処野神社の秋季大祭である神保会は、「豊後国志（享和 3 年完成：1803）」の嵯峨明神祠の記述に「建久以来、大友氏世奉祭す。毎歳十月に神馬一疋を供え、朽網氏をして其の事を掌らしむ。名づけて神保会と日う。」とあり、これが今日の神保会行事の基となった。今日の神保会行事は 3 基の御輿と 3 組の獅子組、2 組の白熊組で構成される神幸行列が中心の祭礼であり、豊後国志に記述される神保会から変化した祭礼となっている。「弘治三年十月吉日」（1557）の墨書銘のある獅子舞が宮処野神社社殿内から発見されたと大分県無形民俗資料選擇申請書に記されていることから室町時代末期にすでに獅子舞が行われていたと考えられる。また、現在の神幸行列を構成する仏原獅子舞が安政 4 年（1857）、下河原獅子舞が安政 3 年（1856）、有氏組白熊が文政 12 年（1829）に

引治三年の銘のある獅子頭

仏原獅子舞伝書（安政 4 年）

舞の伝授を受けた伝書が残されており、室町時代末から江戸時代末には、今日の形に近い神保会行事が成立していたと言える。神保会は求婚の場でもあったことから別名「かたげ市」の名でも親しまれ、参道には祭礼市がたって賑わい、神社付近の集落を「市」と呼んでいることからも古くから祭の賑わいがあったことがわかる。

神保会行事は、神社総代が参列し神殿にて神事が行われる。神事では、神職による祝詞があり、総代長から順に玉串奉奠を行い、その後神輿へ神を遷座する祝詞が行われる。神事終了後、各獅子舞により、祭が始まることを告げる音入れ（舞調子）が行われ、神輿を担ぐ氏子・神楽・獅子舞・白熊の楽員が片膝を立て参列し本宮神殿横において神職によるお祓いの神事が行われる。お祓いの神事では、神職が五色紙と米を氏子らの頭上に振りかける。すべての神事終了後、神楽の奉納･獅子舞と白熊の起しが行われ、神輿が御発ちする。神輿の御神幸は神幸行列を組み行われる。神幸行列は猿田彦を先導に獅子舞３組（仏原獅子舞・下河原獅子舞・桑畑獅子舞）、白熊（有氏白熊・吉野流白熊）２組、花笠、御輿３基（市・石田・柚柑子の氏子が担ぐ）の順で隊列を組み、本宮から下宮まで、のどかな田園風景が広がる御神幸ルートを神輿が御下りを行う。下宮に到着後、獅子舞・白熊の納め後に神事・神楽の奉納が行われる。本来は下宮で１泊し、翌日本宮へ御帰りを行っていたが、現在はその日の内に本宮への御帰りを行う。御帰りでは、途中にある鳥居で獅子舞の鳥居舞と白熊の鳥居越しが行われるほか、神楽・獅子舞・白熊によ

お祓いの神事

神幸行列の様子

仏原獅子舞

下河原獅子舞

桑畑獅子舞

有氏組白熊

宮処野神社吉野流白熊

宮処野神社神楽

る各地域への舞込みが行われる。神輿の本宮到着の時刻になると、本宮参道には、かつては祭礼市が立ち、蜜柑・焼魚・素麺の店や芝居・見世物等が出て大変な賑わいをみせていた。現在でも参道には多くの露店が立ち並び、氏子や周辺地域の人々が数多く参拝に訪れ賑わいを見せる。本宮にて神楽の奉納や獅子舞・白熊の納めが行われた後、神事を行い祭が終わる。

宮処野神社周辺は、日頃はのどかな田園風景が広がるが、祭当日は、氏子により奉納された大幟が沿道に建ち、社殿周辺や参道に多くの参拝者が立ち並ぶ。また、神楽や獅子舞の調子や白熊の唄声による賑わいの中を華やかな御神幸行列が整然とした姿で進んで行く。それは、中世期に「朽網」と呼ばれていた頃の繁栄の様子を今でも物語っている。

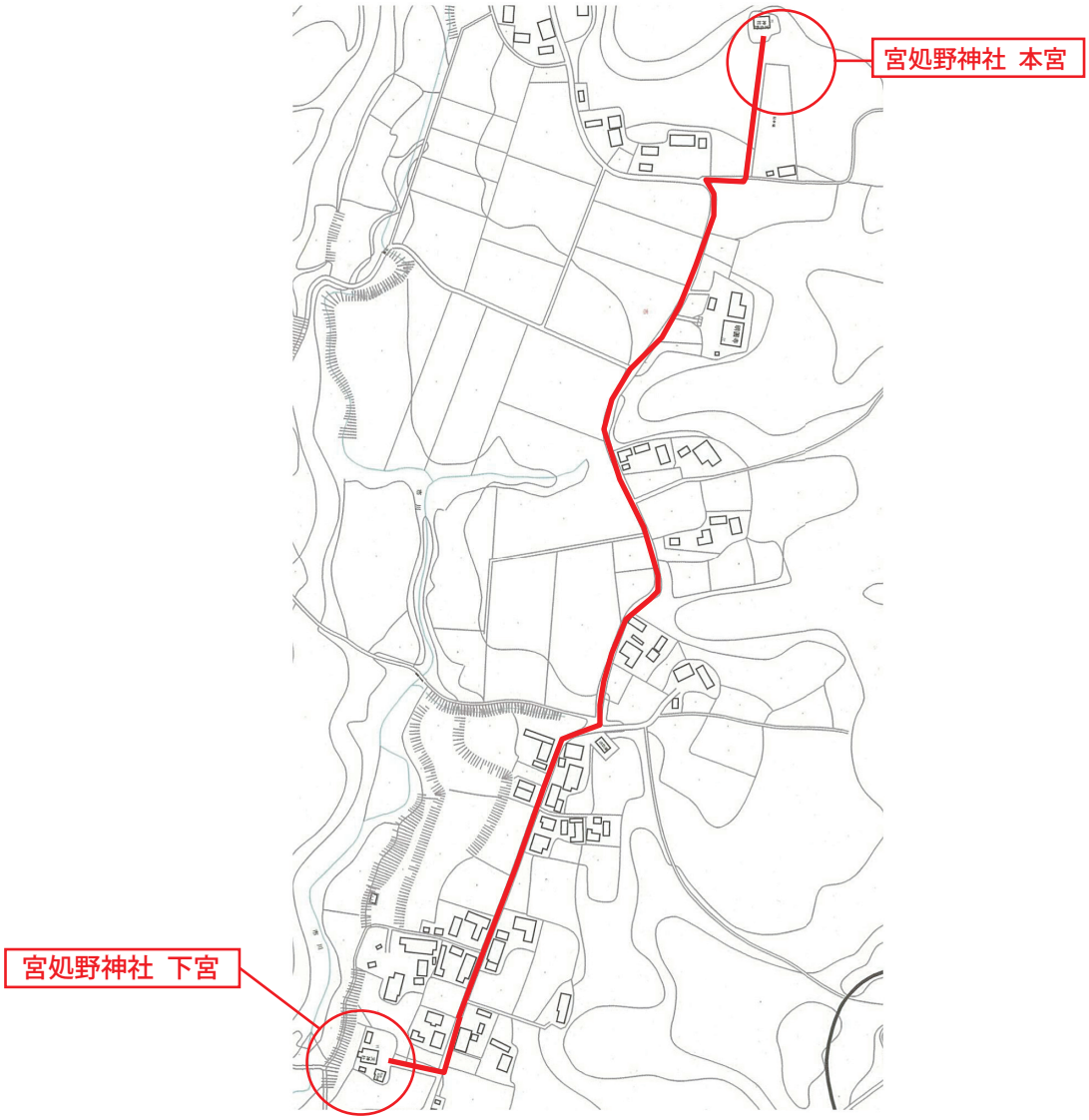

宮処野神社神保会行事　神輿巡幸ルート

⑽　長湯温泉の温泉供養にみる歴史的風致

「温泉供養」の行われる湯原天満社・湯原薬師堂は竹田市直入町長湯に所在する。長湯地域は、古くから温泉地と知られており、「豊後風土記」にも記されている。室町時代には朽網郷の領主である朽網氏の管理下に置かれていたことが文献に記されている。江戸時代になると岡藩により湯屋や御茶屋が建設され、長湯温泉は湯治場として整備され、岡藩歴代藩主や幕府からの巡見使も湯治に訪れるほか、藩士の湯治も認めており、藩営保養所とも言える二の宿、三の宿も建てられていた。現在の長湯温泉は、温泉旅館・共同浴場・公営浴場が立ち並び、温泉街を流れる芹川へ流れ込む温泉のお湯と鍾乳石のように堆積した湯とじ（湯あか）が奥豊後の小さな温泉町長湯の情緒を醸し出してる。長湯温泉町を長湯温泉（湯原温泉）にある湯原薬師堂に温泉の守護神である薬師如来と地蔵菩薩が安置されている。湯原天満社・湯原薬師堂では温泉による諸病退散を祈願した温泉供養が行われる。

芹川沿いに温泉旅館が並ぶ長湯温泉

湯原天満社は明治 17 年（1887）に、周辺の 5 社を合祀し創建された。その後、社殿が腐朽したため、大正 9 年（1920）に岡藩の御茶屋跡である現在地に新築された。社殿は拝殿と神殿からなり、拝殿は 2 間 3 間の木造入母屋造瓦葺、神殿は 1 間 2 間の木造社流造の建物である。

湯原天満社拝殿

湯原薬師堂は湯原天満社の境内の片隅にある薬師堂。岡藩六代藩主中川久通に見初められ京都よりこの地に移り住んだ陽光院が胃腸病を患い苦しんでいたところ、薬師如来と地蔵菩薩が現れ湯ノ原の温泉で治療すれば治ると告げられ全快したことから、薬師如来と地蔵菩薩（市指定有形文化財）を祀ったことが由来される。現在の薬師堂は昭和 11 年に建て替えられたもので、桁行梁行ともに一間、入母屋造、木造瓦葺の建物である。

湯原薬師堂

温泉供養は、温泉による諸病退散等を祈願するために毎年 4 月と 8 月に行われる。その起源は、直入町史によると薬師如来像・地像菩薩像の開眼供養が行われた正徳元年（1711）8 月に求めることができる。

湯原薬師堂の薬師如来と地蔵菩薩

この温泉供養にあたり、 薬師如来像と地蔵菩薩の「湯あみ」行事が行われてきた、温泉の守護神である二尊を清めるために湯浴みさせる行事で、二尊の湯浴み後に入浴すると一段と効能があると言われる。また、二尊に奉納された温泉の湯を飲むと特に温泉の効能があるとされ、祭当日は温泉を汲んで飲む人が後を絶たない。近年は二尊が砂岩質の石像で傷みが出てきたため「湯あみ」については中止しており温泉の湯を奉納し法要が行われている。

湯原薬師堂に温泉を供える

湯原薬師堂での法要

温泉供養では、長湯温泉の各温泉が温泉の湯を一升瓶に酌み、湯原薬師堂に奉納を行う。湯原薬師堂では地域住民や温泉関係者が参列し、温浄寺の住職による法要が行われる。同時に湯原天満社においても神事が行われる。神事が終わると神輿が天満社を発ち、薬師堂へ参拝を行い、湯原橋を渡り温泉旅館や商店が立ち並ぶ長湯温泉街を巡幸する。湯原薬師堂での法要が終わると供えられた温泉水は各温泉へ持ち帰られ、それぞれの温泉へ戻される。湯原天満社では神楽が奉納され、長湯温泉の湯治客や地元民が見物に訪れる賑わいを見せる。

湯原薬師堂での神事

神輿巡行の様子

湯原天満社での神楽奉納

歴代岡藩主や藩士の湯治場として利用されてきた長湯温泉は、山々に囲まれ芹川沿いに温泉旅館が立ち並ぶ情緒豊かな温泉郷である。湯原薬師堂の二尊を供養する温泉供養では、各温泉が温泉の湯を湯原薬師堂に供え、長湯温泉の発展とそこで生活をする住民が温泉へ感謝する行事として法要を行う。温泉街では神輿が賑やかに巡行し、住民や湯治客が沿道で囃し立てる様子は、湯治場長湯を象徴する歴史的風致として今もあり続けている。

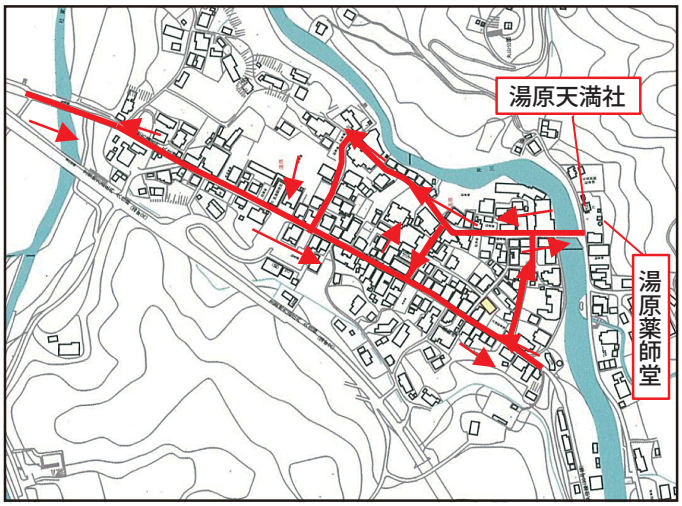

温泉供養神輿巡幸ルート

⑾　農業水利施設の維持にみる歴史的風致

竹田市南部地区（入田（にゅうた）・嫗岳（うばだけ）・宮砥（みやど）・柏原（かしわばる）地区）は、祖母山系の山々が作り出す険しい山地と大野川水系の河川浸食により谷部が形成され、山地、山麓緩斜面、谷部、谷底平野の連続による地形を呈しる。祖母山系の山地を河川が浸食し形成された多くの渓谷、大野川の源流をなす湧水が各所に見られ、特別天然記念物カモシカ、県指定天然記念物イワメ、市指定天然記念物神原のトチなど数多くの希少生植物が生息する自然豊かな地域でもある。また、竹田市南部地区は水利条件の悪い狭小な谷底平野と山麓緩斜面を利用した棚田による農地が点在し、江戸時代後期以降それらの農地に莫大な労力を投じて農業水利施設の整備が行われてきた。それらの農業水利施設は現在まで地域住民により維持管理が行われ、かわらず多くの水田へ農業用水を供給している。また、谷筋に展開する農村地帯では豊作を祈願する祭が各所で行われ、祭に奉納される神楽・獅子舞・白熊が数多く伝承されているなど、棚田や井路等の農村風景と豊作を祈願する民俗芸能がこの地域の景観を作り出している。

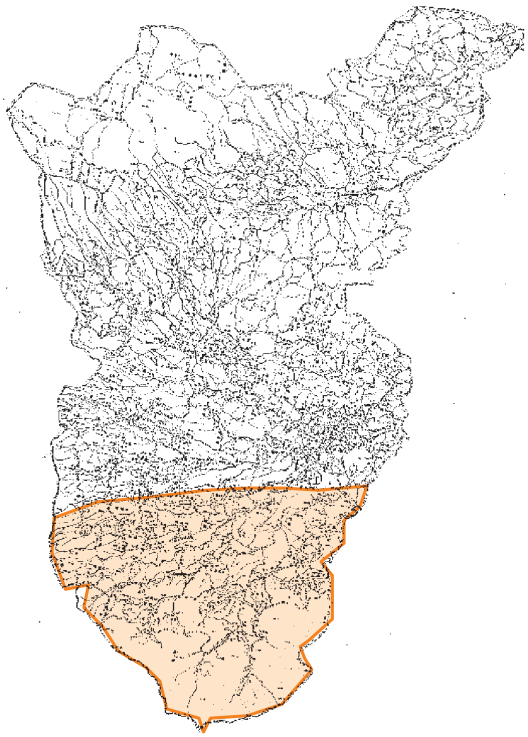

南部地区の位置

南部地区の棚田

大野川の源流地帯である竹田市域は、支流の小河川がほぼ西から東に向かって流れ、古くから流域の人々の生活に利用されてきた。しかし、急峻な地形を呈するこの地域の河川は川底が深く落ち込み、水の利用は予想外に難しく、古くから水路を設けて導水する井手灌漑や水を貯めて利用する溜池灌漑が行われてきた。古い時代の水田は、谷間や谷の出口で湧水が豊富な場所で行われ、水利は谷川の水を小さな堰でせき止めて流し込む方法がとられていたが、水田の開発が進むと、遠くの水源から水路で水を導く方法に変わり、大規模な井堰工事が進められた。江戸時代の初期、岡藩３代藩主中川久清が岡山から熊沢蕃山を招き、その指導で灌漑水利事業が進んだとされる。蕃山の指導で行われた水利事業には、緒方井路と城原井路が知られている。このように竹田地域には江戸時代から数多くの農業水利施設が整備され、特に標高差のある山間地に開かれた水路の開発は、山地の傾斜地に階段状の水田である「棚田」が開かれるように

なった。このような水路は市内全域に見ることができ、音無井路、富士緒井路、明正井路、神原井路などがある市の南部と城原井路、明治岡本井路などがある北部の山間地域において数多く残されている。

音無井路は、竹田市の南部宮砥地区に所在し、大野川の上流大谷川から取水する井路で、元禄 6 年（1693）に岡藩士須賀勘助が音無井路を開削すれば有益であることを藩主に上陳し許可を得て開削に着手し、大方の完成を見たが洪水の為に施設が大破し復旧のめどが立たず、勘助は割腹したと伝えられる。その後、寛保 3 年（1744）、文化年間（1804～1818）、天保 7 年（1836）、文久 2 年（1862）に復旧の計画が立てられたが、資金面等の問題から実現されなかった。明治期に再び井路復旧の協議が行われ、明治 14 年（1881）年に大分県から建設の許可を受け、明治 17 年（1884）に工事着手し、明治 29 年（1896）に幹線及び 3 支線が竣工した。その後、水不足解消のため大谷ダム（1930 年着工～1945 竣工）を建設し、幹線からの用水の 3 つの支線に適切に配分するため、直径 6.42m の円形の分水である 12 号分水（円形分水）が昭和 9 年（1934）に造られた。12 号分水は、頭首工から約 2100m 続く暗渠を抜けた位置に作られている。建設当初は石積み構造であったが、昭和 59 年にコンクリート製に改修された。形状は直径 6.4m 円形を呈した升状の分水施設で、円形の升の壁面に 20 か所の窓が開けられ、窓の数を調節することで面積に応じ水を均等に分ける施設である。12 号分水の名前の由来は建設当初に窓が 12 口あることからつけられたともいわれる。音無井路は総延長 17㎞、受益面積 90ha を有する。昭和 51 年には井路開削の苦労を後世に伝える音無井路記念碑が井路の傍らに建立された。

音無井路頭首工

音無井路 12 号分水

音無井路暗渠入口

音無井路記念碑

また、明正井路は大正 13 年に竣工した竹田市入田地区の緒方川から取水し、豊後大野市まで続く、総延長 175㎞に及ぶ長大な灌漑用井路である、トンネルと橋による導水部分が多く、大小 17 基の水路橋が建設され、石造アーチ水路橋が 14 基現存している。最も規模が大きい明正井路第一拱石橋は、大正 8 年（1919）に完成した、橋長約 78m の 6 連のアーチを有する水路橋である。

明正井路第一拱石橋

富士緒井路は、大正 13 年に竣工した、竹田市と豊後大野市を受益地に持つ総延長 15㎞の幹線水路を持つ水路。昭和 13 年に水量確保のため竣工された白水溜池堰堤施設は、越流式コンクリート重力ダムで構造物を地形に対応して的確に構築したことにより類い稀な流水美を現出させており、技術上かつ造形上の価値が認められ、平成 11 年に重要文化財に指定されている。これらの施設は南部地区における代表的な農業水利施設であり、現役の農業施設であるのみでなく観光資源として多くの観光客が訪れている。

白水溜池堰堤水利施設

農業用水利施設の多くは江戸時代から昭和初期に建設されたものが多く、建設当初から、受益者である地域の住民の手により維持管理が行われてきた。水路の受益者は資金面や維持管理を行う水利組合（土地改良区）等をつくり総会などを通じて年間の活動を決定し維持管理活動を行っており、音無井路でも明治 26 年に音無井路普通水利組合が設置され、井路の管理運営を行ってきた。平成 14 年には、音無井路普通水利組合を含む竹田市内の 14 の改良区（水利組合）が合併し竹田市土地改良区として施設の維持管理が適切に行えるよう組織運営基盤を強化し現在維持管理を行っている。

井路の維持管理に関する年間活動計画等は、3 月の総会や理事会で決定され、各組合員に周

組合員による音無井路幹線の清掃作業の様子（井手さらえ）

支線の清掃作業の様子

知される。音無井路土地改良区所有の文書類によると、主要幹線の維持管理活動は、組合員総出による「井手さらえ」と呼ばれる水路内の砂礫の除去を春に、除草作業等を 7 月頃に実施し円滑な用水の供給を行うほか、ごみ等の除去は用排水係 8 名により常時行われている。支線の維持は支線の受益者が常時行っている。

また、音無井路では、毎年春の清掃時に 12 号分水の傍らにある水恩碑の前で水恩祭を実施している水恩祭では土地改良区の役員が集まり神事が行わる。神事は神職による祝詞が行われ、土地改良区の役員による玉串奉奠を行う。その後、神職が 12 号分水に向かいお祓いが行われる。水恩祭は井路竣工当初から続けられ、水路暗渠の掘削は途方もない難工事であり、起伏の激しい当地域の田畑に用水を流すことは古くから農民の悲願であり、その悲願達成のために失われた尊い命がある。水恩祭は、水に対する畏敬の念と先人の流した血涙に対する感謝の気持ちを表現したものである。

音無井路水恩祭の様子

竹田市南部地区では、先人達により開かれた棚田や音無井路をはじめとする農業用水利施設が今もなお使用されている。そこでは、毎年、水路により恩恵を受ける住民たちによる水路清掃や水恩祭が丁寧に続けられている。祖母山麓の起伏の激しい谷部の斜面に広がる棚田と山あいに点在する集落という、竹田市の農村の原風景が造り出されている。

音無井路水恩碑

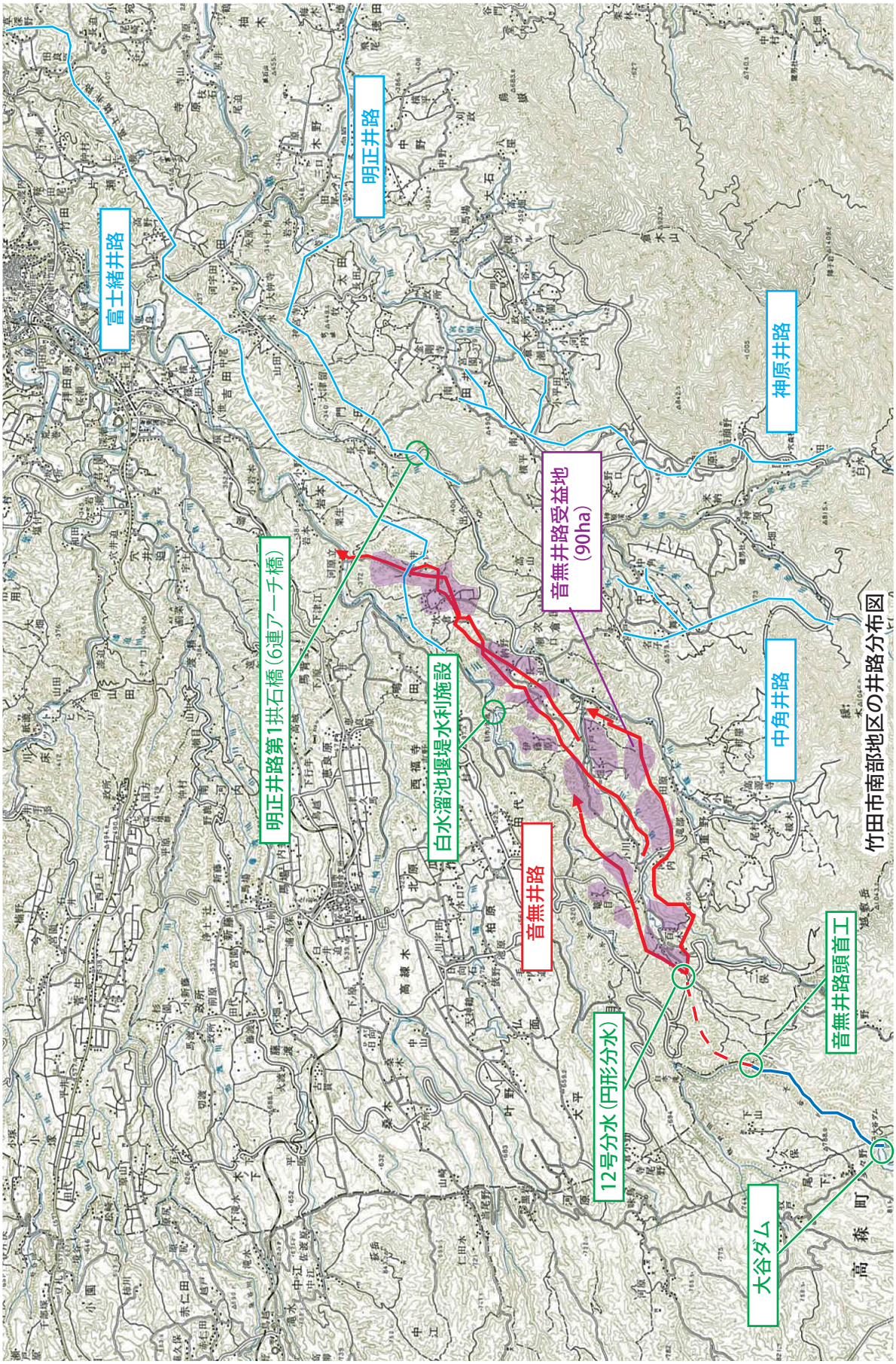

竹田市南部地区の井路分布図

第３章　　歴史的風致の維持及び向上に関する方針

⑴　竹田市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題

①　歴史的建造物と町並みの保存・活用に関する課題

江戸時代から昭和初期までの歴史的建造物が数多く残される城下町は、昭和 54 年に竹田市史跡等環境保存条例を制定し条例で定める保存区域内の建造物・工作物・看板広告類等に対して保存基準を設け自然環境と歴史文化遺産の保存に努めてきた。しかし、生活の利便性などから歴史的な趣を損ねる改築が行われることも散見され、また、住民の高齢化や大型商業施設等の郊外出店等により、シャッターが閉められた店舗が見られるなど、城下町の空洞化が進んでおり、町並みの景観を阻害する要因となっている。

一方、指定文化財や登録有形文化財については、これまで保存修理に努めてきたことから、城下町の歴史を伝える上の象徴的な存在として継承されてきたが、未指定の近世・近代における歴史的建造物の適正な維持管理が行われず、活用もされておらず老朽化が生じている。

建物が取り壊され空き地となった箇所
（古町地区）

老朽化が進む住宅

②　文化財の保存に関する課題

城下町に存在する指定・登録有形文化財については、これまで保存修理を実施してきたが、未修理の物件も数多く存在している。また、未指定の文化財については、詳細な調査が行なわれず、価値付けがなされていないものが数多くある。

さらに城下町に残される文献資料や田能村竹田等が描いた豊後南画などの美術品は、現在、図書館や歴史資料館において保存がされているが、特に、図書館については、手挟な上に老朽化が著しいため、資料の適切な保管ができていない状況である。このように、資料を保管するスペースが不足していることに加え、貴重な資料や作品を保管する施設整備が不十分である。

③　歴史的遺産の周辺環境に関する課題

城下町及びその周辺には多くの文化財があり毎年多くの観光客が訪れている。しかし、江戸時代から町割りがほぼ変化していないため道幅が狭い上、電柱・電線などの障害物があり観光客や来訪者の歩行に支障を来たし景観形成にも影響を与えている。

また、老朽化した道路、統一化されていない商店街通りの街路灯や店舗の看板等についても町並み景観の周辺調和に多大な影響を与えている。

④　観光・情報発信・啓発に関する課題

市内に残される歴史的風致を維持向上するためには、そこに住む住人が地域文化遺産の歴史的価値を認識することが必要であるが、こうした歴史的文化遺産を活用したまちづくりの基本方向を共有する機会が不足している。

乱立する電柱

色落ち・老朽化した道路舗装

一方では、城下町を訪れる来訪者の為の駐車場が少なく、文化財の案内板や説明板の設置が十分とは言えない。案内板の乱立や説明板の統一感がないなどに加え老朽化も進んでおり、本市を訪れる観光客に対し、城下町回遊ルートの案内や文化財等の説明が充足されていない。また、城下町と岡城跡の距離が離れているため、双方へのスムーズな誘導を促す標識等の設置や歩いて移動するための歩道の確保、対応がなされていない。

老朽化した文化財説明版

総じて、本市を訪れる観光客等に対する観光案内施設や情報発信が不十分であり、その対応が遅れている。

⑤　伝統行事・伝統芸能に関する課題

竹田市内で行われている祭礼は、地域住民の手により引き継がれ続けられているが、近年では多くの祭礼で人出不足や経済状況の悪化から祭礼日数や規模の縮小がなされ、その存続が危ぶまれている。また、神楽・獅子舞・白熊などの民俗芸能が市内各所に残され、地域の住民により伝承されている。これらの伝統芸能は農村地域の祭礼で演じられていることに加え、中心市街地である城下町で行われる各祭礼に古くから欠くことの出来ない存在となっている。しかし、伝統芸能で使用する用具の老朽化、若年層の市外転出や少子化から担い手の確保が難しくなっている。

⑥　市民活動に関する課題

城下町の歴史的風致を守り、将来へと継承していくためには、特に、地域住民の歴史・文化に対する理解が不可欠である。しかし、歴史・文化を学習する機会が不足しており、その担い手も不足している。

また、「田能村竹田先生を偲ぶ美術祭」をはじめとする文化芸術作品に触れることのできる場など、市民が活動を行うための施設の整備が不十分であり、活動に支障を来している。

⑵　上位・関連計画における歴史的風致の維持・向上に関する位置付け

竹田市における「歴史的風致維持向上計画」は、先に策定が行われている上位計画、また、関連計画との相関関係は、以下のような図の構成、体系の中に位置付けられる。

▼計画の位置づけ

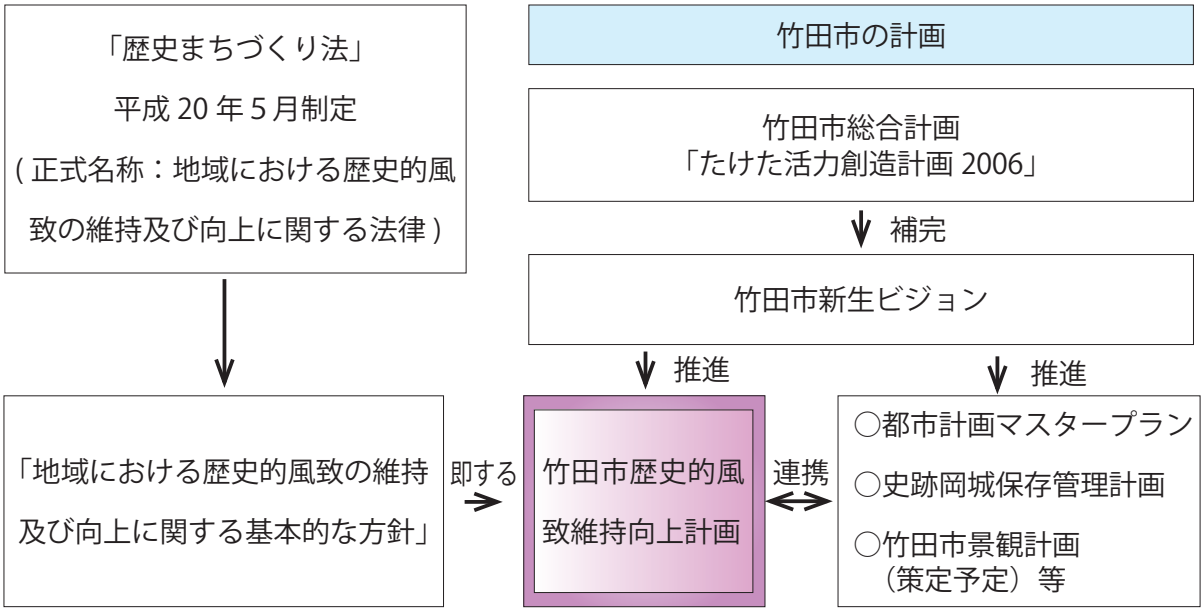

本計画の位置付け、本市上位計画等との相関関係は上図のとおりである。

竹田市総合計画では、「自然・歴史・文化を育む名水名湯田園観光都市」を都市像として掲げている。歴史的風致維持の向上に資する施策としては、城下町については町並み景観整備の推進、また、文化遺産の継承についてはその保護と継承する人材の育成を図ることとしている。

また、総合計画を補完し、より具体的なまちづくりの方針を示す竹田市新生ビジョンでは、本市の基礎的素材である農業文化や農村風景を活かしたエコミュージアム構想と 400 年の歴史が積み重ねられた中心市街地における城下町再生プロジェクトを推進することとしている。

関連計画となる都市計画マスタープラン並びに史跡岡城保存管理計画、竹田市景観計画（策定予定）などについても、各々の計画の中で本市固有の歴史・文化遺産を継承し、歴史的風致を維持向上させる施策の展開を謳っている。

上位計画及び関連計画における本計画の関与部分概要については次のとおりである。

①　竹田市総合計画における歴史的風致維持向上に関する事項

平成 18 年 4 月に策定した竹田市総合計画「たけた活力創造計画 2006」では、『自然と共生する住環境の整ったまち、歴史・文化の香りに満ちた心豊かな生活、健康で安らかな日常が保障され、皆が活き活きと働くことのできるまち、にぎやかに行き交う人々。』を本市の将来像とした。この将来像を実現するため、行政と市民のパートナーシップにより、貴重な地域資源が本市の地域力の源となるよう活用・連携を図ること、つまり「自然・歴史・文化を育む」ことによって、新たな発展の道を歩むとしている。

本市総合計画における「まちづくりの将来像」には、『自然・歴史・文化を育む名水名湯田園観光都市』を掲げ、まさに本市が歩んできた歴史的な経緯をイメージした都市像であり、歴史的風致を維持向上していこうとする方向を表現したものでもある。

計画期間は 10 年間で、平成 27 年を目標年とし、人口や産業別就業人口、世帯数などの目標値を設定、これを達成するために「施策の大綱」を定めている。その中で、歴史的風致の維持向上に関与するまちづくりの基本方針及び施策の方針、主要施策等を抽出、以下に概要を表記する。

＝歴史的風致維持向上に関する基本方針及び施策の方針、主要施策＝

【基本方針Ⅰ】　自然と共生するすみやすい里づくり

【施策の方針Ⅰ－1】　市街地整備

【主要施策】

ⅰ魅力ある市街地の形成

ⅱ町並み景観整備の推進

【基本方針Ⅱ】　未来を担う心豊かな人づくり

【施策の方針Ⅱ－1】　歴史や文化の保全・継承

【主要施策】

ⅰ文化遺産の保護と継承

ⅱ郷土の歴史や資料館、文化施設のネットワーク化

【基本方針Ⅲ】　自然の恵みを活かし結び合うまちづくり

【施策の方針Ⅲ－1】　農林・畜産業の振興

【主要施策】

ⅰ農村環境の整備・保全

ⅱ研究機関・観光産業との連携

【施策の方針Ⅲ－２】　商業の振興

【主要施策】

ⅰ中心市街地及び各商店街の活性化

【施策の方針Ⅲ－３】　観光の振興

【主要施策】

ⅰ広域的な周遊型観光ネットワークの確立

ⅱイベントの充実や観光資源の付加価値化の促進

ⅲ効果的な観光情報の発信

ⅳ地域資源の有効活用

また、上記の歴史的風致の維持･向上に関する基本方針等を推し進めるための具体策として、『自然や地域文化を生かした「経済システム」を創造する竹田ブランドづくり』、『恵まれた自然環境、歴史的環境保全を基本として、史跡・伝統と生活文化が融合した町並みづくり』の 2 つの柱を将来像実現のためのまちづくり戦略として謳っている。

②　竹田市新生ビジョンにおける歴史的風致維持向上に関する事項

竹田市新生ビジョンは、平成 17 年 4 月の市町合併直後に策定された新竹田市の総合計画を補完し、将来に向けた具体的な政策展開を体系化するため、平成 23 年 3 月に策定したものである。

本市が秘めている「地域力＝竹田らしさへの気づき」、「人間力＝グローカルな人財育成」、「経営力＝世界に通用する価値の提供」、「行政力＝政策立案能力の強化」の 4 つを柱としている。本市がまちづくりのスローガンとして掲げる『ＴＯＰ運動』（Ｔは竹田、トライ、Ｏはオリジナル、オンリー、Ｐはプロジェクト、パワーの頭文字）を基軸に、これらの 4 つの柱を結集して政策展開を図ろうとする政策マニュアルである。

この中で、歴史的風致の維持向上に関する力は、「地域力＝竹田らしさへの気づき」であり、『エコミュージアム構想と城下町再生プロジェクト』をテーマに掲げ、以下のような実践体系を構築している。

＝エコミュージアム構想と城下町再生プロジェクト＝

竹田市は、これまでに積み重ねられてきた歴史の中に、全国に誇れる遺跡・遺構や重厚な文化・芸術の蓄積が見られ、これらを本市固有の歴史・文化財産として大切に保有してきた。

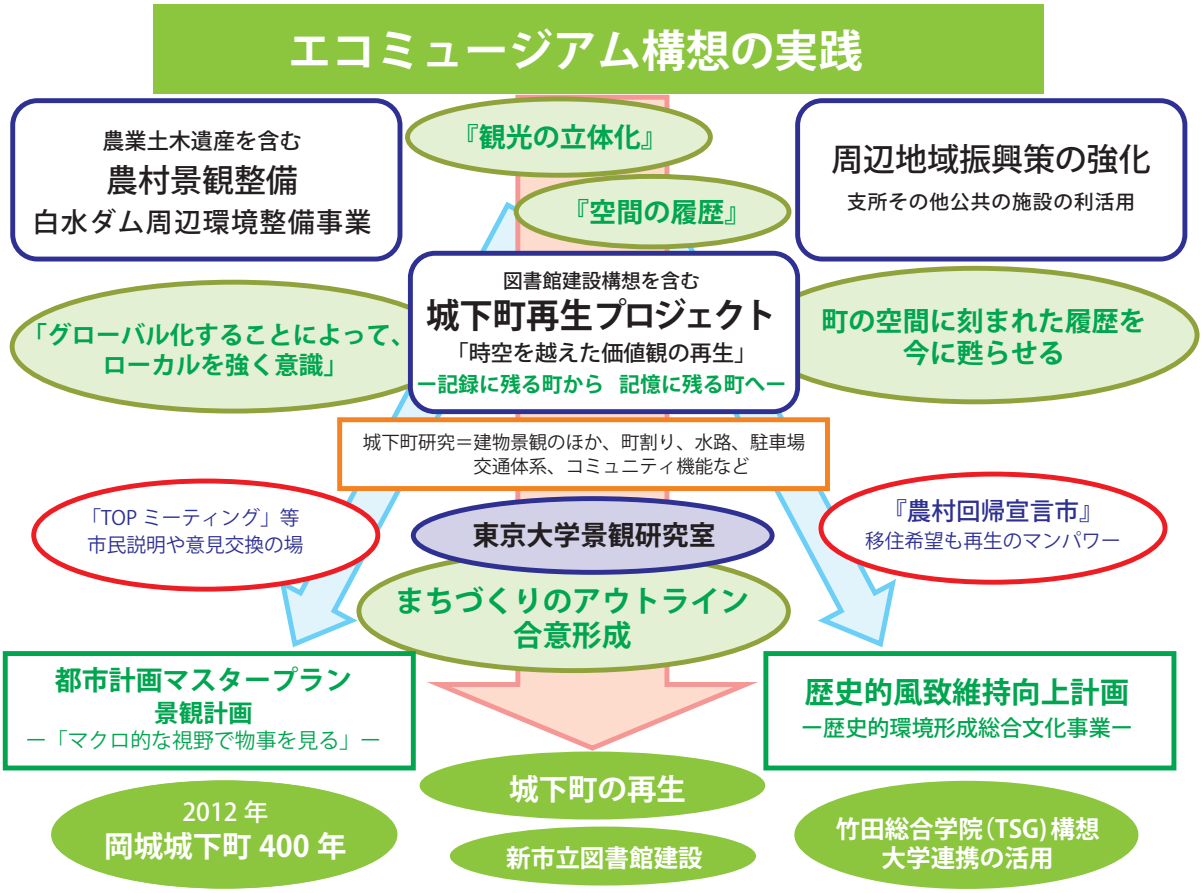

市域には、日本初の農業土木遺産に認定された白水ダムをはじめ、音無井路、明正井路などの農業近代化遺産が点在し、今も「棚田」の景観風情を保っている。また、岡藩の城下町として 400 年の歴史を刻む中心市街地には、本市が継承してきた指定文化財の半数に及ぶ遺産が存在している。

守り受け継いできたこうした景観を「竹田型エコミュージアム構想」として構築、特に歴史・文化遺産が集中している中心市街地については、「城下町再生プロジェクト」として、東京大学大学院景観研究室と連携し、城下町再生の研究を進めていく。城下町の再生テーマは " 情感まちづくり " とし、町割りや建物、水路の景観保全、芸術文化の拠点となる図書館整備、歴史的な城下町に触れ、これを紹介する交流施設の整備、無電柱化を例とする駐車場や交通体系の整備など、ハード面においては景観形成に配慮した整備を行う。

③　都市計画マスタープランにおける歴史的風致維持向上に関する事項

竹田市都市計画マスタープランは、平成 25 年（2013）3 月に策定した。目標年次を平成 42 年（2030）とし、社会経済情勢の変化に対応して、概ね 5 年～ 10 年毎に見直しを行うこととしている。

マスタープランの基本的事項として、「まちづくりの基本理念」及び「まちづくりの目標」を示し、これを達成する具体施策として、「まちづくりの基本方針」及び「地域づくりの基本方針」を掲げている。特に、まちづくりの基本方針の中では、「重点プロジェクト」として「竹田型コンパクトシティの実現」を盛り込んでいる。

また、地域づくりの基本方針における地域別構想の中では、歴史や文化を活かしたまちづくりに関する目標や、それを実現するためのコンパクトな都市形成に関する項目を計上している。

竹田市の将来都市構造図

【まちづくりの基本理念】

＝活力に満ち、誰もが誇れる、我がまち竹田＝

【まちづくりの目標】

Ⅰ「竹田らしい」中心市街地と生活を支える身近な地域拠点の形成

Ⅱ豊かな自然と歴史・文化薫る価値の高い地域の形成

Ⅲ安心・安全に暮らせる強いコミュニティと地域を牽引する人財の育成

本計画中における「まちづくりの目標」では特に、『豊かな自然と歴史・文化薫る価値の高い地域の形成』を掲げ、歴史的なまちの構造を継承しつつも高次元の都市形成を目指したものとしている。

また、以下の「地域づくりの基本方針」では、市域を特徴的に 7 ブロックに分け、それぞれの地域ごとに将来の方向性を定め、歴史風致の維持向上に関する項目を全地域に計上している。

【地域づくりの基本方針】

ⅰ竹田東部地域

・文化、芸術等の都市機能の集積

・情感あふれる城下町の再生

・地域行事を担う人材の育成

ⅱ竹田西部地域

・宿場町玉来の町並み再生

ⅲ竹田南部地域

・竹田湧水群、神原川等の水資源保全、活用

・集落を核とした伝統文化の継承

ⅳ竹田北部地域

・歴史、文化的資源を生かした地域振興の推進

・沿道景観に配慮した広域観光ルートの形成

ⅴ荻地域

・美しい農の風景、眺望の保全、活用

ⅵ久住地域

・久住高原、牧野の維持、活用

ⅶ直入地域

・温泉、湧水、芹川等の水資源、水環境の保全

こうしたまちづくりの基本理念や目標を掲げる中で、地域づくりの基本方針における地域別構想として、特に中心市街地の拠点地区整備については、以下のとおり方針を示している。

竹田東部地域の竹田・豊岡地区並びに竹田西部地域の玉来・松本地区などの都市拠点地区は、本市の中心であり、また、周辺市町に対する広域的な拠点性を併せ持っている。多様な都市的サービスを提供できる地区として、総合病院、高校、文化ホール、図書館、ショッピングセンター、行政本庁、駅・バスターミナル等の広域を対象とした都市機能の集積を図っていく。特に、UIJ ターン者の増加につながる道路や公園等都市施設の充実、また、商業施設や病院等の生活利便施設の誘致を推進するとともに、多くの市民が利用する施設では、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入を推進していく。

また、中心市街地を形成する竹田・豊岡地区においては、魅力ある商業地や交流機能、或いは娯楽機能や文化施設等、都市の活力となる都市機能を育成するとともに、城下町としての歴史を活かした賑わいのある市街地の形成を目指していく。

具体的には、城下町を「賑わい創出エリア」、「エントランスエリア」、「歴史・文化エリア」の 3 つのエリアに区分し、図書館や地域の交流施設の整備、或いは道路の美装化や建物の修景を推進するなど、歴史的まちなみの中を日常的に人々が行き交う、竹田城下町の情感あふれるまちづくりを行っていく。

④　史跡岡城跡保存管理計画における歴史的風致維持向上に関する事項

昭和 60 年 3 月に策定された史跡岡城跡保存管理計画において、石垣の修理とその研究、史跡保存のための竹木の整備、史跡の保存と修景、岡城跡についての再検討、史跡の管理とその体制について提言を受け、史跡岡城跡の保護・管理についての基本構想を確立した。

1．保存を前提とした利用の基本方針

史跡岡城跡の保存を前提とし、保存整備と供に史跡の活用を図ることが必要である。

ⅰ　観光客の利用

ⅱ　市域を中心とする地元のレクリエーション利用

ⅲ　利用の為のルート整備

2．史跡の保存と利用を考えた史跡区域拡大の方針

現在の史跡を保護する為にも、その周辺地域に対して一定の開発制限が必要であり、既に史跡等環境保存条例によって史跡周辺は特別保護地区として指定されているが、前途した将来の利用と保存を考えれば、この特別保護地区を史跡として指定することが必要であると考える。

3．基本計画

将来の史跡利用を見越して、3 種類の路線を計画する必要がある。

ⅰ　歩行者専用幹線

ⅱ　自転車専用路線

ⅲ　歩行者専用の自然探勝路

4．施設計画

ⅰ主要な施設

a　復元休憩舎

b　史跡管理センター

c　郷土樹木園

d　西の丸庭園・地被植物園

ⅱその他の施設

a　展望舎

b　ベンチ

c　案内板

d　給排水施設

⑤　景観計画における歴史的風致維持向上に関する事項

竹田市は、大分県南西部に位置し、市の中心部は江戸時代には岡藩 7 万石の城下町として栄え、古くから奥豊後の政治・文化・経済・交通の拠点であった。山城だった岡城跡の麓には、今なお旧藩時代の城下町の面影を残す武家屋敷や寺社が立ち並び、独特の風情が感じられる。平成の合併以前の旧竹田市においては、昭和 54 年に「伝統的文化都市環境保存地区整備事業計画」、平成 13 年に「竹田区域まちなみ環境整備方針」を策定し、城下町としての伝統と歴史的景観を生かしたまちづくりを行ってきた。

平成 17 年 4 月 1 日に、旧竹田市と旧直入郡荻町、久住町、直入町が合併して新しい竹田市が誕生したことで、本市は、城下町の景観以外にも牧草地や温泉街等、魅力的で多様な景観を持つまちとなった。しかしその一方で、幹線道路沿いの看板の乱立、伝統的なまちなみの喪失、山林や農地の荒廃など、景観を阻害する動きも少なくなく、新たなまちづくりの柱の一つとなる景観形成の必要性が高まってきた。

このような背景のもと、平成 16 年に成立した景観に関する総合的な法律である「景観法」に基づき、これまでの旧市町における景観施策を整理し、新市としての景観形成のビジョンを再構築するため、「竹田市景観計画」を現在策定中である。

今後策定する「竹田市景観計画」は、本市における良好な景観形成に関する理念や、景観計画の区域、景観形成の方針、届出を要する建築行為等の基本事項をまとめたもので、個性ある美しいまちづくりを進めるための共通のビジョンとなる計画となる。

⑶　竹田市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

歴史的風致の維持及び向上に関する課題と上位計画のまちづくり方針を踏まえて、本計画の基本方針を以下のとおり定める。

①　歴史的建造物と町並みの保存・活用に関する方針

歴史的な建造物が立ち並び、江戸時代からの町割りが残る城下町の景観について、引き続き竹田史跡等環境保存条例により保存区域内での自然環境や歴史文化遺産の保存に努める。

町屋や武家屋敷など歴史的建造物に対し、官民協同で有効活用を図るための方策を検討する。また、歴史的建造物の保全に加えて、点としての保全だけでなく、連続性のある景観を整備していくため、老朽危険家屋の除去や空き店舗対策を進め、町並み景観の向上を図るなど、策定予定である竹田市景観計画の方針に沿った城下町の景観風致の保全に努めていく。そのために、居住する住民に対し、城下町に残された歴史遺産との調和のとれた住環境整備のための支援を行う。

②　文化財の保存に関する方針

城下町及び周辺地域の国・県・市指定文化財及び登録有形文化財について、その所有者と共同して適切な管理及び保存修理を図り、公開活用を行う。未指定の文化財については、調査等を実施し価値の把握を行い、必要に応じて文化財指定や歴史的風致形成建造物指定を行い保存・活用に努める。

また、城下町の武家や町屋に残されている文献資料、市立図書館や歴史資料館に保存する貴重な歴史的資料、田能村竹田をはじめとする郷土の文人たちが描いた豊後南画などの美術品などを適切に保存するスペースを確保し、公開活用が行える施設整備を行う。

市民の教養の場としてその役割を果たす図書館には、未整備の岡藩時代の古文書等も保管しており、閉架図書と併せて整理を行い、広く公開ができるよう施設整備を行う。また、歴史資料館の施設整備を行い、資料館で保管、保有する貴重な資料の整理を進めるとともに、図書館と併せて歴史・文化遺産の集約的な分類整理を行い、未整理資料の調査研究を効率的に進展させ、公開活用を図っていく。

③　歴史的遺産の周辺環境に関する方針

歴史的建造物の周辺において、歩行や景観の障害となっている電柱電線類の無電柱化や移設の推進を図り、歴史的な環境と調和したまちづくりを行う。

また、老朽化した道路の美装改修を行うとともに、商店街通りの街路灯や案内板、店舗の看板等の統一化を図り、城下町を訪れる来訪者が快適に散策を行うための環境整備を行う。

歴史的風致を形成する地域の住民に対して歴史的風致の維持向上に必要な支援を実施し、地域に居住する住民と行政との協働により、歴史と生活が融合したまちづくりを進める。

④　観光・情報発信・啓発に関する方針

城下町から距離のある岡城跡へスムーズな移動を図るため、散策路及び誘導を促す標識等の整備を行う。高齢者や障害者に対しては、移動手段の確保や休憩場所の整備などの配慮について検討を深め、整備を図っていく。

碁盤目状の城下町において、歴史・文化遺産や関連施設を迷わずに巡るための統一感のある案内板や説明板を設置し、回遊性の向上を図るとともに、来訪者の為の駐車場の整備を併せて行う。

城下町におけるまちづくりの基本方向である「情感まちづくり」を目指し、展開していくためには、『歩けるまち』、『歩きたくなるまち』の基盤整備が必要不可欠であり、道路標識や歴史・文化遺産の案内板、説明板の整備はその基礎的事項である。

また、『歩けるまち』、『歩きたくなるまち』づくりは、中心市街地の基幹産業とも言える商業と密接に連関しており、歴史・文化遺産の活用を観光に結び付けることで、直接的に商店街の振興にも繋がる。このため、本市を訪れる観光客等に対しては、観光案内施設の整備充実を図り、歴史・文化遺産をはじめとする観光情報の提供に力を注いでいく。

⑤　伝統行事・伝統芸能に関する方針

地域で行われる祭礼や伝統芸能を確実に後世へ継承していくために、担い手の確保や育成を目的とした支援を実施する。活動に必要な用具の整備等の支援も必要に応じ実施する。
また、活動の様子を地域住民に周知し、地域全体での保存・継承が図られるよう取り組みを行う。

⑥　市民活動に関する方針

歴史的風致の維持向上には、地域住民に地域固有の歴史・文化への理解が不可欠であり、歴史・文化を活かしたまちづくりを行うための原点でもある。文化財巡りなど、地域の歴史・文化を学習する機会を確保するとともに、こうした機会を広く周知、拡大していく。このため、リーダーとなるボランティアガイドや市民講師の充実、レベルアップを図り、人材育成による歴史まちづくりの堅牢な土台を築いていく。

同時にこのような市民活動の支援については、活動を専門的に行うことができる場所の整備や先人の顕彰活動を行う施設の整備が欠くことのできない条件となる。

また、これまで継続してきた「田能村竹田先生を偲ぶ美術祭」などをはじめとする竹田市独自の個性的な先哲顕彰活動、そして市民自らが文化芸術に親しみ、その成果を発表できる施設の整備を行い、市民活動の拠点として、或いは歴史・文化の学習を深める場として活用を図って行く。

⑷　計画推進体制

本計画の推進体制については、まちづくり部局の建設課・総合まちづくりセンター、文化財保護部局の文化財課が計画推進の事務局とし、庁内の関係各課で組織されている「城下町再生プロジェクト庁内会議」を計画推進のための庁内の連絡・調整を行う。また、国・県の関係機関との協議を行い、相談や適切な支援を得る。

歴史まちづくり法第 11 条に基づき設置した「竹田市歴史的風致維持向上協議会」は、事務局と連携し、計画の実施に関する連絡・調整を行う。また、必要に応じて文化財・都市計画・景観等に関連する委員会等に協議を行い、指導・助言を得る。また、文化財の所有者・管理者や文化財等の保存・活用を行う市民や関係団体との連絡・調整及び支援を行う。

【計画の推進体制図】

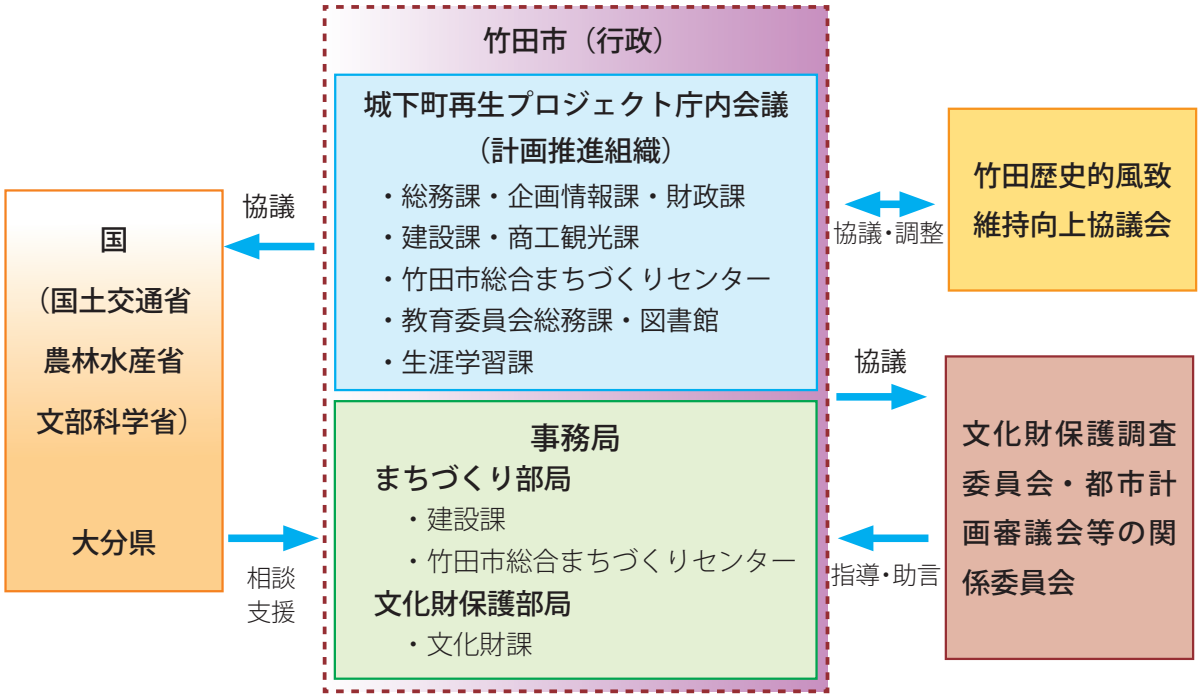

第４章　重点区域の位置及び範囲

⑴　重点区域の位置

本計画における重点区域は、国指定文化財を中心に、歴史上価値の高い建造物が集まり、竹田市固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動が今も行われ、それらが一体となって竹田市の良好な市街地環境を形成している範囲を設定する。さらに、本計画では、重点的に施策を実施することによって、歴史的風致を構成する文化財やその活動の維持及び発展が得られ、その結果、本市における歴史的風致の維持及び向上が効果的に達成できる範囲を重点区域に設定する。

本市には第 2 章で記載した 11 の竹田市における維持向上すべき歴史的風致がある。そのうち、城下町の夏越祭にみる歴史的風致など 6 つの風致が城下町に関連し、久住高原の野焼きにみる歴史的風致など 4 つの風致が北部地域、農業水利施設の維持にみる歴史的風致が南部地区で見ることができる。

岡藩城下町として栄えてきた現在の竹田市街地は、江戸時代以降奥豊後における政治･経済･文化の中心地として栄えてきた。今もなお城下建設当時の町割りで住民が生活をし、史跡旧竹田荘や重要文化財願成院本堂（愛染堂）をはじめとする歴史的な建造物が数多く残されている。城下町建設は中川秀成の入部後の文禄 3 年 (1594) から着手された岡城築造と同時にはじめられた。城下町構造は碁盤目状に区画された町割りの中央部に本町・上町・田町等の町家が配置され、町家群を取り囲むように、武家屋敷（殿町・代官町・向町等）や寺院（寺町）を配する構造となっている。また、寛永 7 年 (1630) に古町を町屋に組み込み現在に残る城下町の町割りが完成し、その町割りは現在に至るまで大きく変化することなく残され、夏越祭・八朔祭・善神王様祭・神明社大祭・恵比寿講が江戸時代以降城下町の町家の住民により、現在まで継続して行われ、それらの祭礼と歴史的建造物が一体となり、特色ある歴史的風致を形成している。また、岡藩城下町は、江戸時代以降奥豊後における政治・経済・文化の中心地として栄え今なお当時の面影のままのまちなみから歴史と文化を感じることができる。城下町は豊後南画の祖田能村竹田、明治期の日本における代表的な作曲家である瀧廉太郎、軍人であり文化人でもある廣瀬武夫、「いぬのおまわりさん」をはじめ数多くの童謡・童話を作った作家である佐藤義美などの偉人を数多く輩出する土壌を培い、この郷土の偉人の顕彰活動が盛んに行われている。田能村竹田の顕彰活動は、史跡旧竹田荘を活動の場の中心とし、田能村竹田を育んだ城下町一円で田能村竹田顕彰活動にみる歴史的風致を見ることができる。

竹田市の北部（久住地区･直入地区）は久住連山の裾に広がる高原地帯の草地で、近世以降、畜産の放牧地・採草地として使用されてきた。この草地は春に行われる野焼きで維持され久住

高原の景観をつくりだしている。また、この北部地域は、藩政時代に肥後領であった久住地域、「朽網（くたみ）」と呼ばれ中世期にこの地域の中心地として栄えた都野地域、近世以降に湯治場として開けた長湯地域があり、それぞれの地域に歴史的背景を由緒とする祭りが現在もなお続けられている。

竹田市の南部地域は祖母山系から派生する急峻な地形により水田耕作には向かず古くから畑作が主要な農業となっていたが、祖母山から湧き出す豊富な湧水を源とする大野川を利用し、近世以降、耕作地に農業用水を供給する水利施設が盛んに建設されている。農業関連の歴史的建造物である水利施設を維持管理し、現在でも利用し耕作が行われ、山間地域の農村風景が維持されている。

このように、竹田市には、城下町地域、北部地域、南部地域について歴史上価値の高い建造物が集まり、竹田市固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動が今も行われ、それらが一体となって竹田市の良好な市街地環境を形成している。しかし、これらの歴史的風致への維持及び向上が十分に図られているとはいえず、城下町では高齢化により市外への転出から歴史的建造物の荒廃や取り壊しが進み、空き家や空き地が増加している。また、若年層の市外への転出から城下町の祭礼の担い手不足から祭礼の規模が縮小され存続が危ぶまれている。

以上を踏まえ、本計画では歴史的風致の維持及び向上させるために、特に風致が集中して存在する城下町地域を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上を図るための施策を行っていく。また、計画期間中に取り組みを行う中で、必要に応じて重点区域の見直しを行う。

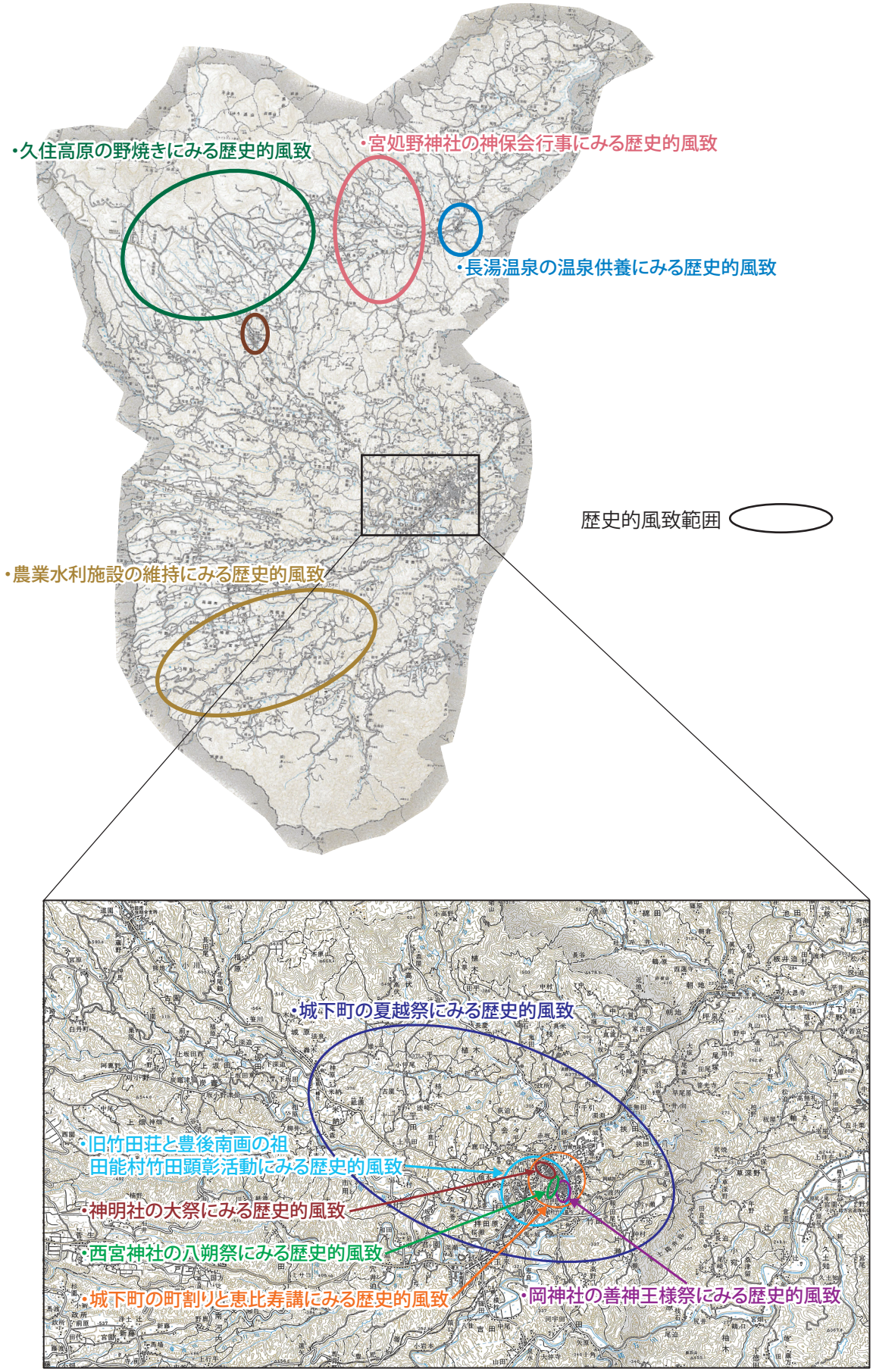

竹田市の歴史的風致の分布図

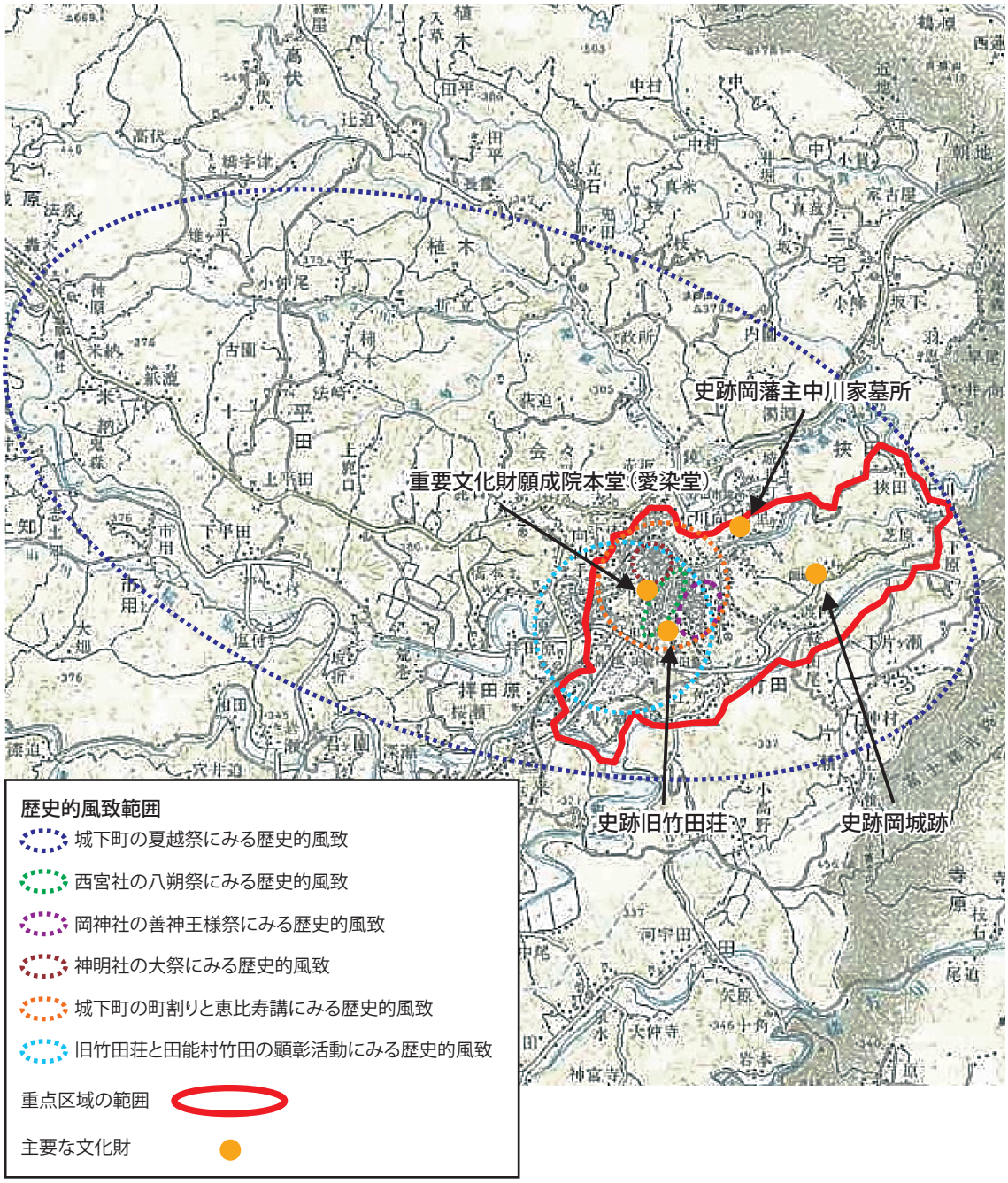

重点区域の位置と歴史的風致の分布

⑵　重点区域の区域

①　重点区域の範囲

天明７年（1787）に描かれた「岡城下家中絵図」に描かれた範囲を基本としつつ、東は岡城跡の東端である稲葉川と白滝川の合流地点周辺、西は城下町西端である阿蔵橋周辺を境とし、北は稲葉川沿いの尾根づたい、南は景観保全の観点から白滝川南岸の丘陵斜面まで含む範囲とする。この範囲は竹田城下町のほぼ全域及び史跡岡城跡が範囲内に含まれる。また、竹田市史跡等環境保存条例の玉来地区を除く第２種保存区域とほぼ一致することからこの範囲を重点区域として設定する。

岡城下中絵図（天明７年：1787）

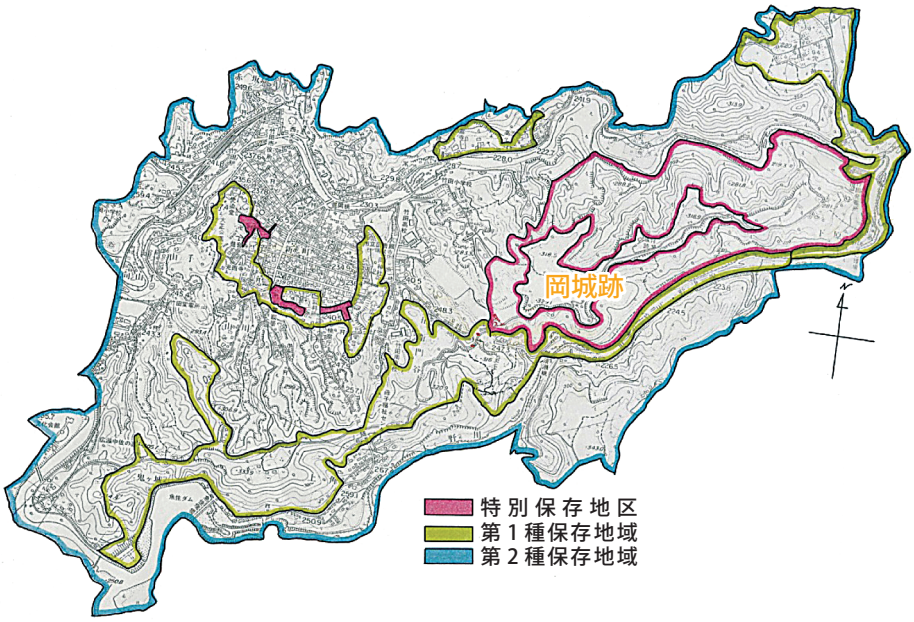

竹田市史跡等環境保存地域図（玉来地域を除く）

重点区域の名称及び面積は、以下のとおりとする。この区域で重点的に歴史的風致の維持向上を図る。

・重点区域の名称：　城下町地域

・重点区域の面積：　540ha

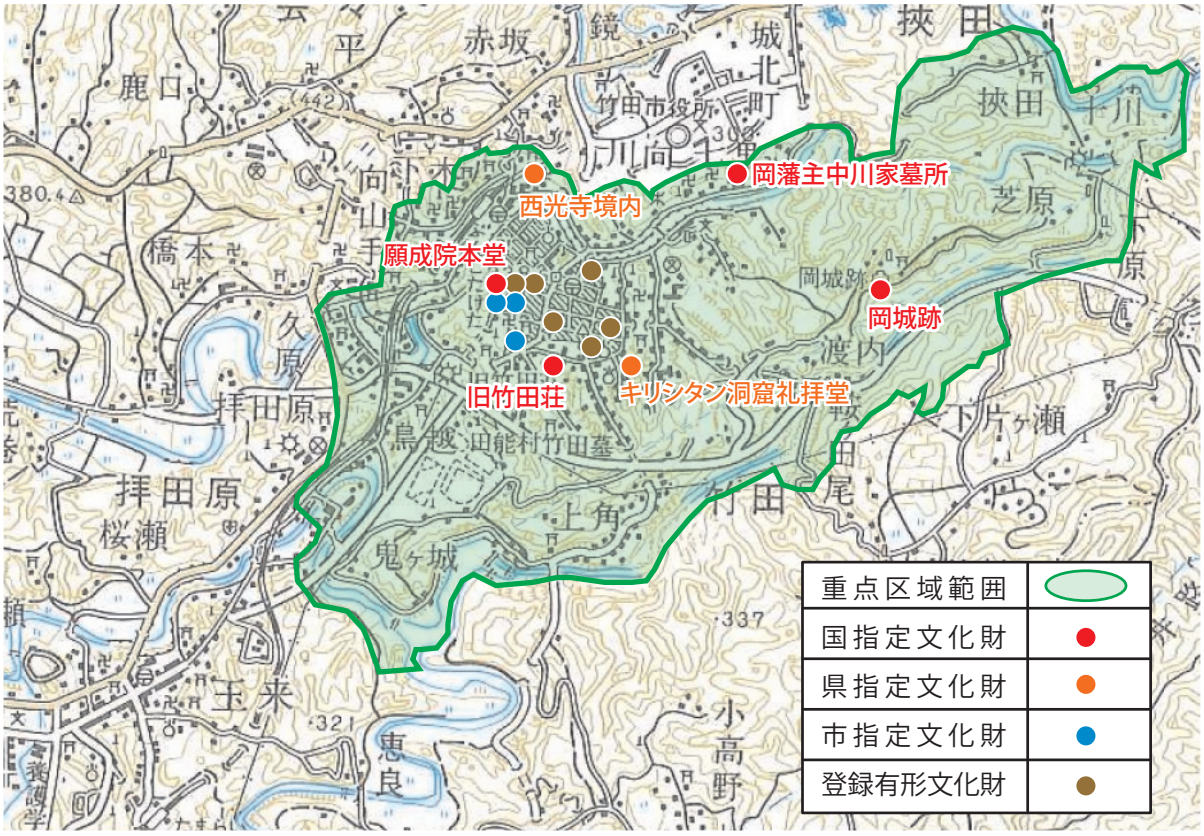

重点区域の範囲と主要文化財分布図

(3)　重点区域の歴史的風致の維持向上による効果

岡藩の城下町である竹田市の中心市街地は、奥豊後と呼ばれるこの地域の政治・経済の中心地として近世以降栄えてきた。今回、この城下町地域を重点区域として、歴史的風致の維持及び向上の取り組みを行うことにより、住民の竹田市固有の歴史や文化に対する理解を一層深めることができ、竹田市全体の歴史的風致を活かしたまちづくりを推進することが期待される。

⑷　良好な景観形成に関する施策との連携

竹田市における良好な景観形成に関する施策として、竹田市史跡等環境保存条例、都市計画マスタープラン、景観計画等に基づいた施策がある。

①　竹田市の都市計画との連携

本市では、秩序ある市街地の整備や市街地のスプロール化を防ぐために、行政区域 47,767ha のうち 1,754ha が「竹田都市計画区域」（市全体の 4%）として定められている。この地域は、非線引き都市計画区域となっており、用途地域（431ha、都市計画区域の 25%）が指定されている。本計画の重点区域ほとんどの部分は、都市計画区域内に位置している。

また、重点区域に位置し、竹田城下町の中心部を横断している都市計画道路については、都市計画道路の見直しを進めており、廃止の手続きを行っている。

重点区域は、竹田都市計画区域内に含まれており、中心市街地にも位置していることから、都市計画の用途は商業地域に指定され、その一部分が準防火地域の指定も受けている。歴史的まちなみが集積する地域であるとともに、竹田市の中心市街地としての現代の都市機能も併せもっている。中心部に商業地域を定め、そこに都市機能を集中させる一方で、その周辺は住居系の指定により、歴史的まちなみの保全に努めている。そのため、重点区域内の大部分は用途地域に指定され、歴史的まちなみと周囲の豊かな自然環境の保全が図られている。

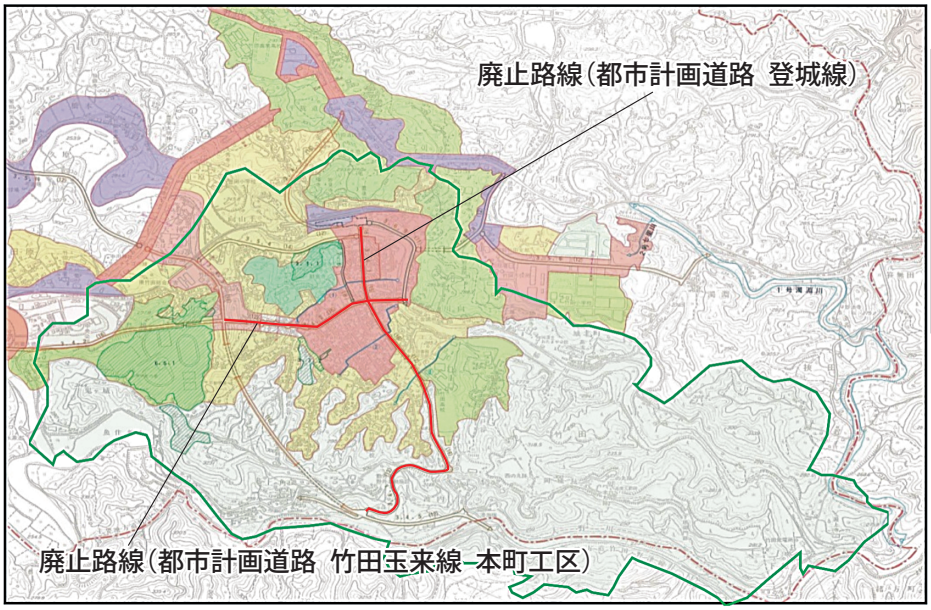

重点区域

色	用途区分	建ぺい率	容積率	壁面後退線
	第1種低層住居専用地域	50%	100%	1.0m
	第2種低層住居専用地域	50%	100%	1.0m
	第1種中高層住居専用地域	60%	200%	
	第１種住居地域	60%	200%	
	第２種住居地域	60%	200%	
	準住居地域	60%	200%	
	近隣商業地域	80%	200%	
	商業地域	80%	400%	
	準工業地域	60%	200%	
用途地域外		70%	200%	

②　竹田市景観計画（策定中）との連携

本市は、大分県南西部に位置し、市の中心部は江戸時代には岡藩７万石の城下町として栄え、古くから奥豊後の政治・文化・経済・交通の拠点である。山城であった岡城跡の麓には、今なお旧藩時代の城下町の面影を残す武家屋敷や寺社が立ち並び、独特の風情が感じられる。平成の合併以前の旧竹田市においては、昭和 54 年に「伝統的文化都市環境保存地区整備事業計画」、平成 13 年に「竹田区域まちなみ環境整備方針」を策定し、城下町としての伝統と歴史的景観を生かしたまちづくりを行ってきた。

平成 17 年４月１日に、旧竹田市と旧直入郡荻町、久住町、直入町が合併して新しい竹田市が誕生したことで、本市は、城下町の景観以外にも牧草地や温泉街等、魅力的で多様な景観を持つ町となった。

しかしその一方で、幹線道路沿いの看板の乱立、伝統的なまちなみの喪失、山林や農地の荒廃など、景観を阻害する動きも少なくなく、新たなまちづくりの柱の一つとなる景観形成の必要性が高まってきた。

このような背景のもと、新市としての景観形成のビジョンを再構築するため、「竹田市景観計画」を策定中である。「竹田市景観計画（策定中」は、本市における良好な景観形成に関する理念や、景観計画の区域、景観形成の方針、届出を要する建築行為等の基本事項をまとめたもので、個性ある美しいまちづくり及び歴史的風致に配慮した計画となる予定である。

なお、景観形成の向上を重点的に行う区域として、歴史的風致維持向上計画の重点区域を景観計画の重点区域と指定する方針である。

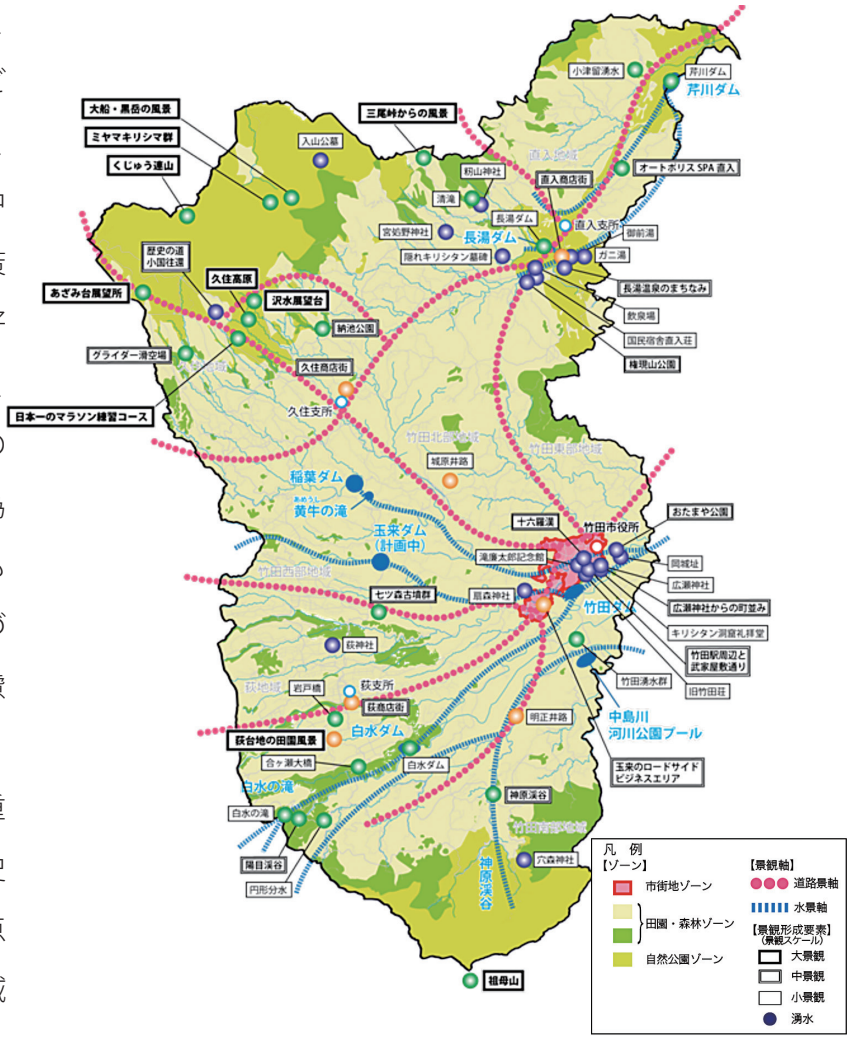

③　屋外広告物の景観形成について

竹田市においても、はり紙、はり札、立看板、広告塔等の屋外広告物が無秩序に氾濫することは、風致や良好な景観を損なったり、通行者等に危害を及ぼす恐れがある。

竹田市内における屋外広告物の規制は、大分県屋外広告物条例に基づき大分県が禁止地域や規制地域を設け、都市計画用途区分などに応じた事務事業を実施している。

しかしながら、重点区域内には、第一種低層住居専用地域や第一種中高層住居専用地域など異なる用途区分が存在するため、屋外広告物等の制限が異なっており、良好な景観が阻害されることが懸念される。そのため、重点区域内の屋外広告物の設置については、大分県からの権限委譲協議を続け、平成 27 年度に策定予定の竹田市景観計画（仮称）に基づき、屋外広告物等の適正な管理を行い、歴史的風致の維持向上に努める。

大分県屋外広告物条例（概要抜粋）

禁止地域等

- 都市計画法の規定により定められた、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区（ただし知事が指定する区域を除く）
- 文化財保護法の規定により指定された建造物とその敷地並びに同法の規定により史跡名勝天然記念物に指定又は仮指定された地域
- 大分県文化財保護条例の規定により指定された建造物とその敷地及び同条例の規定により県指定史跡名勝天然記念物に指定された地域
- 都市公園法に規定する都市公園

禁止物件

- 橋、トンネル、高架構造、植樹帯及び分離帯
- 石垣、擁壁の類
- 信号機、道路標識、防護柵、駒止めの類及び里程標の類
- 電柱、街灯柱その他電柱の類で、知事が指定するもの
- 銅像、神仏像及び記念碑の類
- 景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木

④　竹田市史跡等環境保存条例との連携

竹田市史跡等環境保存条例（昭和 54 年 7 月 26 日条例第 20 号）は竹田市の美しい自然環境・歴史的文化遺産を保存し、後世へ継承するために必要な措置を定め、郷土愛の高揚を図るとともに竹田市の文化の向上発展に寄与することを目的とする条例である。条例により指令された保存区域内（特別・第 1 種・第 2 種）での開発行為等を行う場合には竹田市史跡等環境保存計画の保存基準に沿って設計し、届出を提出し教育委員と協議を行わなければならない。

本条例の第 2 種保存地域は、重点区域の範囲と一致することから、重点区域内における自然環境・歴史・文化遺産の保存が図られる。

特別保存地区　保存基準

行為の対象物	行為の種類	保存基準			
		高さ	色彩	規模・形態・意匠	その他
建造物	新増築	15m 以内	歴史的風致と調和のとれた落着のある色とする。	周囲の建物と調和を保つよう工夫する。	①外観は木造形式とし屋根は日本瓦又は銀ねずみ色とする。
	改築	改築前の高さが 15m を超える場合はその高さまで。	同上	同上	②風俗及び風致を害するおそれのあるものは避ける。
工作物	新増改築	建築物に準ずる。	周囲と風致と調和のとれた色とする。	周囲の風致と調和するように工夫する。	
看板及び広告類の掲載		1 掲載させない。ただし、市において認めたものについては、この限りでない。 2 現にあるものについては、そのままとし更新をさせない。			
宅地造成土地の形質の変更		1 変更後の地貌が風致を著しく不調和としないこと。 2 竹木の成育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 3 美林の伐採を伴わないこと。			
竹木の伐採		1 建築物、工作物の新築及び形質の変更上どうしても必要なもの。 2 300㎡以上の皆伐は、特別な場合を除き避けること。			
土石類の採取		風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。			
建築工作物の形状・材質・色彩の変更	形状・材質	周辺の風致と調和を保つこと。			
	色彩	周辺の風致と調和を保つような色彩とする。			

第 1 種保存地区　保存基準

行為の対象物	行為の種類	保存基準			
		高さ	色彩	規模・形態・意匠	その他
建造物	新増築	15m 以内	歴史的風致と著しく不調和でないこと。	調和を保つよう工夫する。	①屋根は原色を避ける。 ②木造形式の屋根は日本瓦又はセメント瓦としセメント瓦は銀ねづみ色とする。 ③風俗及び風致を害するおそれのあるものは避ける。
	改築	改築前の高さが 15m を超える場合はその高さまで。	同上	同上	
工作物	新増改築	建築物に準ずる。	同上	同上	
看板及び広告類の掲載		地上 15m 以内	同上	同上	
宅地造成土地の形質の変更		1 風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 2 竹木の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。			
竹木の伐採		皆伐を避け、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。			
土石類の採取		風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。			
建築工作物の形状・材質・色彩の変更	形状・材質	著しく不調和とならないこと。			
	色彩	けばけばしい色は避ける。			

第２種保存地区　保存基準

行為の対象物	行為の種　類	保　存　基　準			
		高　さ	色　彩	規模・形態・意匠	その他
建造物	新増築	15m 以内	特にけばけばしい色は避ける。	著しく不調和とならないようにする。	①屋根は原色を避ける。 ②木造形式の屋根は日本瓦又はセメント瓦としセメント瓦は銀ねづみ色とする。 ③風俗及び風致を害するおそれのあるものは避ける。
	改築	改築前の高さが 15m を超える場合はその高さまで。	同　　上	同　　上	
工作物	新増改築	建築物に準ずる。	周囲の風致と調和のとれた色とする。	周囲の風致と調和するように工夫する。	
看板及び広告類の掲載		1 20m を超える鉄塔、広告塔は市の同意がなければ建設してはならない。 2 色彩については、市において指定する色とする。			
宅地造成土地の形質の変更		1 風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 2 竹木の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。			
竹木の伐採		皆伐を避け、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。			
土石類の採取		風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。			
建築工作物の形状・材質・色彩の変更	形状・材質	周辺の建物と著しい不調和でないこと。			
	色彩	著しく不調和とでないこと。			

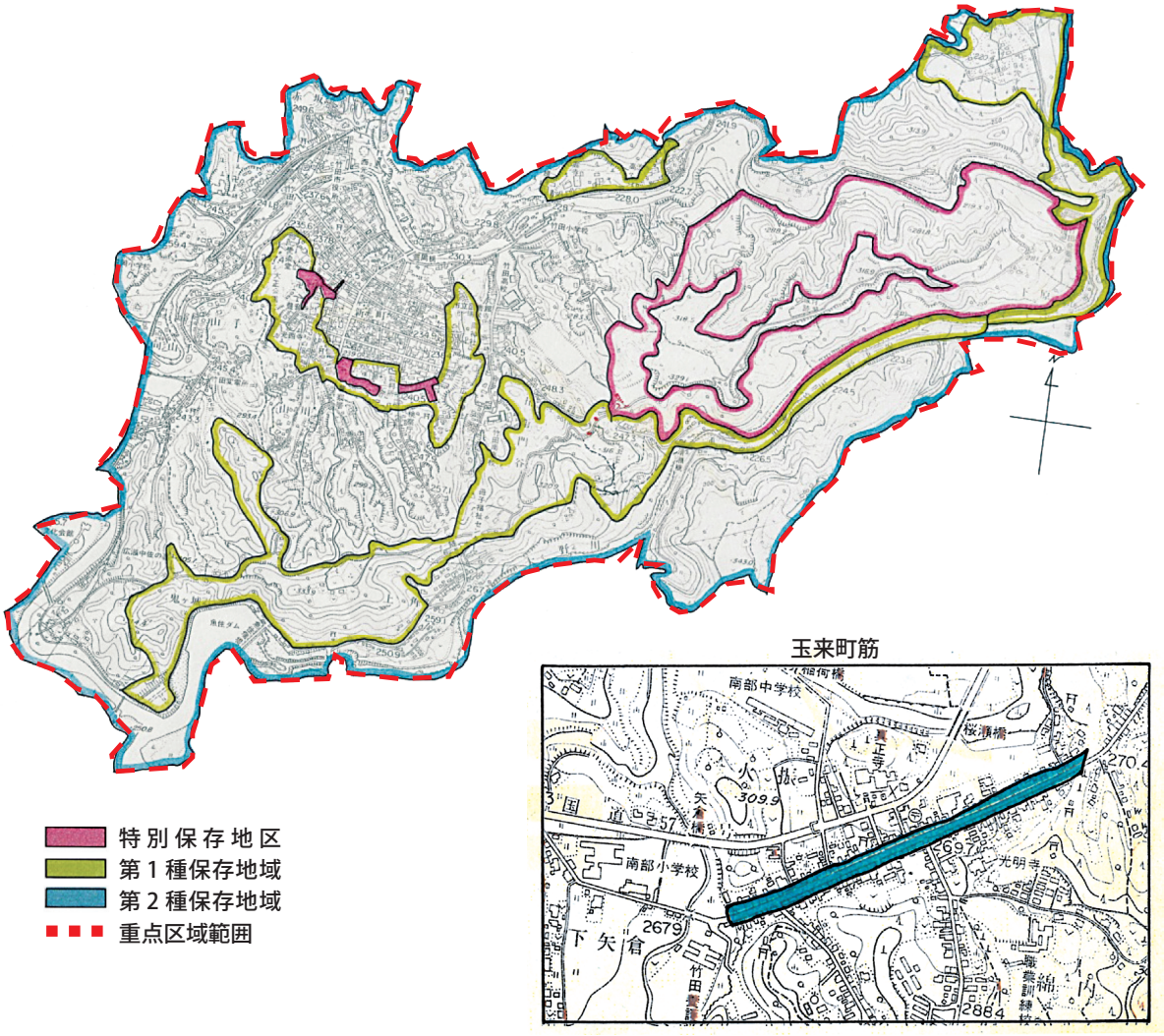

竹田市史跡等環境保存地域図

第 5 章　文化財の保存及び活用に関する事項

竹田市には指定文化財等が 245 件ある。これらの文化財は市内全域に分布し、本市の歴史・文化・自然環境を伝える貴重な資料として、教育普及や観光振興の重要な資源となっている。本市に残される文化財を確実に後世へ伝えていくためには、文化財の保存のみではなく周辺環境も含めた一体的な管理を図る必要がある。

(1)　文化財の保存・活用の現状と今後の方針及び具体的な計画

竹田市では、国・県・市指定文化財については文化財保護法・大分県文化財保護条例・竹田市文化財保護条例に基づき、所有者や管理者等に適切な保存や管理に関する指導や助言を行っている。今後も文化財保護法、大分県文化財保護条例、竹田市文化財保護条例に基づき、引き続き適切な保存や管理を行う。また、未指定文化財については、調査・研究を実施し、その価値を適切に判断し、必要に応じて指定に向けた取り組みを図っていく。無形文化財については、これまでに様々な助成事業を活用し、用具の整備や保存継承に不可欠な記録映像等の撮影等を行い、無形文化財の正確な継承に努めてきた。今後も、無形文化財が正確に後世へ伝承されるための取り組みを行っていく。

重点区域においては、国指定文化財は文化財保護法に基づき、所有者や管理者等に適切な保存や管理に関する指導や助言を行っており、重要文化財願成院本堂（愛染堂）の保存修理や史跡岡城跡、史跡旧竹田荘、史跡岡藩主中川家墓所の保存整備を実施し文化財の保存・活用を行い、岡城跡と岡藩主中川家墓所については保存管理計画を策定し、適切な保存・管理に努めてきた。保存管理計画未策定の国指定文化財については、必要に応じて計画策定を実施する。また、県・市指定文化財についても大分県文化財保護条例、竹田市文化財保護条例に基づいて、所有者や管理者等に適切な保存や管理の指導や助言を行っている。今後も、文化財保護法、大分県文化財保護条例、竹田市文化財保護条例に基づき、引き続き適切な保存や管理を行い、必要であれば文化財のみでなくその周辺環境の整備についても支援等を実施する。また、未指定文化財については、調査・研究を実施し、その価値を適切に判断し、必要に応じて指定に向けた取り組みを図っていく。

重点区域内で行われる祭礼などの無形文化財については、詳細な調査行われておらず、その継続のための方策も行われていない。今後は早急な調査を実施し、後世へ正確に継承されるための記録の保存や継承のために必要な助成を図る。

・民俗芸能等支援事業（平成 15 年度～平成 30 年度）

⑵　文化財の修理（整備も含む）に関する方針及び具体的な計画

文化財の修理や整備について、国・県指定文化財の修理や整備については、文化財保護法をはじめ関係法令に基づき適切な手続きをとって、文化庁や大分県教育委員会及び必要に応じて有識者等に指導や助言受け実施している。市指定文化財については、竹田市文化財保護調査委員会や有識者に指導・助言を仰いで実施している。また、文化財の修理や整備にあたっては、文献等の史料に基づいて歴史の真正性を担保とした修理・整備を行う。

重点区域においては、史跡岡城跡保存修理事業を継続して取り組む。その整備に際しては、有識者で組織する史跡岡城跡調査整備委員会及び竹田市文化財保護調査委員会に指導・助言を受ける。

・旧竹屋書店保存修理事業（平成 26 年度～平成 31 年度）
・吉川家住宅保存修理事業（平成 21 年度～平成 31 年度）
・史跡岡城跡保存整備事業（昭和 63 年度～平成 35 年度）
・西光寺境内保存修理事業（平成 26 年度～平成 30 年度）

⑶　文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画

竹田市立歴史資料館や竹田市立図書館において歴史資料や美術工芸品の保管及び公開を行っているほか、各地域にある公民館（文化会館・荻・久住・直入）において、各地域の歴史資料の展示や学習会を実施している。これらの施設における連携強化を図り、訪れる市民や観光客に対し、より理解しやすい展示や学習会等の充実を図る。

重点区域内にある歴史資料館や図書館については、老朽化が進んでいるだけではなく、収蔵されている貴重な資料を保管するスペースの不足や重要資料を保管する施設としての設備が十分とは言えないことから、今後施設の整備を行う。重点区域内にある登録有形文化財竹田市公民館竹田分館（旧一味楼）や登録有形文化財吉川家住宅については保存修理を実施し、旧一味楼は公民館として、吉川家住宅は工芸家へ貸し出しを行い内部の公開活用を行っており、他の歴史的建造物についても公開活用を図ることとする。

重点区域内は、岡城跡や旧竹田荘等の本市の観光の中心となる文化財が多数存在しており、これらの文化財と文化財の保存・活用を図る施設を回遊するルートである歴史の道が設定されているが、歩道や駐車場の整備、案内板・説明版による情報発信については十分ではなく、これらの整備に加えて観光案内や休息施設を備えた施設を設置、城下町から岡城跡へのアクセス

方法の整備をするなど観光客が訪れやすい環境づくりを行う。

・建物修景補助事業（平成 13 年度～平成 31 年度）

・城下町回遊館整備事業（平成 26 年度～平成 30 年度）

・竹田荘公園等整備事業（平成 26 年度～平成 30 年度）

・風景に根ざしたやすらげる公園整備事業（ポケットパーク整備）
（平成 26 年度～平成 30 年度）

・歴史資料館等公開活用整備事業（平成 26 年度～平成 30 年度）

・岡城ガイダンスセンター整備事業（平成 29 年度～平成 30 年度）

・駐車場整備事業（平成 26 年度～平成 30 年度）

・城下町・岡城跡回遊促進事業（平成 26 年度～平成 35 年度）

・電線類無電柱化事業（平成 28 年度～平成 30 年度）

⑷　文化財の周辺環境の保全に関する方針及び具体的な計画

現在策定中の竹田市景観計画に基づき、市域全体の環境保全に努める。

重点区域では、昭和 57 年の竹田市史跡等環境保存条例の施行以降、城下及びその周辺地域の環境保全について竹田市史跡等環境保存審議会よる指導･助言を行い環境保全を図ってきた。今後も竹田市史跡等環境保存条例及び現在策定中の竹田市景観計画に基づき区域内の環境保全に努める。また、道路の美装化、排水路の整備、街路灯や案内板等のデザインについて、文化財及び周辺環境と調和に配慮し実施する。

また、過疎高齢化により城下町内の空き家・空き店舗等が発生している。老朽建物の除却及び空き家・空き店舗の有効活用を図る。

・道路美装化事業（平成 13 年度～平成 30 年度）

・電線類無電柱化事業（平成 28 年度～平成 30 年度）〔再掲〕

・城下町観光案内・道路標識・街路灯整備事業（平成 26 年度～平成 30 年度）

・城下町路地裏整備事業（平成 26 年度～平成 30 年度）

・城下町老朽危険空き家等除却促進事業（平成 26 年度～平成 30 年度）

・城下町空き家・空き店舗再生促進事業（平成 26 年度～平成 30 年度）

・城下町移住定住支援事業（平成 26 年度～平成 30 年度）

⑸　文化財の防災に関する方針及び具体的な計画

竹田市消防本部や竹田警察署と連携し、文化財の盗難に対する見回りや防災点検、住民への

啓発活動を実施し、文化財の防犯・防災に対する意識の向上を図るように努める。また、文化財の所有者や管理者等に対し防犯設備や消防設備を可能な限り設置するよう指導を実施する。さらには竹田市地域防災計画に記載された、有事の際の文化財保護に関する連絡体制の確認を行う。

重点区域内においては、毎年 1 月 26 日の文化財防火デーに合わせ、史跡旧竹田荘、史跡岡藩主中川家墓所、重要文化財願成院本堂（愛染堂）、県指定史跡西光寺境内において、竹田消防署、竹田市消防団、地元自治会と教育委員会が共同で防火訓練を実施しており、今後も継続して行う。防火用水となる市街地導水路についても防火用水の確保が出来るよう点検及び改修を行う。

また、寺社や貴重な資料を保管する歴史資料館、図書館等については、防犯防火を図る上で、自動火災警報器の設置や折に触れ所有者への注意喚起を促すなどの対策を推進する。

⑹　文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針及び具体的な計画

市内に所在する文化財について、広く市民や観光客に対し関心を持ってもらうことが重要であり、竹田市では、これまでに文化財市民講座、市内小学校への文化財学習、民俗芸能大会、文化財修理現場公開、市報へ文化財情報の記載等を実施し市民への啓発活動を実施してきた。今後も、学習会やケーブルテレビなどを通じての情報発信を継続的に行う必要がある。

重点区域内においては、市民ボランティアガイドによる案内や竹田市立歴史資料館での常設展示・企画展示・各種講座をつうじて地域の歴史・文化の啓発活動を実施している。また、歴史文化に関する講演会や先人顕彰活動の拠点施設整備を行うとともに、住民や観光客が手軽に情報を得ることができる案内パンフレットの作成や観光案内施設を設置する。

・城下町回遊館整備事業（平成 26 年度～平成 30 年度）〔再掲〕

・城下町案内ガイド養成事業（平成 26 年度～平成 35 年度）

・城下町・岡城跡歴史学習事業（平成 17 年度～平成 35 年度）

・城下町案内マップ等制作事業（平成 26 年度～平成 30 年度）

⑺　埋蔵文化財の取り扱いの現状と今後の方針及び具体的な計画

竹田市には縄文時代から近世に至るまでの周知の埋蔵文化財包蔵地が数多く確認されている。

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為ついては文化財保護法に基づく届出を受け、大分県教育委員会や開発者と協議を行い、埋蔵文化財への影響を極力避けるように努める。埋蔵文化財への影響を免れない場合は、発掘調査を実施し、記録保存を図る。また、出土遺物等につ

いても適切な保管・管理を行う。

重点区域は、その区域の大半が周知の埋蔵文化財の包蔵地となっており、岡城跡や城下町遺跡など 14 か所にのぼる。これらの包蔵地のほとんどが近世の遺跡に属し、岡藩城下町の構造を理解するうえで重要な遺跡である。このため、民間で行われる建築物や構造物の取り壊し撤去、また、建設の際には十分な指導管理を行い、事業者にも注意を喚起し、埋蔵文化財への影響を極力避けるように努める。

⑻　文化財の保存・活用に係る市町村教育委員会の体制の現状と今後の方針

竹田市における文化財の保存・活用を担当する部署は、教育委員会文化財課であり課内に文化財課長 1 名、文化財管理係 3 名、文化財係 1 名、市立歴史資料館 6 名（館長は文化財課長が兼務、次長は文化財係長が兼務、学芸員 1 名、嘱託職員 3 名の計 6 名）、文化財管理センター 2 名（センター長は文化財課長が兼務、次長は文化財係長が兼務の計 2 名）の体制で文化財保護を進めている。

竹田市文化財保護調査委員会条例に基づき竹田市文化財保護調査委員会が設置され、文化財の指定・解除等の文化財の保護に関する重要事項について調査及び審議を行う。現在の調査委員は 17 名で、考古 1 名、仏像 1 名、古建築 1 名、動物 1 名、植物 1 名、民俗 1 名、石造物 1 名、古文書 1 名、漢籍 1 名、郷土史 8 名で構成されている。また、竹田市史跡等環境保存条例に基づき竹田市史跡等環境保存審議会を設置しており、審議会は保存地域内の景観に関す重要事項に関し諮問を行う。現在の審議委員は 10 名で、学識経験者（地域住民代表含む）5 名、市議会 2 名、教育委員 1 名、文化財保護調査委員 2 名で構成されている。

⑼　文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO 等各種団体の状況及び今後の体制の方針と具体的な計画

市内には文化財の保存や管理に関わる団体が複数存在し、各地域においてその活動を行っている。史跡七ツ森古墳群や県・市指定文化財に対し地元自治会や老人クラブ等により除草作業や日常管理が行われている。また、神楽・獅子舞・白熊等の民俗芸能の継承活動を各保存会により行われている。

重点区域内での文化財と住民等の関わりについては、ボランティアガイドによる岡城跡や城下町の案内、住民による史跡のボランティア清掃が行われていることに加え、平成 14 年度から NPO 法人竹田まちなみ会により城下町における建造物等の修景において、施主からの事前

相談や現地調査をし、竹田市の景観を考慮した基本設計及概算見積等を行いっている。また、田能村竹田をはじめとする先人の顕彰活動が住民により組織され活動が行われている。

今後は、文化財の保存・活用に関わっている住民等と行政との連携を強化し、継続して活動ができるような支援等を行うなど官民共同により保存・活用を図っていく。

・民俗芸能等支援事業（平成 15 年度～平成 35 年度）〔再掲〕

重点区域内で活動する文化財関係団体等

団体名	活動概要
竹田市観光ボランティアガイド	文化財施設等の案内
岡の里事業実行委員会	竹田市の自然と歴史の調査研究 機関誌「からんころん」発行
NPO 法人竹田まちなみ会	城下町の歴史的建造物の修景事業の設計
岡城・歴史まちづくりの会	岡城跡と城下町の再生の取り組み
田能村竹田顕彰会	田能村竹田の顕彰活動
瀧廉太郎会	瀧廉太郎の顕彰活動
廣瀬武夫顕彰会	廣瀬武夫の顕彰活動
よしみ会	佐藤義美の顕彰活動
平田獅子舞子団体	伝統芸能継承（夏越祭）
吉田俚楽座	伝統芸能継承（夏越祭・八朔祭）

第６章　歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

⑴　基本的な考え方

歴史的風致維持向上施設とは、本市における歴史的風致の維持及び向上に必要な公共施設等であり、その整備と適切な管理によって、竹田市固有の歴史まちづくりを推進していく効果が見込めるものである。このため、その整備は、歴史的風致を構成し、かつ、その保全に寄与するもので、本計画の期間内に確実に実施されるものを対象とする。

歴史的風致維持向上施設においては、歴史的建造物の保存修理、良好な市街地の環境や景観形成、まちなか回遊機能の向上などに寄与する整備を行うが、その施設や区域の歴史的背景を十分に調査し、周囲の歴史的風致の維持及び向上を図るため、定期的に庁内の城下町再生プロジェクト会議を開催して綿密な連携を行っていく。

歴史的風致維持向上施設の管理に当たっては、行政の関係部局における適切な役割分担のもとで連携するとともに、地域住民との協力により適切な維持管理を行うものとする。また、その所有者等に対しても、適切な助言・指導等を行うこととする。

さらに、生活環境や住民・来訪者の交流環境の向上や歴史的風致の普及・啓発に取り組むことにより、文化財の保存等に対する理解を深め、市民等との協力により施設の維持管理に取り組むものとする。

このような基本的な考え方に基づいて、以下の事業を推進する。

①　歴史的建造物と町並みの保存・活用に関する整備及び管理

歴史的風致を形成している現存の建造物及び城下町の町割については、その地域の歴史・文化や町並みの特徴を現す重要な構成要素であり、良好な状態に保つことが歴史的風致の維持向上に直結するものである。このことから、今後は点として整備する歴史的建造物の保存のみに留まらず、連続した町並みとして保存整備を行う。また、町屋、武家屋敷など歴史的建造物については、周囲の景観に合った修景、改修等の整備を促し、住宅としての入居や新規店舗の参入を支援し、官民共同による有効活用を図る。

城下町に居住する住民の町なか生活と、城下町に残された歴史遺産との調和が図られた住環境の形成に配慮しつつ、来訪者が周遊する仕掛けづくりとして、適切な歴史的風致を構成し得る整備に努めていく。

・建物修景補助事業（平成 13 年度 ~ 平成 31 年度）

・旧竹屋書店保存修理事業（平成 26 年度～平成 31 年度）

・吉川家住宅保存修理事業（平成 21 年度～平成 31 年度）

・城下町回遊館整備事業（平成 26 年度 ~ 平成 30 年度）

・竹田荘公園等整備事業（平成 26 年度 ~ 平成 30 年度）

・風景に根ざしたやすらげる公園整備事業（平成 26 年度 ~ 平成 30 年度）

・城下町老朽危険空き家等除却促進事業（平成 26 年度 ~ 平成 30 年度）

・城下町空き家・空き店舗再生促進事業（平成 26 年度 ~ 平成 30 年度）

② 文化財の保存に関する施設整備及び管理

国・県・市指定文化財及び登録有形文化財をはじめとする歴史的建造物の保存修理を実施し、適切な管理及び公開活用を行う。また、未修理建造物等の整備と調査未実施の建造物等の調査を進めていく。

城下町の武家や町屋に残されている文献資料、田能村竹田をはじめとする郷土の文人たちが描いた豊後南画などの美術品、貴重な歴史的資料を適切に保存するスペースを確保し、公開活用が行える施設の整備を行う。

・旧竹屋書店保存修理事業（平成 26 年度～平成 31 年度）〔再掲〕

・吉川家住宅保存修理事業（平成 21 年度～平成 31 年度）〔再掲〕

・史跡岡城跡保存整備事業（昭和 63 年度 ~ 平成 35 年度）

・西光寺境内保存修理事業（平成 26 年度 ~ 平成 30 年度）

・歴史資料館等公開活用整備事業　（平成 26 年度 ~ 平成 30 年度）

③ 歴史的遺産の周辺環境に関する施設整備及び管理

本市の歴史的風致を形成する建造物は、竹田城下町の中心部に集中しており、建造物を構成する城下町の町割も歴史的風致である。城下町に点在する歴史的遺産を線で結び、城下町全体を面として歴史・文化のまちづくりを展開していくため、歩行や景観の障害となっている電柱電線類、街灯等の無電柱化や移設を行い、歴史的な環境と調和した景観づくりを進める。併せて町並みや町屋、武家屋敷通りなどの色調に合わせた道路の美装化を行い、景観形成を進め風致の向上を図る。

また、地域に居住する住民と行政との協働体制を構築し、歴史と生活が融合したまちづくりを進めるとともに、市民全体が地域文化の歴史的価値を再認識するような歴史や文化を学習す

る場づくりを行い、理解度の底上げを図っていく。

・道路美装化事業（平成 13 年度 ~ 平成 30 年度）

・電線類無電柱化事業（平成 28 年度 ~ 平成 30 年度）

・城下町路地裏整備事業（平成 26 年度 ~ 平成 30 年度）

・歴史資料館公開活用整備事業（平成 26 年度～平成 30 年度）〔再掲〕

・城下町回遊館整備事業（平成 26 年度～平成 30 年度）〔再掲〕

④　観光・情報発信・啓発に関する施設整備及び管理

城下町を訪れる来訪者が快適に迷わず散策を行うため、城下町の歴史的建造物や町割りを広く住民や来訪者に周知するための拠点施設の整備を行う。そして、来訪者など多くの人々に歴史的町並みや歴史的道筋を回遊させることにより、歴史や文化を活かした観光振興に繋げていく。このため、積極的な情報発信や周辺景観に配慮した案内標識、歴史・文化遺産の説明板、駐車場等の整備を行い、『歩けるまち』、『歩きたくなるまち』の実践構築を図る。

また、城下町と岡城跡が離れているため、双方向へのスムーズな移動、誘導を促す導線整備を行うとともに、道路標識や城下町の案内板を統一、地域住民や来訪者が歩きやすい城下町づくりを進める。

・岡城ガイダンスセンター整備事業（平成 29 年度 ~ 平成 30 年度）

・城下町観光案内・道路標識・街路灯整備事業（平成 26 年度 ~ 平成 30 年度）

・城下町回遊館整備事業（平成 26 年度～平成 30 年度）〔再掲〕

・駐車場整備事業（平成 26 年度 ~ 平成 30 年度）

・城下町案内マップ等制作事業（平成 26 年度 ~ 平成 30 年度）

・城下町・岡城跡回遊促進事業（平成 26 年度 ~ 平成 35 年度）

・城下町移住定住支援事業（平成 26 年度 ~ 平成 30 年度）

・歴史資料館公開活用整備事業（平成 26 年度～平成 30 年度）〔再掲〕

⑤　伝統行事・伝統芸能に関する施設整備及び管理

竹田の歴史的風致の構成要素となる歴史的建造物や伝統的な祭礼等について、その特徴や重要性などを地域住民並びに来訪者に広く周知することで、歴史的建造物や伝統的営みを後世へ継承していく機運を醸成し、併せて観光の振興にも繋げていく。夏越祭の御祭礼については、できる限り多くの来訪者が巡行でき、安心して歩行できるよう無電柱化等を実施するなど、伝統行事や伝統芸能が披露、活動しやすい環境整備を進める。

また、地域で継承される伝統芸能を確実に後世へ継承していくために、担い手の確保や育成を目的とした支援及び活動に必要な用具の整備等の支援も必要に応じ実施する。

・民俗芸能等支援事業（平成 15 年度 ~ 平成 30 年度）

⑥　市民活動に関する施設整備及び管理

岡藩城下町が成立して 400 年を超える歴史が積み重ねられている。城下町には歴史・文化遺産が点在し、慣習や行事あるいは祭りとして住民の生活の中に受け継がれてきた歴史的風致が存在する。こうした風致を維持向上するためには、地域住民の歴史・文化に対する理解が欠かせないものであり、歴史・文化を活かしたまちづくりを行うための基幹的要素である。このため、地域の歴史・文化を学習する機会を確保するとともに、こうした機会を広く周知、拡大する。また、城下町を案内するボランティアガイドや市民講師の充実を図り、人材育成による歴史まちづくりを併せて進める。

こうしたソフト事業や市民活動の支援を積極的に行うため、活動を専門的に展開できる場所の整備や先哲先人の顕彰活動を行う施設の整備についても推進し、市民活動の拠点として、或いは歴史・文化の学習を深める場として活用を図っていく。

さらに、竹田市固有の先哲顕彰活動であり、また、文化芸術の向上を図る目的で継続してきた「田能村竹田先生を偲ぶ美術祭」などを持続継承するとともに、市民自らが文化芸術に親しみ発表できる施設の確保、整備を進めていく。

・城下町案内ガイド養成事業（平成 26 年度 ~ 平成 35 年度）

・城下町・岡城跡歴史学習事業（平成 17 年度 ~ 平成 35 年度）

(2)　歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業

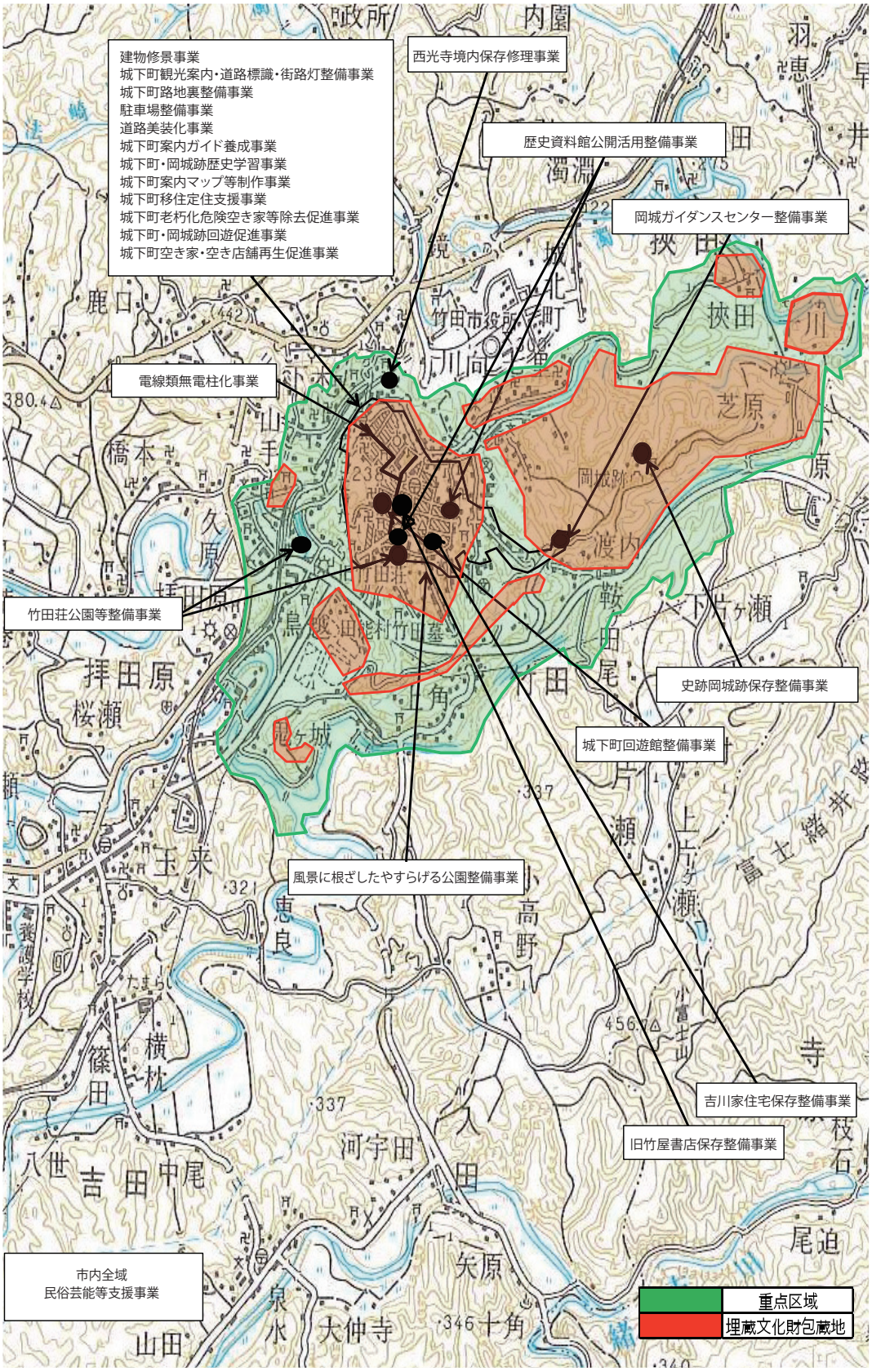

事業総括図（竹田地区）　S=1/25,000

事　業　番　号	No.1
事　　業　　名	建物修景補助事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 13 年度～平成 31 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事　業　箇　所	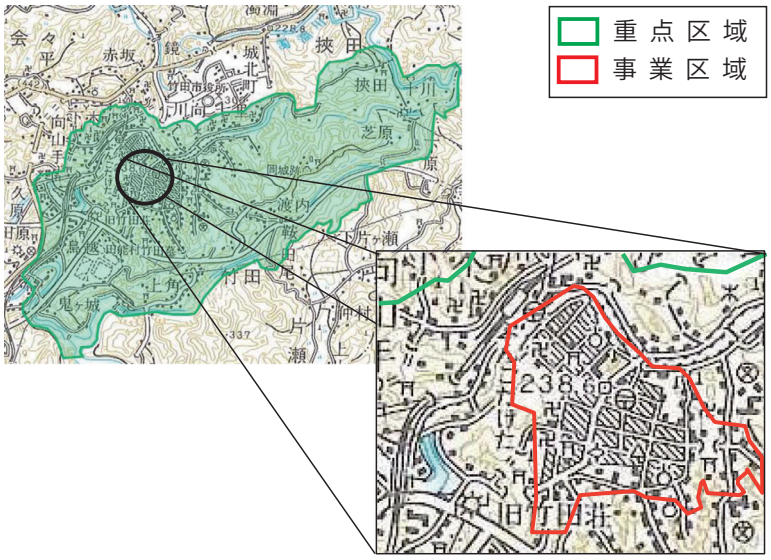
事　業　概　要	 旧一味楼（整備後） ■竹田城下町地区における民家や店舗の所有者が、歴史的建造物等の特性を活かしたまちづくり協定を締結した上で屋根・外構等の建物修景を「竹田地区街並み形成景観･修景ガイドライン」に沿って行う場合に、経費の一部について補助を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	竹田城下町の町割りは、城下町が形成された 400 年前の町割りがほぼそのまま引き継がれてきたものであり、往時の生活空間や情感を体感できる箇所が点在している。本事業による建物修景等を行うことで、建物と城下町のさらなる調和が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.2
事　　業　　名	旧竹屋書店保存修理事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 26 年度 ~ 平成 31 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事　業　箇　所	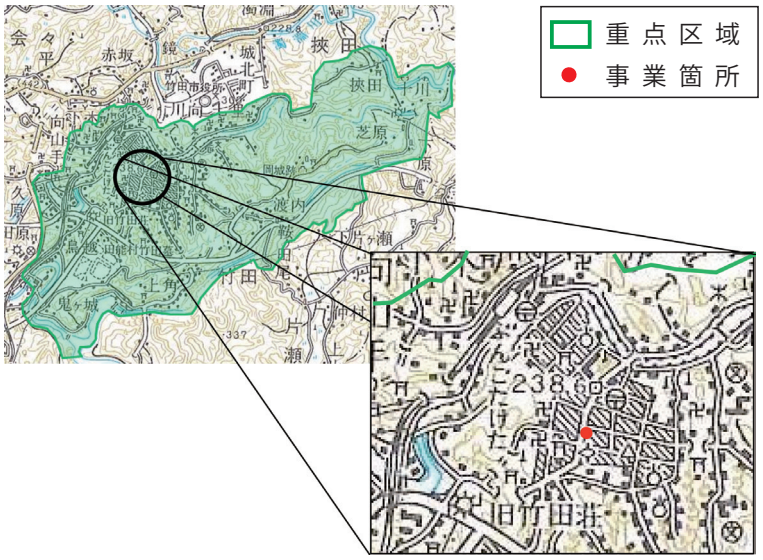
事　業　概　要	 旧竹屋書店（現況） ■明治 32 年に建造された旧竹屋書店（登録有形文化財）の店舗兼主屋・土蔵について、公開活用を図るため、屋根・外壁・内装等の保存修理を「竹田地区街並み形成景観・修景ガイドライン」に沿って行い、地場産品の販売や休憩施設として活用を図る。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	竹田城下町の町割りは、城下町が形成された 400 年前の町割りがほぼそのまま引き継がれてきたものであり、往時の生活空間や情感を体感できる箇所が点在している。旧竹屋書店は、竹田の城下町に明治期に建てられた建造物であり、現在も、「はら太もち」等の地場産品の販売も行っており、地域の人々に親しまれている建造物である。本事業による建物修景等を行うことで、建物と城下町の調和が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.3
事　　業　　名	吉川家住宅保存修理事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 21 年度～平成 31 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事　業　箇　所	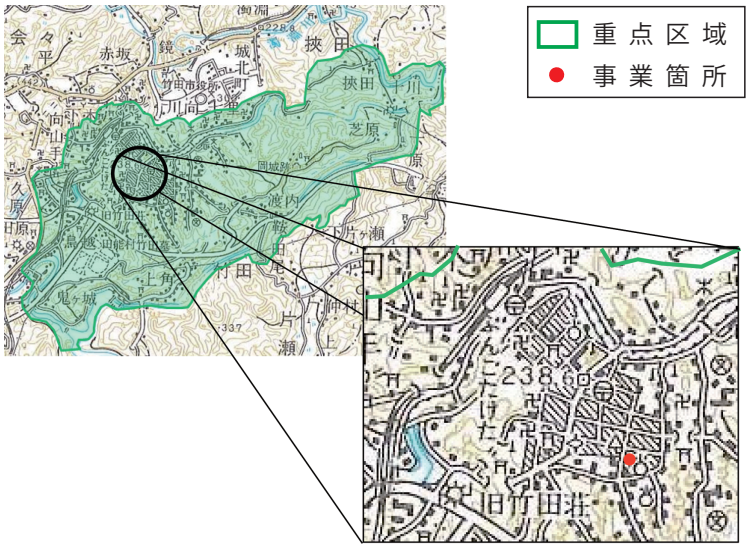
事　業　概　要	 ■大正 11 年に建造された吉川家住宅（登録有形文化財）の主屋・土蔵・倉庫について、公開活用を図るため、屋根・外壁・内装等の保存修理を「竹田地区街並み形成景観・修景ガイドライン」に沿って行い、観光案内や休憩施設として活用を図る。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	吉川家住宅は大正期に建築された造り酒屋の建物で、城下町の景観を形成する重要な歴史的建造物である。主屋及び倉庫一については活用のための整備を実施し、公開活用を行っており、倉庫二・三についても保存修理等を行うことで、連続したまちなみの保全が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.4
事　　業　　名	史跡岡城跡保存整備事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	昭和 63 年度 ~ 平成 35 年度
支 援 事 業 名	国宝重要文化財等保存整備費補助金（昭和 63 年度～平成 25 年度）・文化遺産を活かした観光振興地域活性化事業（平成 23 年度～平成 24 年度） 〔※国宝重要文化財等保存整備費補助金及び史跡等総合活用支援推進事業の活用検討〕
事　業　箇　所	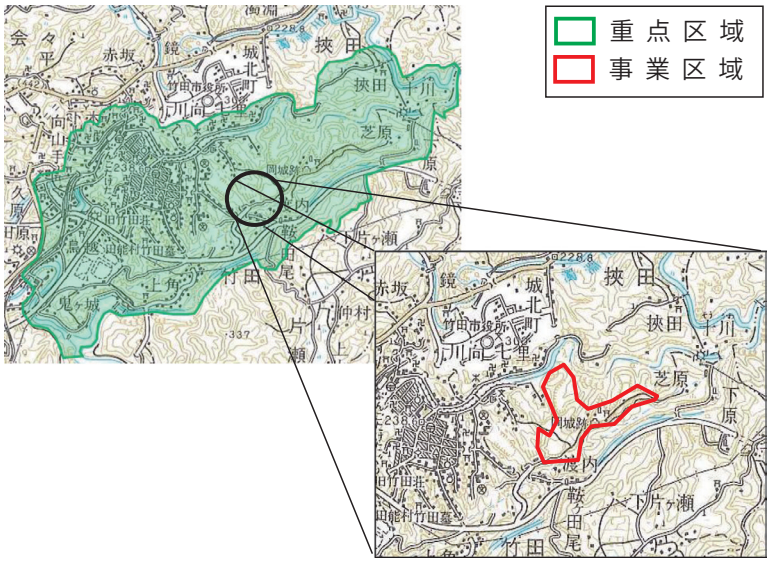
事　業　概　要	 岡城跡（大手登口） 岡城跡 ■文禄 3 年（1594）の初代藩主中川秀成の入部後、造営が着手された岡城跡は、経年による老朽化が著しいため、現況調査を入念に行った上で、保存修理を適切に進めるとともに、生涯学習や観光の拠点として積極的な公開活用を促進するための環境整備を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	史跡岡城跡は竹田市において重要な歴史的遺産かつ地域住民にも親しまれている観光拠点であるため、今後も計画的な保存修理を行うことで、適切な管理や公開活用が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.5
事　　業　　名	西光寺境内保存修理事業
事　業　主　体	西光寺
事　業　期　間	平成 26 年度 ~ 平成 30 年度
支 援 事 業 名	大分県文化財保存事業費補助金・竹田市文化財保存事業費補助金
事　業　箇　所	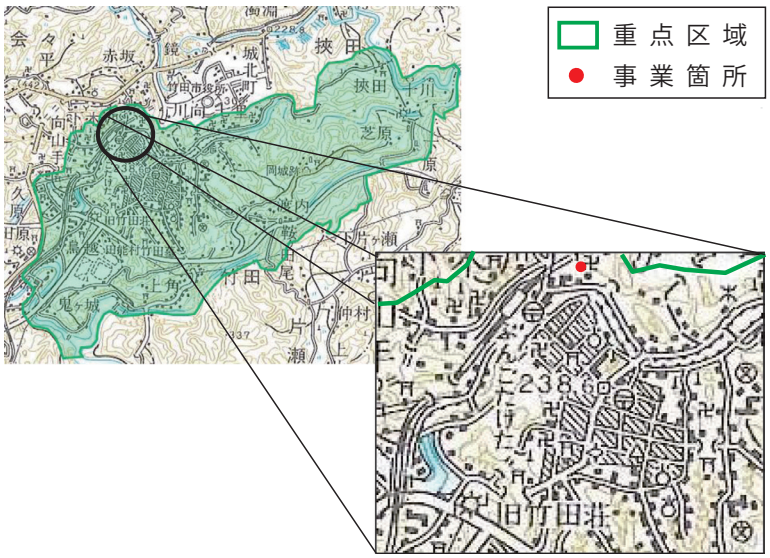
事　業　概　要	 西光寺本堂 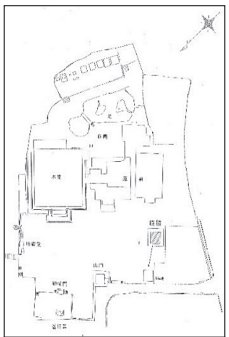 西光寺 ■岡藩主中川家とかかわりの深い西光寺は、経年による老朽化が著しいため、現況調査を入念に行った上で、保存修理を適切に進めるとともに、生涯学習や観光の拠点として積極的な利活用を促進するための御成門及び本堂の保存修理を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	西光寺は城下町の重要な歴史的建造物であり、今後も計画的な保存修理及び公開活用に関する整備が必要とされる。寺社は城下町の景観を形成する要素として大きな存在価値を有しており、こうした歴史的建造物の保存修理を行うことで、歴史的建造物の保全が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.6
事　　業　　名	道路美装化事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 13 年度 ~ 平成 30 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（竹田地区都市再生整備計画事業）
事　業　箇　所	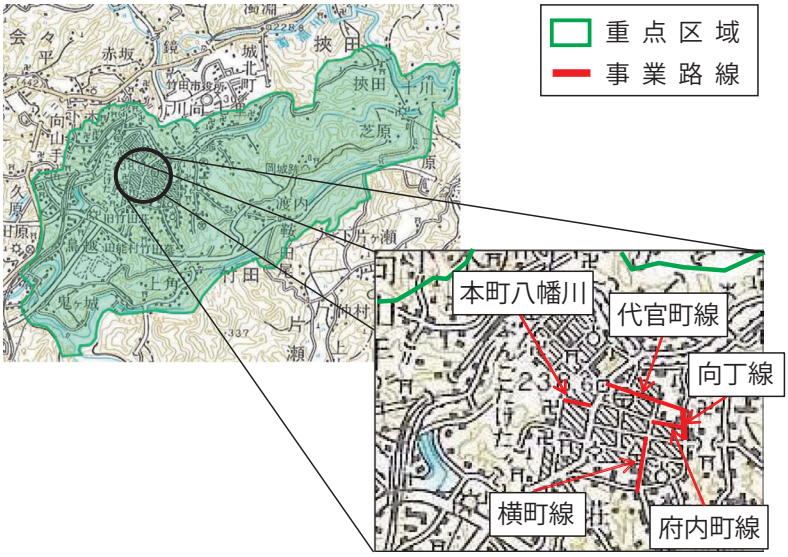
事　業　概　要	 整備前 整備後 ■竹田城下町の良好な景観形成を推進するため、市道本町八幡川・府内町・代官町・向丁・横町線を対象に、城下町全体の周辺の景観に調和した舗装整備を行うため、測量設計及びカラー舗装工事を実施する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	竹田城下町は、多数の指定文化財等が集積するなど多くの歴史的遺産が残されている。本事業を実施し、城下町一円の道路美装化を行うことで、道路景観の改善を図るとともに、こうした歴史的遺産を城下町の情景に合った道路整備を行うことで、城下町のまちまみの連続性の保全が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.7
事　　業　　名	電線類無電柱化事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 28 年度 ~ 平成 30 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（竹田地区都市再生整備計画事業）
事　業　箇　所	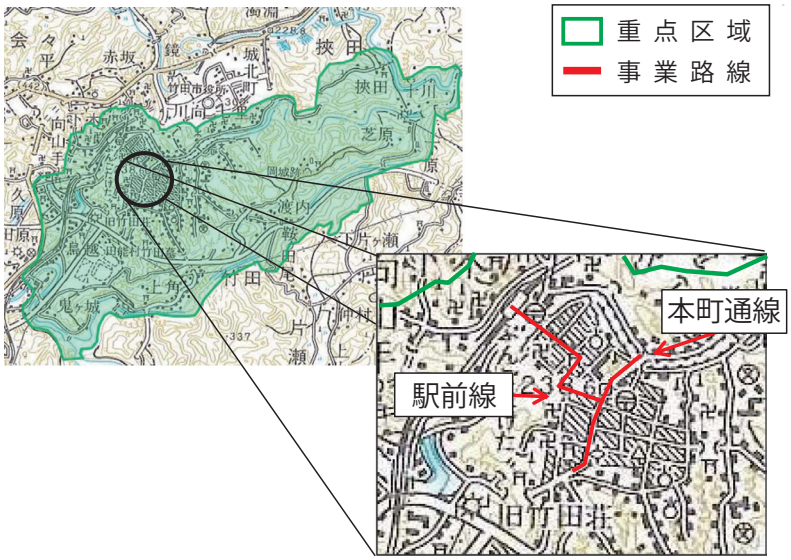
事　業　概　要	 市道本町通線 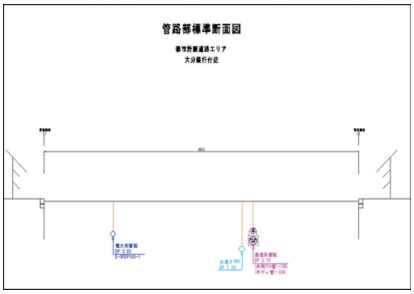 ■市道本町通線及び駅前線では、歩行に支障をきたしている電線類等を無電柱化し、歩行空間と景観形成を行い、歩いて楽しい道路を整備する。また、メインストリートとして、再整備し、城下町の拠点の一つである中心市街地の賑わいを取り戻すため、測量設計・舗装整備・電線類無電柱化工事・歩道整備を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	沿道の歴史的建造物や城下町の町割を散策するには、景観や歩行者空間が不十分である。本事業によって、竹田城下町一円を周辺の歴史的建造物や城下町の町割と一体となった沿道空間を確保するため、道路美装化･歩道整備･電線類無電柱化事業を行うことで、歩行･道路空間の魅力向上と機能充実が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.8
事　　業　　名	城下町観光案内・道路標識・街路灯整備事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 26 年度 ~ 平成 30 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（竹田地区都市再生整備計画事業）
事　業　箇　所	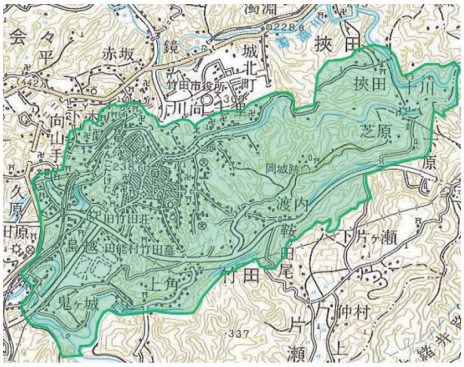 重点区域全域 重 点 区 域
事　業　概　要	 既存の観光案内板 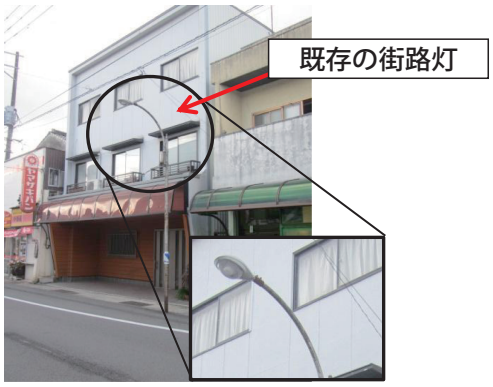 ■街路灯・案内看板・道路標識等を統一した色合いやデザインにすることにより、城下町の景観形成の向上を図るため、街路灯等基本計画・街路灯等撤去・設置を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本市を訪れる観光客に対し城下町の回遊ルートの案内や文化財の説明を行い、城下町と岡城跡双方へのスムーズな誘導を促す観光案内表示及び道路標識の統一を図ることや、併せて街路灯の統一整備も行うことで、来訪者が夜間でも安全に城下町を回遊しながら、地域の歴史・文化を理解することが図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.9
事　　業　　名	歴史資料館等公開活用整備事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 26 年度 ~ 平成 30 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（竹田地区都市再生整備計画事業）
事　業　箇　所	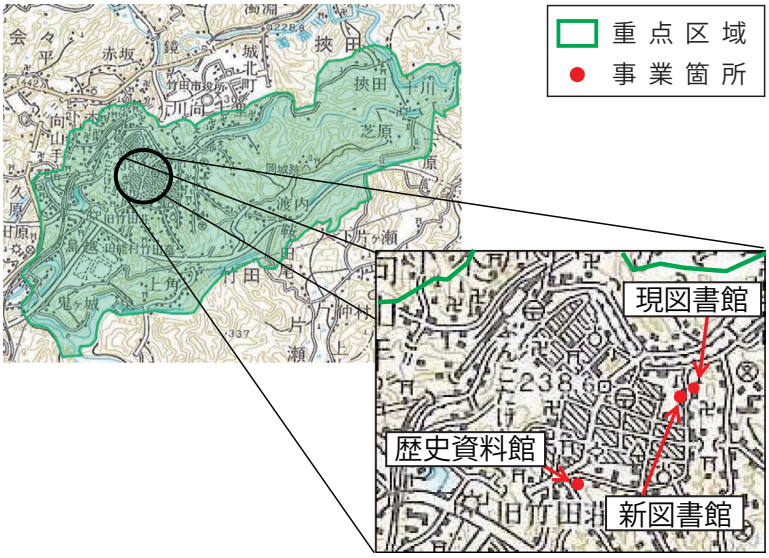
事　業　概　要	 現図書館（再整備予定） 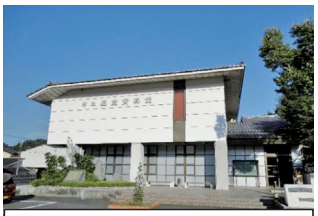 竹田市立歴史資料館 ■歴史資料館で保管、保有する貴重な資料の整理を行い、図書館と併せて歴史的文化的遺産の集約的な分類整理を行い、未整理資料の調査研究を効率的に行うとともに、公開活用を図っていく。またその一環として、文化・情報・生涯学習の拠点及び城下町の中核施設として位置づけられている竹田市立歴史資料館（昭和 55 年建設）及び竹田市立図書館（昭和 35 年建設）の再整備を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史資料館及び図書館には、城下町の武家や町屋に残されている文献資料並びに田能村竹田をはじめとする郷土の文人たちが描いた豊後南画などの美術品など歴史的に価値のある資料が保存されている。こういった城下町に残された豊富な歴史・文化資料の適切な保管及び調査研究を行うことで、資料の公開活用が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.10
事　　業　　名	岡城ガイダンスセンター整備事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 29 年度 ~ 平成 30 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（竹田地区都市再生整備計画事業）
事　業　箇　所	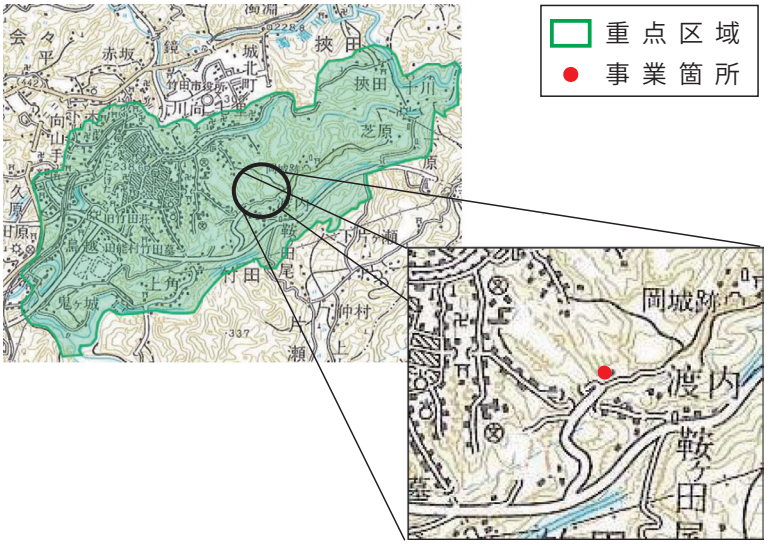
事　業　概　要	 岡城ガイダンスセンター予定地 ■史跡岡城跡の歴史文化に関する総合的な情報交換を行い、魅力にあふれた交流拠点として維持・発展させるため、岡城の来訪者を迎えるエントランス的機能をもったガイダンス機能や体験施設あるいは観光交流の充実を図り、来訪者の利便性を向上させる整備を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	距離的にも離れている岡城跡と城下町の双方のつながりをもたせるため、岡城跡駐車場に岡城跡ＰＲ及び城下町の観光案内機能の整備を行うことで、地域住民や来訪者が史跡岡城跡の歴史的価値を正しく理解することができることや城下町の歴史的建造物や町割を広く来訪者へのＰＲが図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.11
事　　業　　名	城下町回遊館整備事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 26 年度 ~ 平成 30 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（竹田地区都市再生整備計画事業）
事　業　箇　所	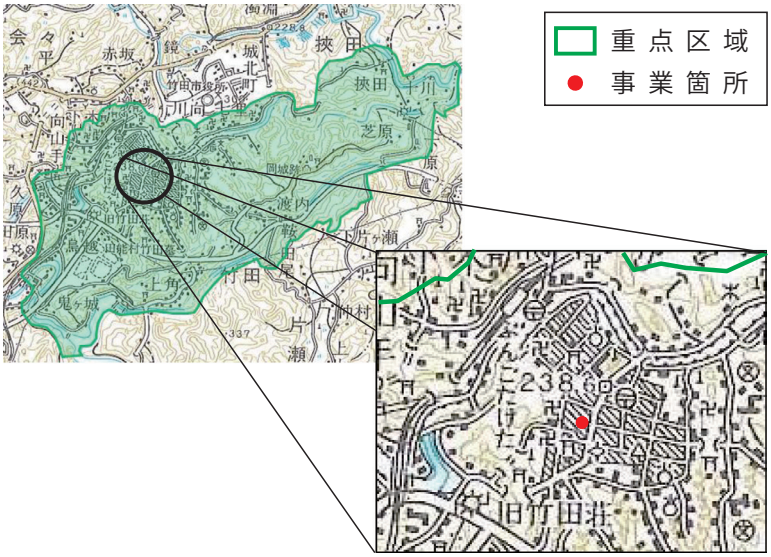
事　業　概　要	 城下町回遊館予定地 ■城下町の中心部に位置した場所に、城下町を訪れる来訪者の為の案内施設及び地域住民の文化拠点施設とし、誰もが気軽に訪れ交流を深めることができ、中心市街地の賑わいを創出できるような施設整備を行う。整備については、公有財産購入・発掘調査・地積調査・基本及び実施設計・本体工事及び来訪者用駐車場を用地取得・区画線工事・車止めなどを整備する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	城下町に整備する城下町回遊館は、来訪者への城下町散策の案内や観光情報の提供をはじめ、地域住民に地域の歴史文化を学習する施設とする。また、岡城ガイダンスセンターと連携し、来訪者が岡城跡と城下町を回遊する仕掛けづくり（馬車や電気自動車、自転車など）を行うことで、城下町の回遊性が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.12
事　　業　　名	竹田荘公園等整備事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 26 年度 ~ 平成 30 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（竹田地区都市再生整備計画事業）
事　業　箇　所	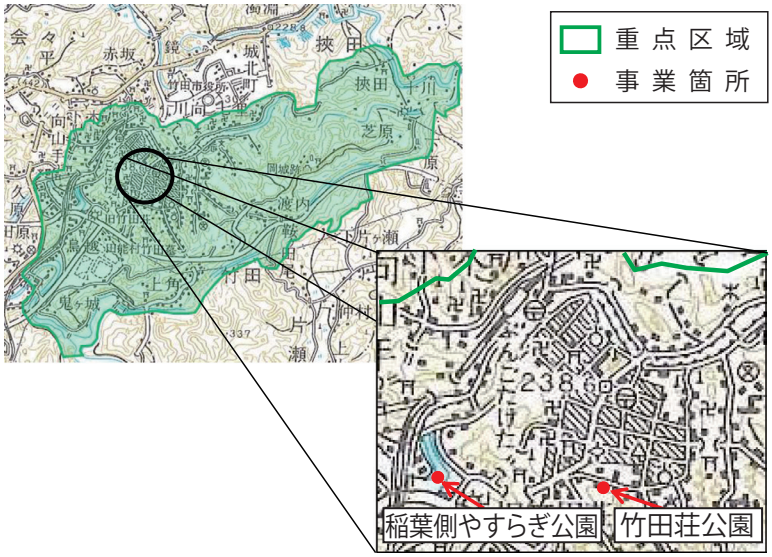
事　業　概　要	 現竹田荘公園 稲葉川やすらぎ公園 ■地域住民・来訪者にとって憩いの場である竹田荘公園（昭和 62 年整備）及び稲葉川やすらぎ公園（平成 14 年整備）は、休憩施設及び遊具等が老朽化しており、再整備が必要となっている。基本構想・実施設計・植栽舗装工事・遊具休憩施設の整備を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	田能村竹田顕彰活動の拠点施設である旧竹田荘に隣接する竹田荘公園及び田能村竹田作品の陶板展示がされているやすらぎ公園の再整備を行うことで、住民や来訪者が城下町に残された歴史的遺産と調和されたまちなみ及び郷土の偉人を身近に感じることができ、城下町の回遊性が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.13
事　　業　　名	風景に根ざしたやすらげる公園整備事業（ポケットパーク整備）
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 26 年度 ~ 平成 30 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（竹田地区都市再生整備計画事業）
事　業　箇　所	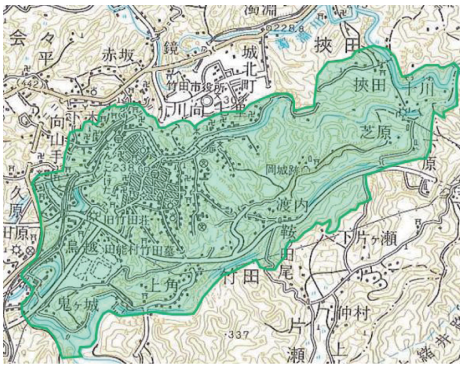
事　業　概　要	 空き地等 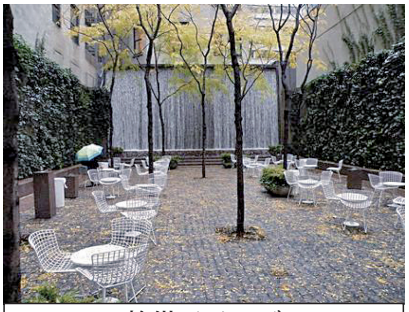 整備イメージ ■歩いて楽しい城下町を目指し、空き家や空き地を活用し、子どもたちが安心安全に遊べ、地域住民・来訪者が憩えるポケットパークを整備するため、植栽舗装工・遊具・休憩施設の設置を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	城下町にある空き家・空き地を有効活用し、更なる利活用を踏まえた公園の整備を行うことで、景観を阻害する空き家・空き地を整理し、まちなみの連続性を保つとともに、城下町の回遊性が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.14
事　　業　　名	駐車場整備事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 26 年度 ~ 平成 30 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（竹田地区都市再生整備計画事業）
事　業　箇　所	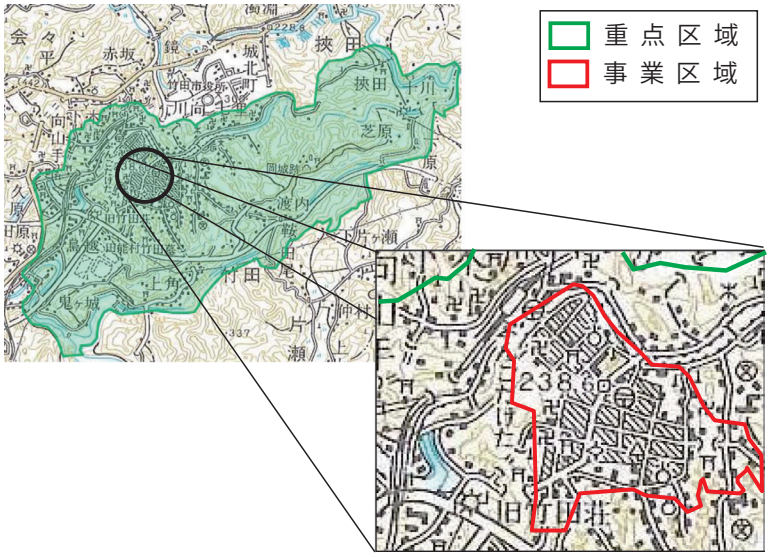
事　業　概　要	 歴史資料館駐車場 市営ふれあい駐車場 ■来訪者のために、城下町における駐車場配置計画及び実施設計・駐車場整備工事を行い、城下町の快適性・景観形成に配慮し、地域住民・来訪者満足度の向上を図る。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	城下町に適切な駐車場を配置することにより、歩行者が城下町で歩きやすくなる環境を向上させ、城下町に点在する多数の歴史的遺産を効率よく廻れるよう道路整備と合わせた回遊性の創出を行うことで、歴史的遺産を活かした歩けるまちづくりを行い、車による城下町内の移動の抑制が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.15
事　　業　　名	城下町路地裏整備事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 26 年度 ~ 平成 30 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（竹田地区都市再生整備計画事業）
事　業　箇　所	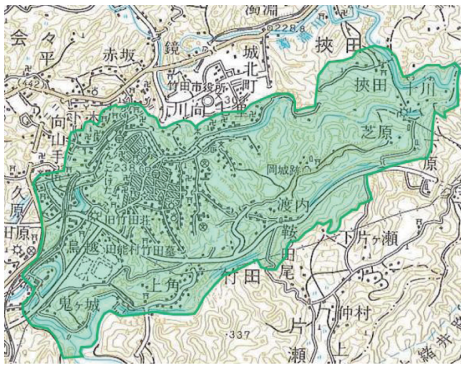
事　業　概　要	 既存の路地裏整備 ■民地等を活用し、敷地の所有者が、歴史的建造物等の特性を活かしたまちづくり協定を締結した上で道路美装化等を行う場合に、経費の一部について補助を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	城下町の回遊を図る案内表示整備と一体的に地域住民や来訪者が城下町の生活空間にも足を踏み入れるように路地裏整備を行うことで、景観に配慮したまちなみの連続性が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.16
事　　業　　名	城下町老朽危険空き家等除却促進事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 26 年度 ~ 平成 30 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（竹田地区都市再生整備計画事業）
事　業　箇　所	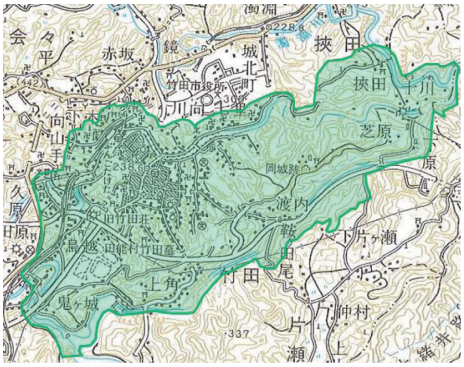 重点区域全域 重 点 区 域
事　業　概　要	 老朽危険家屋イメージ ■城下町の良好な景観形成の促進及び住環境の改善を図ることを目的に、使用されず適切に管理されていない老朽危険建物の除却に対し補助金を交付する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	近年使用されず適切に管理されていない老朽危険建物は、倒壊の危険性があり、城下町のまちなみの景観を損なっている。この老朽危険建造物の除却を行うことで、城下町の風情が醸し出されるような住環境の改善や良好な景観の形成が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.17
事　　業　　名	城下町空き家・空き店舗再生促進事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 26 年度～平成 30 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（竹田地区都市再生整備計画事業）
事　業　箇　所	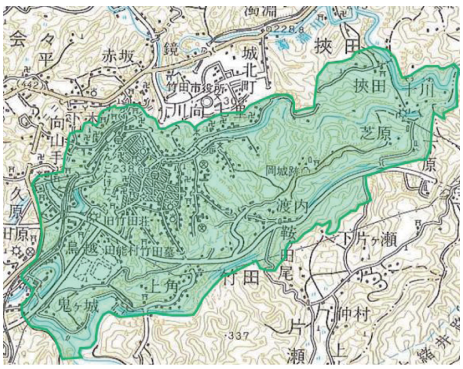
事　業　概　要	 空き家・空き店舗状況写真 ■空き家や空き店舗の有効活用をとおして、地域の活性化及び良好な景観形成の促進を図ることを目的に、再生に必要な改修等に対し補助金を交付する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	城下町の大部分を構成している商店街などでは、近年著しい衰退が進行しており、空き家・空き店舗が目立ち始めている。城下町を形成する建造物を再生しながら活用を行うことで、地域の活性化と歴史的まちなみの連続性の保全が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.18
事　　業　　名	城下町案内ガイド養成事業
事　業　主　体	竹田市・竹田市観光ボランティアガイド協会
事　業　期　間	平成 26 年度 ~ 平成 35 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（竹田地区都市再生整備計画事業）
事　業　箇　所	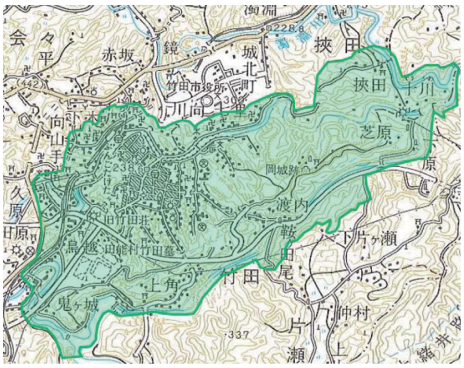
事　業　概　要	 岡城跡で案内をする子どもガイド ■観光ボランティアガイド・岡城こどもガイド・岡城楽しみ隊などの案内ガイドで城下町や岡城跡を案内する団体に対し、統一した内容で案内を実施できるようにガイド研修や案内テキスト等を作成するなど、必要な支援を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	城下町や岡城跡を訪れる来訪者に対し案内ガイドによる説明等が実施されているが、ガイドの説明内容が統一されていない状況にある。案内ガイドの充実に向けた取り組みに対し各活動団体と連携しながら支援を行うことで、より正確で統一された情報発信が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.19
事　　業　　名	城下町・岡城跡歴史学習事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 17 年度 ~ 平成 35 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（竹田地区都市再生整備計画事業）
事　業　箇　所	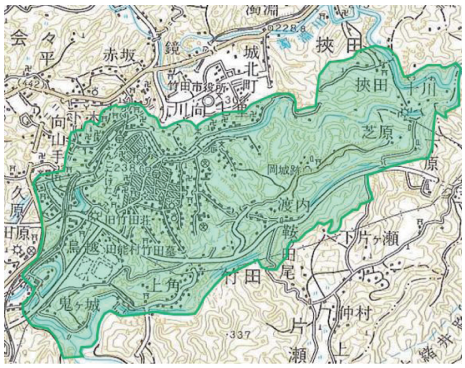
事　業　概　要	 古文書実践講座 由学館セミナー（講演会） ■竹田市内の文化財を中心とする文化財の視察、調査研究、学習による文化財理解を通して文化財愛護の啓発を行う文化財市民講座、歴史資料館や市立図書館に収蔵される古文書の読み下しを行う古文書解読講座、古文書を整理分類し基礎知識を学ぶ古文書実践講座などの充実を図る。また、各種講演会（由学館セミナー等）を実施し市民を対象としたに郷土学習の機会を設ける。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内に残される文化財を市民の手により調査研究を行う各種講座・各種講演会を行うことで、郷土の歴史について学ぶ機会の充実が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.20
事　　業　　名	城下町案内マップ等制作事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 26 年度 ~ 平成 30 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（竹田地区都市再生整備計画事業）
事　業　箇　所	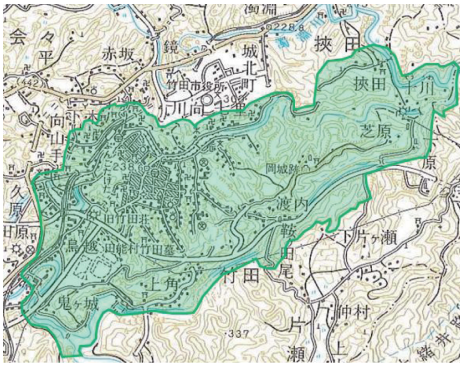 重点区域全域 重 点 区 域
事　業　概　要	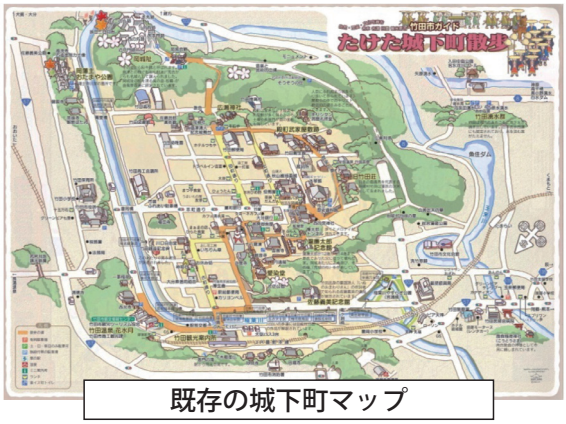 既存の城下町マップ ■城下町を訪れる来訪者に対し、回遊ルートや文化財などの情報をわかりやすく解説したパンフレットを作成し配布する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	城下町の観光案内マップはこれまでに作成されてきたが、文化財をより深く理解するための情報が不足していた。回遊ルート沿いの建造物や歴史、文化に関する情報を解りやすく解説した案内マップの作成を行うことで、来訪者に対し城下町への理解がより深く図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.21
事　　業　　名	城下町移住定住支援事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 26 年度 ~ 平成 30 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（竹田地区都市再生整備計画事業）
事　業　箇　所	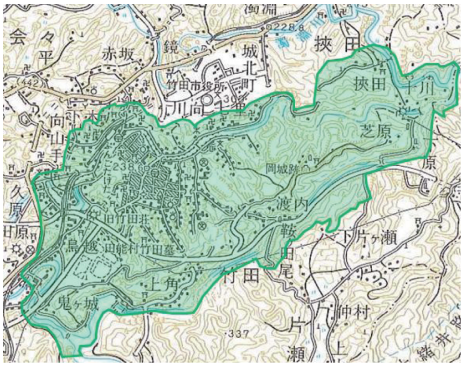 重点区域全域
事　業　概　要	 創作活動イメージ（紙人形） ■城下町で様々な文化活動の担い手を一定期間招聘し、移住を視野に入れた創作活動の場を提供する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	城下町では田能村竹田など様々な著名人を輩出してきていたが、近年文化活動の担い手育成が課題となっていた。アレックス・カー氏（東洋文化研究家）のコーディネートを受け、城下町へ様々な文化の担い手を一定期間招聘し、城下町に創作活動の場を提供しながら文化活動の担い手育成を行うことで、伝統・文化の継承及び地域の活性化あるいは移住定住促進が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.22
事　　業　　名	城下町・岡城跡回遊促進事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 26 年度 ~ 平成 35 年度
支 援 事 業 名	社会資本整備総合交付金（竹田地区都市再生整備計画事業）
事　業　箇　所	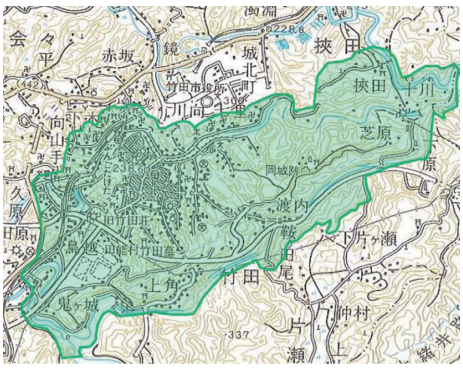 重点区域全域 重 点 区 域
事　業　概　要	 周遊自動車イメージ ■城下町と岡城跡を回遊する周遊自動車等やレンタル自転車等の交通手段を構築することにより、高齢者や身障者の来訪者に対し優しい回遊ルートを構築する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	城下町と岡城跡には距離がある上に標高差もあり、両者を結ぶ公共交通機関も無いことから、高齢者や身障者の来訪者にとって徒歩による移動が難しい状況にある。このため、城下町と岡城跡を結ぶ交通手段の構築を行うことで、地域住民や来訪者にとって安心・安全である城下町と岡城跡の回遊性が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事　業　番　号	No.23
事　　業　　名	民俗芸能等支援事業
事　業　主　体	竹田市
事　業　期　間	平成 15 年度 ~ 平成 30 年度
支 援 事 業 名	市単独事業 【※文化遺産を活かした地域活性化事業の活用を検討】
事　業　箇　所	竹田市内全域
事　業　概　要	 宮砥神楽 仏原獅子舞 ■竹田市内で伝承活動を行う民俗芸能保持団体に対し、用具の整備や担い手の育成に対する支援及び調査や記録保持（記録映像撮影等）を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内には数多くの民俗芸能保持団体が活動し、地域住民の手により継承されているが、近年後継者不足や用具等の老朽化により、将来的に民俗芸能の継承が困難となることが懸念される。これらの民俗芸能は祭礼等に欠くことのできないものであり、民俗芸能継承のための支援を行うことで、伝統・文化の継承や地域の活性化が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

第 7 章　歴史的風致維持形成建造物の指定

⑴　歴史的風致形成建造物の指定方針

竹田市には城下町を中心に、国・県・市の指定文化財等が多数存在しており、江戸時代以降この地域の文化の中心地として栄えた町並みとそこに住む人々の生活が一体となって歴史的風致を形成している。

これまでにも歴史的な建造物について竹田市文化財保護条例・竹田市史跡等環境保存条例に基づき保存と活用に努めてきた。今後も歴史的建造物を保存・活用する環境の充実を図り、連続性をもった町並みを後世に伝えていく。

あわせて、重点区域においては、歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的な建造物等を「歴史的風致形成建造物」として指定し、本市の歴史的発展と文化的価値を忠実に伝える歴史的風致の維持と向上を図っていく。

なお、指定にあたっては、建造物等の所有者及び管理者の意見を尊重した上で歴史まちづくり法第 12 条に基づいた手続きを行う。

⑵　歴史的風致形成建造物の指定基準

歴史的風致維持形成建造物の指定においては、本市の歴史的発展を忠実に後世に伝えるための重要な建造物等であって、保存と活用において価値を有すると認められるもので、次のいずれかに該当するものとする。

① 意匠、形態、技術性が優れているもの

② 歴史性、地方性、希少性、復元の可能性から価値が高く、保全が必要なもの

③ 外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持向上のために必要なもの

民間が所有するものにあっては、今後当該建造物の所有者が適切な維持管理をしていく意向をもっていることを確認して指定を行うこととする。

⑶　歴史的風致形成建造物の指定の対象

上記の⑴⑵を踏まえ、竹田市における歴史的風致形成建造物は、重点区域内において歴史的風致維持及び向上のためにその保全を図る必要があるものと認められるものを次のとおり指定する。ただし、重点区域内における重要文化財は除く。

①文化財保護法に基づく登録有形文化財（建造物）

②大分県文化財保護条例に基づく指定文化財

③竹田市市文化財保護条例に基づく指定文化財

④伝統的な意匠で建築され、重点区域内の歴史的風致の維持向上に寄与すると市長が認めた建造物

⑷　歴史的風致形成建造物の管理の指針

①歴史的風致維持形成建造物の維持・管理の基本的考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的風致の需要な構成要素であり、所有者はその歴史的風致形成建造物が存在する歴史的背景と保存の重要性を認識し、価値に基づいた維持管理を行うとともに、公開等の活用を行い、歴史的風致の維持及び向上を図る。

なお、維持管理に必要な修理等を行う場合は、専門家や学識経験者の意見･助言を求め、その意匠や形態等の保存・復原に努める。

②歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針

１．登録有形文化財、県・市指定文化財

国の登録文化財、県・市の指定文化財に関しては、それぞれ対応する法令・条例に基づき、現状変更などの行為規制などがすでに実施されている。修理については、現状の維持または調査に基づく復元を基本とする。公開・活用のために必要な防災上の措置等について、建造物の価値を損なわない範囲で実施する。

２．その他（未指定）の歴史的風致形成建造物

文化財の指定等がされていない歴史的風致形成建造物については、調査等を実施し価値を明らかにするとともに、必要に応じて文化財指定に取り組むものとし、それぞれ対応する法令・条例等に基づく保存を図るものとする。

その他の建造物については、歴史的風致の維持及び向上の観点から、外観を対象に現状の維持または調査に基づく復元を基本とし、内部においても価値が高いものについては、所有者に対し、所有者の生活を尊重しつつも保存に対する協力を求めていく。

③届出不要の行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号の規定に基づく届出が不要な行為については、以下のとおりとする。

１．文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財に

ついて、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合

2．大分県文化財保護条例（昭和 30 年大分県条例第 12 条）第 4 条第 1 項に基づく県指定有形文化財について、同条例第 18 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第 19 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合

3．竹田市文化財保護条例（平成 17 年条例 109 号）第 4 条第 1 項に基づく市指定有形文化財について、同条例第 14 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第 15 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合

(5)　歴史的風致形成建造物の指定候補

当該重点区域におけて、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

種　別	名　　称	写　　真	年　代	構造	所有者	備考
市指定史跡	御客屋敷		文化 3 年 （1806）	木造	竹田市	
登録有形 文化財	塩屋土蔵 （主屋・中蔵・古蔵）		主　屋 元治 2 年 （1865） その他 江戸末期	木造	個人	
登録有形 文化財	佐藤家住宅 （主屋・旧店舗兼主屋 ・旧味噌蔵・土蔵）		明治 12 年	木造	個　人	
登録有形 文化財	吉川家住宅 （主屋・土蔵・倉庫一 ・倉庫二・倉庫三）		主　屋 大正 11 年 倉庫三 明治 41 年 その他 明治 11 年	木造	個　人 （主屋・土蔵） 竹田市 （倉庫一・倉庫 二・倉庫三）	
登録有形 文化財	竹田市公民館竹田分館 （旧一味楼）		大正 2 年 ～大正 9 年	木造	竹田市	
登録有形 文化財	塩屋旧大蔵		江戸末期	木造	個　人	
登録有形 文化財	旧竹屋書店 （店舗兼主屋・土蔵）		明治 32 年	木造	個　人	
未指定	古田家中間長屋門		弘化 4 年 （1847）	木造	個　人	

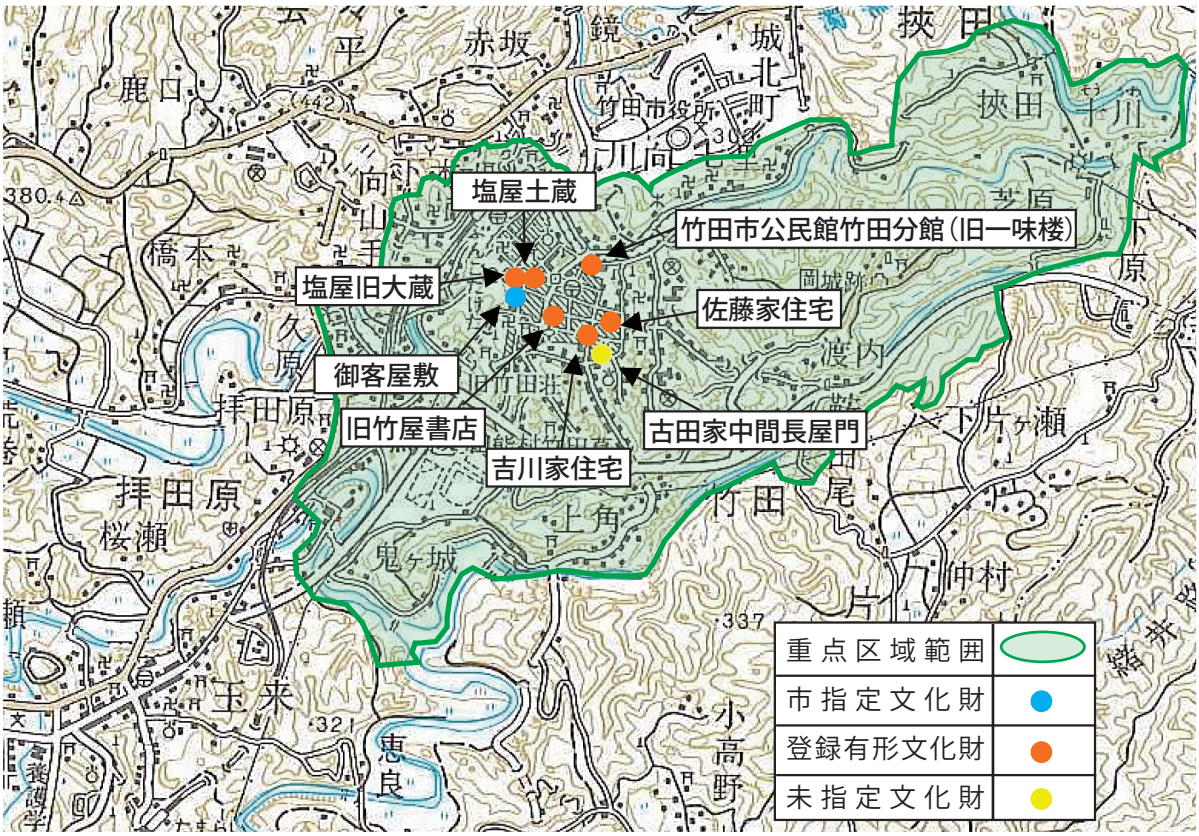

重点区域内における歴史的風致形成建造物の候補

竹田市内指定文化財等一覧表

竹田市指定文化財一覧表

No.		種別	種　類	指定年月日	名　称	旧市町名
1	1	国	史　跡	S11.12.16	岡城跡	竹田市
2	2	国	史　跡	S23.1.14	旧竹田荘　附　田能村竹田墓	竹田市
3	3	国	史　跡	S34.5.13	七ツ森古墳群	竹田市
4	4	国	史　跡	H9.9.2	岡藩主中川家墓所 （碧雲寺、おたまや公園、高流寺 . 大船山）	竹田市・久住町
5	5	国	重要文化財	S25.8.29	銅　鐘	竹田市
6	6	国	重要文化財	S63.12.19	願成院本堂（愛染堂）　附　棟札	竹田市
7	7	国	重要文化財	H11.5.13	白水溜池堰堤水利施設　附　白水池碑	竹田市・荻町
8	8	国	特別天然記念物	S30.2.15	カモシカ	竹田市
9	9	国	天然記念物	S37.1.26	くじゅう山のコケモモ群落	久住町
10	10	国	天然記念物	S36.9.21	大船山のミヤマキリシマ群落	久住町
11	11	国	天然記念物	S40.5.12	イヌワシ	久住町・直入町
12	12	国	天然記念物	H23.9.21	竹田市の阿蘇火砕流堆積物	竹田市
13	1	県	史　跡	S33.3.25	キリシタン洞窟礼拝堂	竹田市
14	2	県	史　跡	H12.3.24	西光寺境内	竹田市
15	3	県	史　跡	S50.3.28	野鹿洞穴	荻　町
16	4	県	史　跡	S34.3.26	長湯線彫磨崖仏及び梵字石	直入町
17	5	県	史　跡	S24.10.25	原のキリシタン墓碑	直入町
18	6	県	名　勝	S18.7.13	納池公園	久住町
19	7	県	天然記念物	S35.3.22	宮砥八幡社の社叢	竹田市
20	8	県	天然記念物	S35.3.22	神原のトチ	竹田市
21	9	県	天然記念物	S41.3.22	祖母山系イワメ	竹田市
22	10	県	天然記念物	S54.5.15	久住のツクシボダイジュ	久住町
23	11	県	天然記念物	S33.3.25	宮処野神社の社叢	久住町
24	12	県	天然記念物	S37.2.17	陽目の陟贅（かわのり）	荻　町
25	13	県	天然記念物	S33.3.25	橘木のシンパク	直入町
26	14	県	天然記念物	S33.3.25	栃原のヒイラギ	直入町
27	15	県	天然記念物	S18.7.13	籾山神社の大ケヤキ	直入町
28	16	県	天然記念物	H6.3.25	山浦のイチイガシ林とウラジロガシ林	直入町
29	17	県	無形民俗文化財	S41.3.22	阿鹿野獅子	竹田市
30	18	県	無形民俗文化財	H5.3.23	宮砥神楽	竹田市
31	19	県	無形民俗文化財	S34.3.20	宮処野神社の神保会行事	久住町
32	20	県	無形民俗文化財	S.41.3.22	荻神社ゆたて	荻　町
33	21	県	有形文化財	S36.3.14	紙本墨書不死吟（田能村竹田筆）	竹田市
34	22	県	有形文化財	S36.3.14	絹本着色伊藤鏡河像（田能村竹田筆）	竹田市
35	23	県	有形文化財	S48.3.20	円福寺石幢	竹田市

No.		種別	種　　類	指定年月日	名　　称	旧市町名
36	24	県	有形文化財	S48.3.20	岩瀬観音堂石造宝塔	竹田市
37	25	県	有形文化財	S48.3.20	井手ノ上石幢	竹田市
38	26	県	有形文化財	H12.3.24	絹本着色中川家歴代藩主肖像画（14 幅）	竹田市
39	27	県	有形文化財	H12.3.24	絹本着色中川家歴代藩主肖像画（4 幅）	竹田市
40	28	県	有形文化財	H12.3.24	紙本着色三宅山御鹿狩絵巻（16 巻） 附　木製納箱 4 合	竹田市
41	29	県	有形文化財	H13.4.3	木造男神坐像（3 体） （中川清秀　中川秀政　中川秀成）	竹田市
42	30	県	有形文化財	S55.4.8	西法寺跡宝塔	久住町
43	31	県	有形文化財	S53.3.31	古澤家石幢	久住町
44	32	県	有形文化財	S49.3.19	岩戸橋	荻　町
45	33	県	有形文化財	H10.3.20	妙雲寺阿弥陀如来立像	荻　町
46	34	県	有形文化財	H21.9.11	木造男神坐像　女神坐像（老女） 女神坐像（若女）	竹田市
47	35	県	有形文化財	H21.9.11	木聖観音立像	竹田市
48	36	県	有形文化財	H22.3.30	木造阿弥陀如来坐像	竹田市
49	37	県	有形文化財	H22.3.30	木造観音菩薩立像	竹田市
50	1	市	史　　跡	S47.4.1	御客屋敷	竹田市
51	2	市	史　　跡	S47.4.1	洗竹窓跡	竹田市
52	3	市	史　　跡	S47.4.1	唐橋君山の墓	竹田市
53	4	市	史　　跡	S47.4.1	鏡処刑場跡	竹田市
54	5	市	史　　跡	S47.4.1	市用横穴古墳群	竹田市
55	6	市	史　　跡	S47.4.1	妙見寺の磨崖不動明王	竹田市
56	7	市	史　　跡	S47.4.1	上畑釈迦堂磨崖仏	竹田市
57	8	市	史　　跡	S47.4.1	上坂田磨崖仏	竹田市
58	9	市	史　　跡	S47.4.1	碧雲寺線彫磨崖仏	竹田市
59	10	市	史　　跡	S54.4.1	愛宕山線彫磨崖仏	竹田市
60	11	市	史　　跡	S54.4.1	広瀬中佐の墓	竹田市
61	12	市	史　　跡	S56.5.25	小塚古墳群	竹田市
62	13	市	史　　跡	H12.8.16	久戸谷旧隧道	竹田市
63	14	市	史　　跡	S36.9.23	南山城跡	久住町
64	15	市	史　　跡	S36.9.22	久住山本堂跡	久住町
65	16	市	史　　跡	S36.9.22	千人塚	久住町
66	17	市	史　　跡	S44.6.24	湯の上古墳	久住町
67	18	市	史　　跡	S44.6.24	義天公の墓	久住町
68	19	市	史　　跡	S44.6.24	山野城跡	久住町
69	20	市	史　　跡	S44.6.24	朽網宗暦の墓	久住町
70	21	市	史　　跡	S50.12.25	北原遺跡	荻　町

No.		種別	種　類	指定年月日	名　称	旧市町名
71	22	市	史　跡	S50.12.25	日向遺跡	荻　町
72	23	市	史　跡	S50.12.25	桜山遺跡	荻　町
73	24	市	史　跡	S50.12.25	横迫遺跡	荻　町
74	25	市	史　跡	S50.12.25	下滝水遺跡	荻　町
75	26	市	史　跡	S50.12.25	政所西遺跡	荻　町
76	27	市	史　跡	S50.12.25	政所南原遺跡	荻　町
77	28	市	史　跡	S50.12.25	立石遺跡	荻　町
78	29	市	史　跡	S50.12.25	竜宮遺跡	荻　町
79	30	市	史　跡	S50.12.25	下原城跡	荻　町
80	31	市	史　跡	S50.12.25	仲村横穴古墳群	荻　町
81	32	市	史　跡	H2.10.22	古川遺跡	荻　町
82	33	市	史　跡	H6.5.17	古賀遺跡	荻　町
83	34	市	史　跡	H6.5.17	中山遺跡	荻　町
84	35	市	史　跡	H17.3.	馬背野峠	荻　町
85	36	市	史　跡	S62.12.7	牧の原遺跡	直入町
86	37	市	名　勝	S36.9.22	松並木	久住町
87	38	市	名　勝	S57.10.4	稲葉公園	久住町
88	39	市	名　勝	H17.1.12	南登山口のノシバ．ネザサ群落	久住町
89	40	市	天然記念物	S47.4.1	城原神社社叢	竹田市
90	41	市	天然記念物	S47.4.1	中村のイスノキ	竹田市
91	42	市	天然記念物	S47.4.1	下原のクロガネモチ	竹田市
92	43	市	天然記念物	S47.4.1	六柱社のイチイカシ	竹田市
93	44	市	天然記念物	S47.4.1	禰疑野神社のタブ	竹田市
94	45	市	天然記念物	S54.4.1	大塚神社のサカキ	竹田市
95	46	市	天然記念物	S54.4.1	片ヶ瀬の唐椿（トウツバキ）	竹田市
96	47	市	天然記念物	S54.4.1	小富士神社のイロハモミジ	竹田市
97	48	市	天然記念物	S54.4.1	霧島ツツジ	竹田市
98	49	市	天然記念物	S57.10.4	灰迫のアカガシ	久住町
99	50	市	天然記念物	S57.10.4	塔の原のツバキ	久住町
100	51	市	天然記念物	S57.10.4	平木のコナラ	久住町
101	52	市	天然記念物	S57.10.4	桑迫神社のトチノキ	久住町
102	53	市	天然記念物	S50.12.25	モクレン	荻　町
103	54	市	天然記念物	S50.12.25	イチョウ	荻　町
104	55	市	天然記念物	S55.3.8	籾山神社の二又ケヤキ	直入町
105	56	市	天然記念物	S55.3.8	籾山神社の杉並木	直入町
106	57	市	天然記念物	S55.3.8	八社神社のヒノキ	直入町
107	58	市	天然記念物	S55.3.8	山浦神社の杉	直入町

No.		種別	種　　類	指定年月日	名　　称	旧市町名
108	59	市	天然記念物	H2.11.21	上野のタブノキ	直入町
109	60	市	天然記念物	H2.11.21	水ヶ迫のウラジロガシ	直入町
110	61	市	天然記念物	H2.11.21	金刀比羅のコナラ	直入町
111	62	市	天然記念物	H2.11.21	原山のムクノキ	直入町
112	63	市	天然記念物	H6.12.21	鹿伏山自然林	直入町
113	64	市	天然記念物	H8.1.25	沢水のフジキ	直入町
114	65	市	無形文化財	S47.4.1	和紙製造技術	竹田市
115	66	市	無形民俗文化財	S47.4.1	城原神楽	竹田市
116	67	市	無形民俗文化財	S47.4.1	姫だるま製造技術	竹田市
117	68	市	無形民俗文化財	S47.4.1	庚申講	竹田市
118	69	市	無形民俗文化財	S54.4.1	禰疑野神楽	竹田市
119	70	市	無形民俗文化財	S56.2.4	小富士神社獅子 . 白熊	竹田市
120	71	市	無形民俗文化財	S56.2.4	平田獅子	竹田市
121	72	市	無形民俗文化財	S56.2.4	禰疑野神社獅子 . 白熊	竹田市
122	73	市	無形民俗文化財	S56.8.4	三宅獅子	竹田市
123	74	市	無形民俗文化財	S57.11.1	緩木獅子	竹田市
124	75	市	無形民俗文化財	S58.5.22	中村白熊	竹田市
125	76	市	無形民俗文化財	S58.5.22	中角獅子	竹田市
126	77	市	無形民俗文化財	S63.8.24	禰疑野神社病除祭	竹田市
127	78	市	無形民俗文化財	S50.12.25	荻神社神楽	荻　町
128	79	市	無形民俗文化財	S50.12.25	田代八幡神楽	荻　町
129	80	市	無形民俗文化財	S57.2.25	荻神社獅子舞	荻　町
130	81	市	無形民俗文化財	S57.2.25	荻神社白熊	荻　町
131	82	市	無形民俗文化財	S57.2.25	田代八幡神社獅子舞	荻　町
132	83	市	無形民俗文化財	S57.2.25	田代八幡神社白熊	荻　町
133	84	市	無形民俗文化財	S57.2.25	恵良原天満社獅子舞	荻　町
134	85	市	無形民俗文化財	S57.2.25	八坂神社獅子舞	荻　町
135	86	市	無形民俗文化財	S57.2.25	橘木神社神楽	荻　町
136	87	市	無形民俗文化財	S57.2.25	橘木神社獅子舞	荻　町
137	88	市	無形民俗文化財	S57.2.25	橘木神社白熊	荻　町
138	89	市	無形民俗文化財	S62.12.7	二又天祖神社岩戸神楽	直入町
139	90	市	無形民俗文化財	S21.7.7	久住夏越祭りの曳山行事	久住町
140	91	市	有形文化財（工芸）	H3.3.22	西光寺梵鐘	竹田市
141	92	市	有形文化財（絵画）	S47.4.1	碧雲寺の扁額	竹田市
142	93	市	有形文化財	S47.4.1	中川藩資料	竹田市
143	94	市	有形文化財（絵画）	H14.1.16	紙本墨書淡彩河豚図（田能村竹田筆）	竹田市

No.		種別	種　　類	指定年月日	名　　称	旧市町名
144	95	市	有形文化財（絵画）	H14.1.16	紙本淡彩茂林啼鳥図（田能村竹田筆）	竹田市
145	96	市	有形文化財（絵画）	H14.1.16	紙本著色御城真景図	竹田市
146	97	市	有形文化財（建造物）	S47.4.1	円通閣	竹田市
147	98	市	有形文化財（建造物）	S47.4.1	由学館の門	竹田市
148	99	市	有形文化財（建造物）	S47.4.1	西光寺本殿	竹田市
149	100	市	有形文化財（建造物）	S47.4.1	高流寺鐘楼門	竹田市
150	101	市	有形文化財（建造物）	S47.4.1	中川神社社殿	竹田市
151	102	市	有形文化財（建造物）	S47.4.1	高流寺金神堂	竹田市
152	103	市	有形文化財（建造物）	S54.4.1	城原神社社殿	竹田市
153	104	市	有形文化財（建造物）	S54.4.1	英雄寺鐘楼門	竹田市
154	105	市	有形文化財（建造物）	H3.3.22	西光寺鐘楼	竹田市
155	106	市	有形文化財（建造物）	H3.3.22	西光寺山門	竹田市
156	107	市	有形文化財（石造物）	S47.4.1	高流寺の石造仁王	竹田市
157	108	市	有形文化財（石造物）	S47.4.1	小仲尾の石造物	竹田市
158	109	市	有形文化財（石造物）	S47.4.1	小高野の宝筐印塔	竹田市
159	110	市	有形文化財（石造物）	S47.4.1	仏足石	竹田市
160	111	市	有形文化財（石造物）	S47.4.1	植木の地蔵塔	竹田市
161	112	市	有形文化財（石造物）	S47.4.1	植木の多宝塔	竹田市
162	113	市	有形文化財（石造物）	S47.4.1	織部灯籠	竹田市
163	114	市	有形文化財（石造物）	S54.4.1	観音寺の十六羅漢	竹田市
164	115	市	有形文化財（石造物）	S54.4.1	遠見灯籠	竹田市
165	116	市	有形文化財（石造物）	S54.4.1	若宮井路橋	竹田市
166	117	市	有形文化財（石造物）	S54.4.1	山王橋	竹田市
167	118	市	有形文化財（石造物）	H12.8.16	二俣石幢	竹田市
168	119	市	有形文化財（石造物）	H17.3.14	下坂田の板碑	竹田市

No.		種別	種　　類	指定年月日	名　　称	旧市町名
169	120	市	有形文化財	H15.8.5	人馬の鞍	竹田市
170	121	市	有形文化財	H20.7.7	木造天部形立像	竹田市
171	122	市	有形文化財	H20.7.7	木造不動明王立像	竹田市
172	123	市	有形文化財	H20.7.7	木造菩薩形立像	直入町
173	124	市	有形文化財	H20.7.7	木造菩薩形立像（両肘先欠）	直入町
174	125	市	有形文化財	H20.7.7	木造菩薩形立像（両肘先 . 足先欠）	直入町
175	126	市	有形文化財	H20.7.7	木造阿弥陀如来立像	竹田市
176	127	市	有形文化財	H20.7.7	御物石器	竹田市
177	128	市	有形文化財	H24.9.5	木造阿弥陀如来立像（厨子入）	竹田市
178	129	市	有形文化財	H24.9.5	木造千手観音立像（厨子入） 附　男子童像、弘法大師像、不動明王立像	竹田市
179	130	市	有形文化財	S44.6.24	久住神社の銅戈	久住町
180	131	市	有形文化財	S57.10.4	宇土の石造宝篋印塔	久住町
181	132	市	有形文化財	S57.10.4	神馬の石橋	久住町
182	133	市	有形文化財	S57.10.4	塔立の石幢	久住町
183	134	市	有形文化財	S57.10.4	塔の原の石幢	久住町
184	135	市	有形文化財	S57.10.4	入山公人鞍	久住町
185	136	市	有形文化財	S57.10.4	入山公大鏡	久住町
186	137	市	有形文化財	S57.10.4	久住神社の懸仏	久住町
187	138	市	有形文化財	S57.10.4	久住神社の神饌鉢	久住町
188	139	市	有形文化財	S57.10.4	常楽寺石造十一面観音座像 附　石造不動明王立像	久住町
189	140	市	有形文化財	S57.10.4	坂本石造地蔵供養塔	久住町
190	141	市	有形文化財	S57.10.4	潤島の石橋	久住町
191	142	市	有形文化財	S63.12.19	東光寺仏像	久住町
192	143	市	有形文化財	S63.12.19	伯楽天王	久住町
193	144	市	有形文化財	S63.12.19	古閑庵地蔵菩薩 . 脇立	久住町
194	145	市	有形文化財	H16.1.12	久住高原石燈籠	久住町
195	146	市	有形文化財	H16.1.12	一里山石燈篭	久住町
196	147	市	有形文化財	H16.1.12	米賀橋	久住町
197	148	市	有形文化財	S50.12.25	東福寺供養塔	荻　町
198	149	市	有形文化財	S50.12.25	宝篋印塔	荻　町
199	150	市	有形文化財	S50.12.25	浄土五輪塔	荻　町
200	151	市	有形文化財	H3.9.17	野鹿板碑	荻　町
201	152	市	有形文化財	H3.9.17	菅家鰐口	荻　町
202	153	市	有形文化財	H3.9.17	今永家鰐口	荻　町
203	154	市	有形文化財	H10.3.20	萬年祭碑及び角田簡の掛軸	荻　町

No.		種別	種　　類	指定年月日	名　　称	旧市町名
204	155	市	有形文化財	H14.3.14	岩戸橋文書	荻　町
205	156	市	有形文化財 （石造物彫刻）	S55.3.8	湯の原の薬師如来	直入町
206	157	市	有形文化財 （石造物彫刻）	S55.3.8	長野の山の神	直入町
207	158	市	有形文化財 （木造仏彫刻）	S55.3.8	宝泉寺の仏像	直入町
208	159	市	有形文化財 （石造建造物）	S55.3.8	冬田の宝篋印塔	直入町
209	160	市	有形文化財 （石造建造物）	S62.12.7	日向塚の干十字架残欠	直入町
210	161	市	有形文化財 （石造建造物）	S62.12.7	羽田野家の竹田畦五輪塔残欠	直入町
211	162	市	有形文化財 （石造建造物）	S62.12.7	祐田寺の石幢	直入町
212	163	市	有形文化財 （石造建造物）	S62.12.7	是専寺五輪塔群	直入町
213	164	市	有形文化財 （木造仏彫刻）	H2.11.21	木造文珠菩薩騎獅像	直入町
214	165	市	有形文化財 （木造仏彫刻）	H2.11.21	木造十一面観音菩薩立像	直入町
215	166	市	有形文化財 （石造建造物）	H2.11.21	真法院の五輪塔残欠	直入町
216	167	市	有形文化財 （木造仏彫刻）	H12.3.31	正光寺の仏像⑴木造虚空蔵菩薩坐像	直入町
217	168	市	有形文化財 （木造仏彫刻）	H12.3.31	正光寺の仏像⑵木造観音菩薩坐像	直入町
218	169	市	有形文化財 （工芸品）	H12.3.31	原口天満神社の宝物　銅和鏡２面	直入町
219	170	市	有形文化財 （木造仏彫刻）	H12.3.31	籾山神社の仏像　木造如来（伝弥勒）座像	直入町
220	171	市	有形文化財 （木造仏彫刻）	H12.3.31	沢水の仏像　木造十一面観世音菩薩座像	直入町
221	172	市	有形民俗文化財	H3.3.22	上坂田神明社湯立荒神面	竹田市
222	173	市	有形民俗文化財	H13.5.18	下本町下組恵比寿講文書　附 木製納箱１合	竹田市
223	174	市	有形民俗文化財	S57.10.4	相ケ鶴井手家の石蔵	久住町
224	175	市	有形民俗文化財	S50.12.25	荻小学校沿革史	荻　町
225	176	市	有形民俗文化財	S50.12.25	柏原小学校沿革史	荻　町
226	177	市	有形民俗文化財	H17.3.14	神原獅子舞の獅子頭	竹田市

登録有形文化財

No.	種別	種　　類	指定年月日	名　　称	旧市町名
1	国	登録文化財	H3.3.22	明治岡本井路（石垣井路）	竹田市
2	国	登録文化財	H3.3.22	若宮井路笹無田拱橋	竹田市
3	国	登録文化財	H15.12.25	塩屋主屋	竹田市
4	国	登録文化財	H15.12.25	塩屋中蔵	竹田市
5	国	登録文化財	H15.12.25	塩屋古蔵	竹田市
6	国	登録文化財	H18.12.19	佐藤家住宅主屋	竹田市
7	国	登録文化財	H18.12.19	佐藤家住宅旧店舗兼主屋	竹田市
8	国	登録文化財	H18.12.19	佐藤家住宅旧味噌蔵	竹田市
9	国	登録文化財	H18.12.19	佐藤家住宅土蔵	竹田市
10	国	登録文化財	H19.10.22	吉川家住宅主屋	竹田市
11	国	登録文化財	H19.10.22	吉川家住宅土蔵	竹田市
12	国	登録文化財	H19.10.22	吉川家住宅倉庫一	竹田市
13	国	登録文化財	H19.10.22	吉川家住宅倉庫二	竹田市
14	国	登録文化財	H19.10.22	吉川家住宅倉庫三	竹田市
15	国	登録文化財	H23.10.26	竹田市公民館竹田分館（旧一味楼）	竹田市
16	国	登録文化財	H23.10.26	塩屋旧大蔵	竹田市
17	国	登録文化財	H23.10.26	旧竹屋書店　店舗兼主屋	竹田市
18	国	登録文化財	H23.10.26	旧竹屋書店　土蔵	竹田市

登録記念物

No.	種別	種　　類	指定年月日	名　　称	旧市町名
1	国	登録記念物	H19.7.26	白水の滝	荻　町